千代田町地域防災計画

令和３年１２月改訂版

千代田町防災会議

目　　次

第１編　総　　則
第１節　計画の目的..... 1
第２節　防災の基本理念..... 2
第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱..... 4
第４節　本町の概況..... 11
第５節　過去の災害..... 13
第６節　被害の想定..... 14
第２編　風水害・雪害等対策編
第１章　災害予防計画..... 25
第１節　河川事業の推進..... 25
第２節　雪害の予防..... 26
第３節　避難場所・避難所・避難路の整備..... 27
第４節　建築物の安全性の確保..... 28
第５節　ライフライン施設等の機能の確保..... 29
第６節　避難誘導体制の整備..... 30
第７節　災害危険区域の災害予防..... 32
第８節　災害未然防止活動体制の整備..... 33
第９節　気象・水象観測体制の整備..... 34
第 10 節　情報の収集・連絡体制の整備..... 34
第 11 節　通信手段の確保..... 35
第 12 節　職員の応急活動体制の整備..... 37
第 13 節　防災関係機関の連携体制の整備..... 38
第 14 節　防災中枢機能等の確保..... 40
第 15 節　救助・救急及び医療活動体制の整備..... 41
第 16 節　緊急輸送活動体制の整備..... 43
第 17 節　避難収容活動体制の整備..... 45
第 18 節　食料・飲料水・生活必需品及び燃料等の調達・供給体制の整備..... 46
第 19 節　広報・広聴体制の整備..... 47
第 20 節　二次災害の予防..... 47
第 21 節　複合災害対策..... 48
第 22 節　防災訓練の実施..... 49
第 23 節　災害被害を軽減する住民運動の展開..... 51
第 24 節　防災思想の普及..... 53
第 25 節　住民の防災活動の環境整備..... 55
第 26 節　ボランティア活動の環境整備の促進..... 59

第 27 節　要配慮者対策..... 61
第 28 節　り災証明書の発行体制の整備..... 68
第 29 節　火災予防計画..... 69
第 30 節　竜巻・突風対策..... 71
第２章　災害応急対策..... 73
第１節　災害発生直前対策..... 73
第２節　避難誘導..... 85
第３節　災害未然防止活動..... 88
第４節　災害情報の収集・連絡..... 89
第５節　通信手段の確保..... 95
第６節　活動体制の確立..... 97
第７節　広域応援の要請等..... 105
第８節　自衛隊への災害派遣要請..... 107
第９節　災害の拡大防止及び二次災害の防止..... 110
第 10 節　救助・救急活動..... 111
第 11 節　医療活動..... 113
第 12 節　交通の確保..... 116
第 13 節　緊急輸送..... 119
第 14 節　障害物の除去..... 122
第 15 節　避難場所及び避難所の開設・運営..... 123
第 16 節　応急仮設住宅等の提供..... 126
第 17 節　広域的避難収容..... 129
第 18 節　町境を越えた広域避難者の受入..... 130
第 19 節　食料・飲料水・生活必需品及び燃料の調達、供給..... 133
第 20 節　保健衛生活動..... 138
第 21 節　防疫活動..... 139
第 22 節　行方不明者の捜索及び遺体の処置..... 140
第 23 節　広報・広聴活動..... 142
第 24 節　物価の安定及び消費者の保護..... 144
第 25 節　施設、設備の応急復旧..... 144
第 26 節　公共土木施設の応急復旧..... 145
第 27 節　電力施設の応急復旧..... 146
第 28 節　ガス施設の応急復旧..... 147
第 29 節　水道施設の応急復旧..... 148
第 30 節　電気通信設備の応急復旧..... 149
第 31 節　ボランティアの受入..... 150
第 32 節　義援物資・義援金の受入..... 152
第 33 節　要配慮者の災害応急対策..... 154
第 34 節　農業の災害応急対策..... 156
第 35 節　学校の災害応急対策..... 157
第 36 節　文化財施設の災害応急対策..... 159

第 37 節　労働力の確保..... 160
第 38 節　災害救助法の適用..... 161
第 39 節　動物愛護..... 163
第 40 節　消防計画..... 164
第 41 節　水防計画..... 165
第３章　災害復旧・復興..... 170
第１節　復旧・復興の基本方向の決定..... 170
第２節　原状復旧..... 171
第３節　計画的復興の推進..... 172
第４節　被災者等の生活再建の支援..... 173
第５節　被災中小企業等の復興の支援..... 178
第６節　公共施設の復旧..... 179
第７節　激甚災害法の適用..... 180
第８節　復旧資金の確保..... 183
第３編　震災対策編
第１章　災害予防計画..... 185
第１節　町土の保全..... 185
第２節　地震に強いまちづくりの推進..... 185
第３節　建築物の安全化..... 186
第４節　ライフライン施設等の機能の確保..... 187
第５節　液状化対策..... 187
第６節　危険物施設等の安全確保..... 187
第７節　情報の収集・連絡体制の整備..... 188
第８節　緊急地震速報と地震情報..... 189
第９節　通信手段の確保..... 192
第 10 節　職員の応急活動体制の整備..... 192
第 11 節　防災関係機関との連携体制の整備..... 192
第 12 節　防災中枢機能等の確保..... 194
第 13 節　救助・救急及び医療活動体制の整備..... 194
第 14 節　消火活動体制の整備..... 195
第 15 節　緊急輸送活動体制の整備..... 196
第 16 節　避難収容活動体制の整備..... 197
第 17 節　食料・飲料水・生活必需品及び燃料等の調達・供給体制の整備..... 199
第 18 節　広報・広聴体制の整備..... 199
第 19 節　二次災害の予防..... 200
第 20 節　複合災害対策..... 200
第 21 節　防災訓練の実施..... 200
第 22 節　災害被害を軽減する住民運動の展開..... 201
第 23 節　防災思想の普及..... 202
第 24 節　住民の防災活動の環境整備..... 205
第 25 節　ボランティア活動の環境整備の促進..... 205

第 26 節　要配慮者対策..... 205
第 27 節　地震防災緊急事業の推進..... 206
第 28 節　帰宅困難者対策..... 207
第 29 節　災害廃棄物対策..... 208
第 30 節　り災証明書の発行体制の整備..... 208
第２章　災害応急対策..... 209
第１節　地震情報の収集・連絡..... 209
第２節　災害情報の収集・連絡..... 211
第３節　通信手段の確保..... 211
第４節　活動体制の確立..... 212
第５節　広域応援の要請等..... 214
第６節　自衛隊への災害派遣要請..... 214
第７節　救助・救急活動..... 215
第８節　医療活動..... 215
第９節　消火活動..... 216
第 10 節　交通の確保..... 216
第 11 節　緊急輸送..... 217
第 12 節　障害物の除去..... 217
第 13 節　避難誘導..... 217
第 14 節　避難場所及び避難所の開設・運営..... 217
第 15 節　応急仮設住宅等の提供..... 218
第 16 節　広域的避難収容..... 218
第 17 節　町境を越えた広域避難者の受入..... 218
第 18 節　食料・飲料水・生活必需品及び燃料の調達、供給..... 219
第 19 節　保健衛生活動..... 219
第 20 節　防疫活動..... 219
第 21 節　行方不明者の捜索及び遺体の処置..... 219
第 22 節　広報・広聴活動..... 220
第 23 節　物価の安定及び消費者の保護..... 220
第 24 節　施設、設備の応急復旧..... 220
第 25 節　公共土木施設の応急復旧..... 220
第 26 節　電力施設の応急復旧..... 220
第 27 節　ガス施設の応急復旧..... 221
第 28 節　水道施設の応急復旧..... 221
第 29 節　電気通信設備の応急復旧..... 221
第 30 節　二次災害の防止..... 222
第 31 節　ボランティアの受入..... 223
第 32 節　義援物資・義援金の受入..... 223
第 33 節　要配慮者の災害応急対策..... 223
第 34 節　学校の災害応急対策..... 224
第 35 節　文化財施設の災害応急対策..... 224

第 36 節　労働力の確保 224
第 37 節　災害救助法の適用 224
第 38 節　動物愛護 225
第３章　災害復旧・復興 226
第１節　復旧・復興の基本方向の決定 226
第２節　原状復旧 226
第３節　計画的復興の推進 226
第４節　被災者等の生活再建の支援 226
第５節　被災中小企業等の復興の支援 226
第６節　公共施設の復旧 226
第７節　激甚災害法の適用 227
第８節　復旧資金の確保 227
第４編　その他の災害対策編
第１章　航空災害対策 227
第１節　災害予防 227
第２節　災害応急対策 228
第２章　道路災害対策 230
第１節　災害予防 230
第２節　災害応急対策 232
第３節　災害復旧 233
第３章　危険物等災害対策 234
第１節　災害予防 234
第２節　災害応急対策 236
第３節　災害復旧 238
第４章　県外の原子力施設事故対策 239
第１節　災害予防 239
第２節　災害応急対策 241
第３節　災害復旧対策 243
第５章　大規模な火事災害対策 244
第１節　災害予防 244
第２節　災害応急対策 247
第３節　災害復旧・復興対策 248
資料編
第１　組織関係 249
１－１　防災関係機関一覧 249
１－２　千代田町防災会議条例 252
１－３　千代田町災害対策本部条例 254
第２　災害危険区域関係 255
２－１　重要水防区域 255
第３　消防関係 256
３－１　消防組織 256

３－２　消防施設の現況 256
第４　水防関係 257
４－１　水防に関する資料 257
４－２　樋門等一覧 260
４－３　水害対応チェックリスト 261
第５　避難収容関係 262
５－１　避難場所一覧 262
５－２　要配慮者利用施設 264
５－３　応急仮設住宅建設予定地 264
第６　医療救護関係 265
６－１　医療機関 265
６－２　医療資材の調達先 265
第７　輸送関係 266
７－１　ヘリポート予定地 266
７－２　緊急輸送車両 266
７－３　緊急輸送道路路線図 267
第８　自衛隊関係 268
８－１　自衛隊派遣部隊の宿泊予定地 268
第９　物資供給関係 269
９－１　食料の調達先及び備蓄物資 269
９－２　給水可能施設及び給水能力 271
９－３　生活必需品の調達先及び備蓄物資 272
第 10　衛生関係 274
10－１　し尿処理施設 274
10－２　ごみ処理施設 274
10－３　粗大ごみ処理施設及び資源化施設 274
10－４　最終処理施設 275
第 11　遺体の収容・処理関係 275
11－１　遺体収容所 275
11－２　火葬場 275
第 12　災害救助法関係 276
12－１　災害救助基準 276
第 13　その他の資料 279
13－１　気象庁震度階級関連解説表（抜粋） 279
第 14　関係様式 280
14－１　被害報告関係様式 280
14－２　自衛隊派遣要請関係様式 290
14－３　緊急通行車両の確認関係様式 291

第１編　総　　則

第１節　計画の目的

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、千代田町防災会議が作成する計画であり、町、防災関係機関、住民等がその全機能を有効に発揮し、相互に協力して町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、町域並びに住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

２　計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第１編の総則に続いて、第２編を風水害・雪害等対策編、第３編を震災対策編、第４編をその他の災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、別途、資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。

３　計画の修正

千代田町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

４　用　語

この計画における用語の意義は、次に定めるところによる。

（１）基　本　法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
（２）救　助　法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
（３）本　　部	基本法第 23 条第１項の規定により、町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、千代田町地域防災計画の定めるところにより町長が設置する千代田町災害対策本部をいう。
（４）本　部　長	基本法第 23 条第２項の規定により、町長をもって充てる千代田町災害対策本部長をいう。
（５）県防災計画	基本法第 40 条の規定により、群馬県防災会議が作成する群馬県地域防災計画をいう。
（６）防災関係機関	千代田町防災会議条例（昭和 39 年条例第 30 号）第３条に定める委員の属する機関をいう。

第２節　防災の基本理念

平成 23 年３月 11 日に発生した「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード 9.0)」では、１都９県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災者の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生し、群馬県にも多大な影響を及ぼした。これらの地震は、震災対策の緊急性と重要性を国民全体に改めて認識させるとともに、数々の教訓を残している。

一方、風水害においては、局地的な集中豪雨が頻発し、住民の生命、財産に多大な被害を与えており、平成 13 年、平成 17 年、平成 25 年と水防法が改正され、洪水や土砂災害に対する対策の強化が図られた。直近では、平成 27 年９月９日から 11 日に関東地方及び東北地方で発生した「平成 27 年９月関東・東北豪雨」において、関東地方北部から東北地方南部を中心として 24 時間雨量が 300 ミリ以上となる豪雨により、堤防の決壊、越水や漏水、溢水、堤防法面の欠損・崩落等が発生し、茨城県常総市では鬼怒川と小貝川に挟まれた広範囲が水没した。

これら東日本大震災や風水害等を踏まえ、平成 24 年６月、平成 25 年６月、平成 26 年 11 月に災害対策基本法が改正されており、平成 24 年６月の改正では、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整すること等が盛り込まれた。さらに、平成 25 年６月の改正では、自力避難が難しい障がい者や一人暮らし高齢者等の「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられた。

県においても、東日本大震災の課題や災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正等を踏まえ、群馬県地域防災計画が平成 28 年３月に修正されており、本町においても、国・県の対応を踏まえ、「減災」の考え方（大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという考え方・取組み）に立った防災対策を進めていくため、千代田町地域防災計画を改訂するものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

１　減災の考え方を踏まえた災害予防

（１）「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、住民、事業所、自主防災組織、団体等のさまざまな主体による「自助」・「共助」の取組みを推進していく必要がある。また、住民自身の判断による「自主避難」や「食料・応急物資の個人備蓄」、「家族間の災害時の連絡手段の確認」等、減災に向けた取組みを推進する。

（２）災害に備え、被害を最小限に抑えるためには、常日頃から防災意識の醸成を図ることが重要であり、定期的な防災訓練や災害時の組織活動の基本となる地域コミュニティの構築等を生活の一部として実施していく。

（３）全国各地で、集中豪雨や台風等による風水害等が多発しており、ハード、ソフト一体と

なった総合的な取組みにより、災害危険箇所の安全を確保する必要がある。集中豪雨・台風等による河川の氾濫や浸水等の被害を軽減するため、今後も河川施設等の整備、治水施設の整備、水防体制、避難体制の強化等を図る。

（４）小・中学校、総合体育館等の指定緊急避難場所及び指定避難所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた指定緊急避難場所及び指定避難所の検討並びに整備体制の充実を図る。

（５）災害時において、地域への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、町防災行政無線を運用し、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）も含めた広報に努め効果的な情報体制を確立するものとする。また、町安全安心メールの運用や、通信各社による緊急速報メールにより「災害・避難情報」の提供体制を充実していく。

２　被害最小化に向けた迅速かつ円滑な災害応急対策

（１）発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

（２）災害の発生及びおそれのあるときは、職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立、関係機関との緊密な連携に努める必要がある。また、想定をはるかに上回る規模の災害の発生に対応するために、迅速な初動体制を確立することができるよう、「職員初動マニュアル」の作成・運用等、被害最小化に向けた防災体制の充実を図るものとする。また、洪水ハザードマップの活用による浸水想定区域等の認知等の手法を採り入れながら、地域住民による防災行動・避難行動を支援していく。

（３）災害時における要配慮者の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の特定、要配慮者情報の把握、避難支援者の設定等を検討するとともに、特に、避難行動要支援者の状況等を登載した避難行動要支援者名簿等を整備・活用するものとする。家庭や地域ぐるみによる要配慮者の的確な把握や災害時の情報伝達、救助体制、避難所等の周知、誘導等これらの防災体制の確立を図る。

（４）避難所においては、要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（気持ちを落ちつけられる場所）等を避難所開設当初から設置するように努める必要があり、また、女性の相談員、福祉相談員の配置についても検討し、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるようにする。

３　適切かつ速やかな災害復旧・復興

（１）発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

（２）被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

（３）被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

（４）被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

１　千代田町

処理すべき事務又は業務の大綱	
１　防災に関する組織の整備に関すること。 ２　防災に関する訓練に関すること。 ３　防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 ４　災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。 ５　予報・警報の伝達に関すること。 ６　避難の勧告又は指示に関すること。 ７　消防、水防その他の応急措置に関すること。 ８　被災者の救難、救助その他保護に関すること。	９　被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。 10　施設及び設備の応急復旧に関すること。 11　清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。 12　緊急輸送の確保に関すること。 13　災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関すること。 14　災害復旧及び復興計画に関すること。 15　町防災会議に関すること。 16　町内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

２　消防機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
館林地区消防組合 千代田消防署	１　火災等に対する予防、防ぎょ及び拡大防止対策に関すること。 ２　消防機材等の整備充実及び訓練に関すること。 ３　災害時における人命救助に関すること。 ４　危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関すること。

３　指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 （前橋財務事務所）	１　金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること。 ２　災害復旧事業費の査定立合いに関すること。 ３　災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。 ４　国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。 ５　提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること。
関東農政局	１　災害予防

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
（群馬支局）	（１）ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 （２）農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 ２　災害応急対策 （１）農業に関する被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 （２）種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 （３）主要食糧の供給に関すること。 （４）生鮮食料品等の供給に関すること。 （５）農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 （６）土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。 ３　災害復旧 （１）農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関すること。 （２）被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 ４　その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
関東地方整備局 （利根川上流河川事務所ほか） （（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）・リエゾン（災害対策現地情報連絡員））	管轄する河川・道路・砂防・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。 １　災害予防 （１）防災上必要な教育及び訓練 （２）通信施設等の整備 （３）公共施設等の整備 （４）災害危険区域等の関係機関への通知 （５）官庁施設の災害予防措置 （６）豪雪害の予防 ２　災害応急対策 （１）災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 （２）水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等 （３）建設機械の現況及び技術者の現況の把握 （４）災害時における復旧用資材の確保 （５）災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 （６）災害時のための応急復旧用資機材の備蓄 （７）緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 ３　災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の

機　　関　　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。
群馬労働局 （館林公共職業安定所）	1　事業場における労働災害の防止に関すること。 2　災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること。 3　災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。
東京管区気象台 （前橋地方気象台）	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の 予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

4　陸上自衛隊

機　　関　　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第12旅団	1　災害派遣の準備 （1）防災関係情報資料の整備に関すること。 （2）防災関係機関との連絡、調整に関すること。 （3）自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 （4）防災に関する教育訓練の実施に関すること。 2　災害派遣の実施 （1）人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 （2）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

5　群馬県

機　　関　　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
大泉警察署 赤岩駐在所 上五箇駐在所	1　災害時の公安警備に関すること。 2　人命救助及び避難の誘導に関すること。 3　行方不明者の捜索に関すること。 4　災害時の交通情報の収集、分析及び提供に関すること。 5　交通規制の実施及び緊急輸送道路の確保に関すること。
館林行政県税事務所	1　県防災計画による地方部内の総合調整に関すること。 2　地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 3　人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集

機　　関　　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	に関すること。 4　庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関すること。 5　市町村における災害対策の指導及び連絡調整に関すること。 6　緊急輸送車両の確認事務に関すること。 7　商工業に係る災害情報の収集及び災害応急対策に関すること。 8　生活必需品の調達及び供給に関すること。 9　その他地方部内各班に属しない事項に関すること。
館林保健福祉事務所	1　災害時の医療、助産、防疫対策に関すること。
東部環境事務所	1　災害時における、ごみ・し尿に係る応急対策の指導に関すること。
桐生森林事務所	1　治山、林道及び林産物に係る災害情報の収集及び災害応急対策に関すること。
東部農業事務所	1　農業に係る災害情報の収集及び災害応急対策に関すること。
館林土木事務所	1　公共土木施設に係る災害情報の収集及び災害応急対策に関すること。 2　群馬県水防計画の実施に関すること。
東部教育事務所	1　学校教育に係る災害情報の収集及び災害応急対策に関すること。 2　県立学校が避難施設場所に使用される場合の町への協力に関すること。

6　指定公共機関

機　　関　　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便（株） （大泉郵便局） （赤岩郵便局） （富永郵便局）	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害特別事務取扱に関すること。 （1） 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ　被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 （2） 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話（株） （群馬支店）	1　電気通信設備の保全に関すること。 2　重要通信の確保に関すること。
（株）ＮＴＴドコモ （群馬支店）	1　携帯電話設備の保全に関すること。 2　重要通信の確保に関すること。
日本赤十字社	1　医療救護班の編成及び医療救護の実施に関すること。

機　　関　　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
（群馬県支部）	2　救護所の開設及び運営に関すること。 3　日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 4　輸血用血液の確保及び供給に関すること。 5　義援金品の受領、配分及び募金に関すること。 6　日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 7　外国人の安否の調査に関すること。 8　広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関すること。
日本放送協会 （前橋放送局）	1　防災思想の普及に関すること。 2　気象予報・警報の周知に関すること。 3　災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4　放送施設に対する障害の排除に関すること。 5　避難所等における受信機の貸与・設置に関すること。 6　社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
日本通運（株） （群馬支店）	1　貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
東京電力ホールディングス（株） （太田支社）	1　電力施設の保安の確保に関すること。 2　電力の供給の確保に関すること。

7　指定地方公共機関

機　　関　　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
（公社）群馬県医師会	1　医療及び助産活動の協力に関すること。 2　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3　医療救護活動の実施に関すること。
（公社）群馬県看護協会	1　救護活動に必要な看護の確保に関すること。
（一社）群馬県ＬＰガス協会	1　ＬＰガス設備の保安の確保に関すること。 2　ＬＰガスの供給の確保に関すること。 3　会員事業者の連絡調整に関すること。
（一社）群馬県バス協会	1　バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。 2　被災地の交通の確保に関すること。
（一社）群馬県トラック協会	1　貨物自動車による救助物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
放送機関 群馬テレビ（株） （株）エフエム群馬	1　防災思想の普及に関すること。 2　気象予報・警報の周知に関すること。 3　災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。

機　　関　　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	4　社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
群馬東部水道企業団	1　上水道施設の保安の確保に関すること。 2　水道水の供給の確保に関すること。

8　公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機　　関　　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
邑楽館林農業協同組合	1　共同利用施設の保全に関すること。 2　農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関すること。 3　町が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関すること。
（一社）館林市邑楽郡医師会	1　医療及び助産活動の協力に関すること。 2　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3　医療救護活動の実施に関すること。
病院等経営者	1　入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 2　災害時における負傷者等の医療、助産、救助に関すること。
社会福祉施設経営者	1　入所者及び通所者の安全の確保に関すること。 2　被災傷病者の救護に関すること。
社会福祉協議会	1　被災生活困窮者の生活の支援に関すること。 2　義援金品の募集及び配分に関すること。 3　ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
商工会	1　被災事業者に対する支援に関すること。 2　町が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。 3　救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。 4　物価の安定についての協力に関すること。
金融機関	1　被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
燃料取扱機関	1　石油類、プロパンガス等の防災管理に関すること。 2　災害時における燃料の供給に関すること。
建設業協会	1　建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
区長会・婦人会等	1　町が行う災害救助等の防災管理に関すること。 2　義援金品の募集の協力に関すること。
防災重要施設管理者	1　災害予防体制の整備に関すること。 2　所管施設の防災応急処置の実施に関すること。 3　被災施設の災害復旧の実施に関すること。
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若し	1　災害時における事業活動の継続的実施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関すること。

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
くは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）	

９　住民

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
住民	１　食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。

第４節　本町の概況

１　本町の概況

（１）位置と地勢

本町は、群馬県の南東部に位置し、利根川中流域の左岸に沿って東西に延びる平坦地に発達した都市である。東は明和町、北は館林市、邑楽町、西は大泉町、南は埼玉県熊谷市及び行田市に接しており、総面積は 21.73km^2 である。

本町は、利根川、谷田川、新谷田川、五箇川を中心とした水と、北部、西部に点在する平地林等を有する自然豊かな町である。

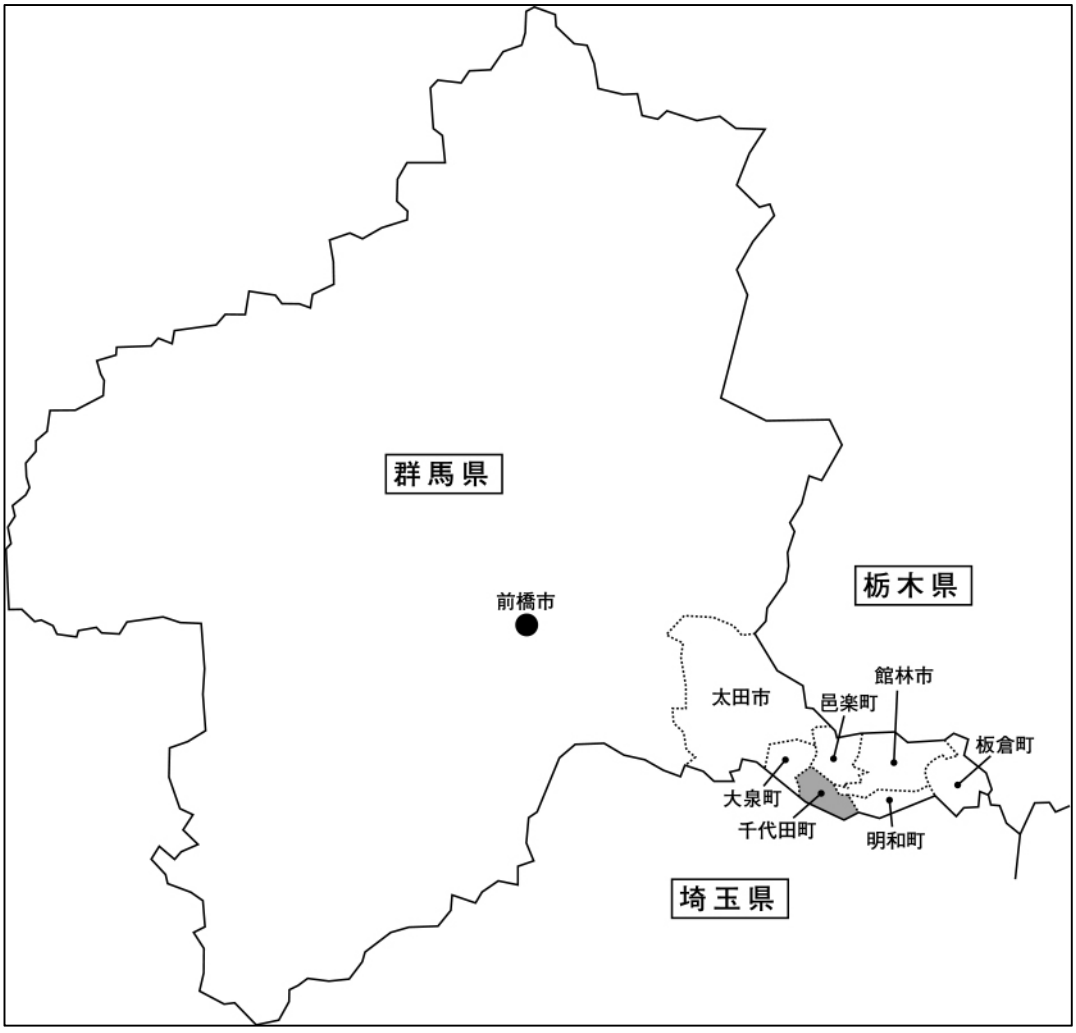

（２）気象

本町は、いわゆる内陸性の気候で雷雨が多く、冬期は「空っ風」が強く、４月から５月上旬にかけて晩霜があるのが特色である。

気温は、夏期冬期の一時期を除き、全般的に温暖である。降雨量は、年間約 1,000㎜ 程度で７・９月に最も多く、冬期は晴天が続き雨量は著しく少なく乾燥度は高いが、全般的には過ごしやすい気象条件である。

（3）人口・世帯

平成 27 年の国勢調査によると、本町の人口は 11,331 人となっており、年々、減少傾向で推移している。

世帯数については、増加の一途にあり、平均世帯構成員数が大きく低下し、核家族化の進行が著しい。

また、年齢階層別の人口推移をみると、15 歳未満の年少人口や 15 歳から 64 歳の生産年齢人口は減少の傾向にあり、一方で 65 歳以上の高齢者人口が増加の傾向にあることから、本町においても、少子・高齢化が進行してきているといえる。

人口・世帯数の推移

単位：（人・世帯・人／世帯）

区　分	1995年（平成７年）	2000年（平成12年）	2005年（平成17年）	2010年（平成22年）	2015年（平成27年）
総人口	11,758	11,602	11,620	11,473	11,331
世帯数	3,191	3,341	3,575	3,719	3,937
１世帯当たり人員	3.68	3.47	3.25	3.08	2.87

※平成22年の総人口は、年齢不詳者数を含める。

（資料：国勢調査）

年齢階層別人口の推移

単位：（人）

区　分	1995年（平成７年）	2000年（平成12年）	2005年（平成17年）	2010年（平成22年）	2015年（平成27年）
年少人口（15歳未満）	1,939	1,719	1,614	1,531	―
生産年齢人口	7,882	7,704	7,686	7,376	―
高齢者人口（65歳以上）	1,937	2,179	2,320	2,542	―
合　計	11,758	11,602	11,620	11,449	11,331

※2015年（平成27年）の年少人口、生産年齢人口、高齢者人口は未発表

（資料：国勢調査）

（4）土地利用

本町における土地利用状況は次のとおりである。

（平成27年度）

種　別	農　地	宅　地	山　林	その他	合　計
面　積（ha）	1,002	435	51	685	2,173
割　合（%）	46.1	20.0	2.4	31.5	100

第５節　過去の災害

本庁において過去に発生した災害は次のとおりである。

発生年月日	種　　別	被　害　の　状　況
明治43年８月10日 ～11日	水　　害 （西部・中央部・東部地区の利根川堤防の破堤）	1　人的被害 死　者　18名 行方不明　24名 傷　者　３名 合　計　45名 2　家屋被害 全壊家屋　35戸　床上浸水829戸 半壊家屋　32戸　床下浸水244戸 流失家屋　47戸 合　計　1,187戸
昭和22年９月14日 ～15日	台　　風 （カスリーン台風）	1　家屋被害 全壊家屋　１戸 半壊家屋　１戸 床上浸水　32戸 床下浸水　181戸 合　計　215戸
昭和41年９月25日	台　　風 （台風第26号）	1　家屋被害 住宅全壊　22戸 住宅半壊　16戸 物置・作業所全壊　26戸 物置・作業所半壊　21戸 合　計　85戸
平成23年３月11日	地　　震 （平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震）	1　家屋等被害 住宅一部損壊　486戸 物置・作業所一部損壊　３戸 合　計　489戸

第６節　被害の想定

１　群馬県における地震被害想定調査

群馬県では、1995年（平成７年）の阪神・淡路大震災を教訓として、防災対策の強化・充実に役立てるため、平成７年度から３か年をかけて地震被害想定調査を行った。

その後、被害想定の前提とした社会条件等が大きく変化し、また、その間、地震学・地震工学の進展に伴い、より高精度に地震被害を予測することが可能となった。

そのような状況を踏まえ、平成23～24年度にかけて、地盤や建築、火災などの専門家による群馬県地震被害想定調査検討委員会において検討を行い、前回調査の見直しを行った。

新たな調査の特徴としては、想定地震の震源位置や規模の見直しをはじめ、国等が行った地震被害調査等によって明らかになった点及び強震動・被害予測手法等に関する最新の知見、技術を用い、被害想定手法等の見直しを行った。なお、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を考慮し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定した。

本調査は、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性の高い地震に対し、群馬県の自然条件や社会条件のもとで、現在の科学的知見に基づき地震による被害を予測したものである。

以下にその概要を示す。

（１）想定した地震

この調査で被害予測を行った想定地震は、発生確率が低い、あるいは不明であるが、活動した場合に大きな被害を及ぼす可能性がある、県内に分布する３つの活断層（帯）とした。

現在確認されている状況においては、太田断層の長さは約 18km、片品川左岸断層の長さは約７～９km であるが、近年までの日本における内陸地震に関する知見から、全長 20km 程度以下の活断層については、必ずしも地下の震源断層の長さ全てが地表に活断層として現れる訳ではなく、一部の短い断層としてしか現れていない場合があることが分かってきている（地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会,2010)。以上により、断層の不確実さを考慮した上で、長さが 20km 以下であるとされる両断層については、断層の長さを延長して震源断層とした。

想定地震名	規模（M）	想定地震の説明	震源断層モデル				
			走向（度）	傾斜（度）	長さ（km）	幅（km）	上端深さ（km）
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層	121°	60° 南西傾斜	82	20	5
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に分布する活断層	154.8°	45° 南西傾斜	24	18	2
片品川左岸断層による地震	7.5	県北部の沼田市周辺に分布する活断層	16.8°	45° 東傾斜	20	18	2

被害想定を行った３つの断層（帯）と想定断層モデルの位置図

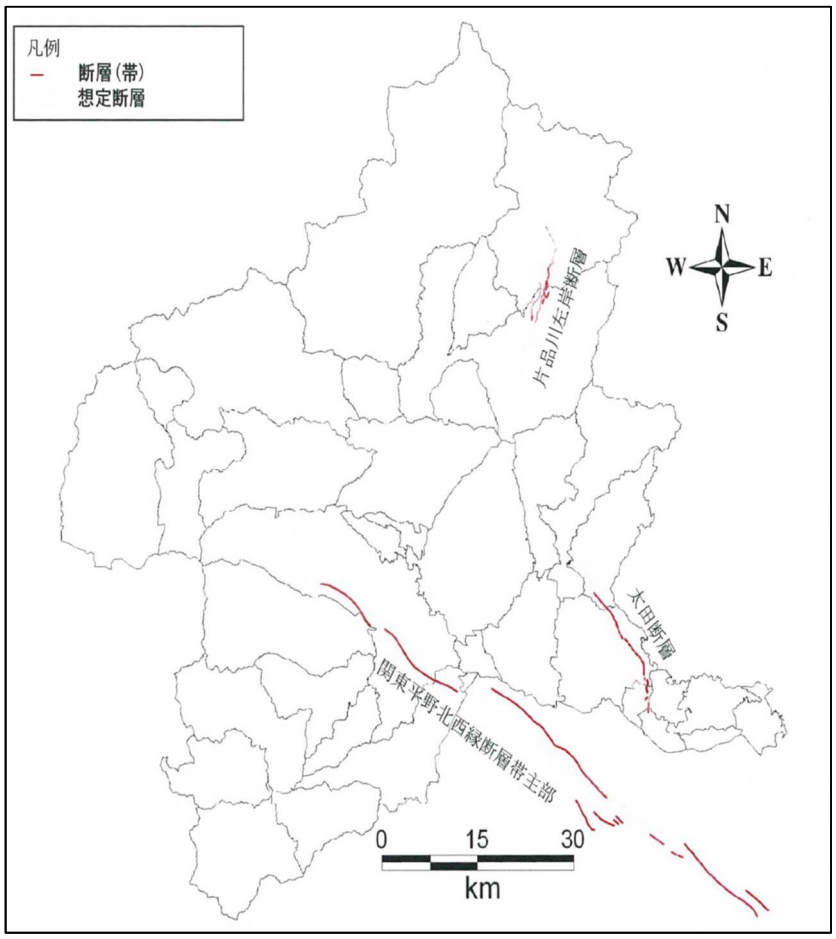

（２）被害の想定

ア　震度の予測結果

各種被害予測を行った３つの想定地震について、地表の予測震度分布図を示す。

関東平野北西縁断層帯主部による地震（M8.1）

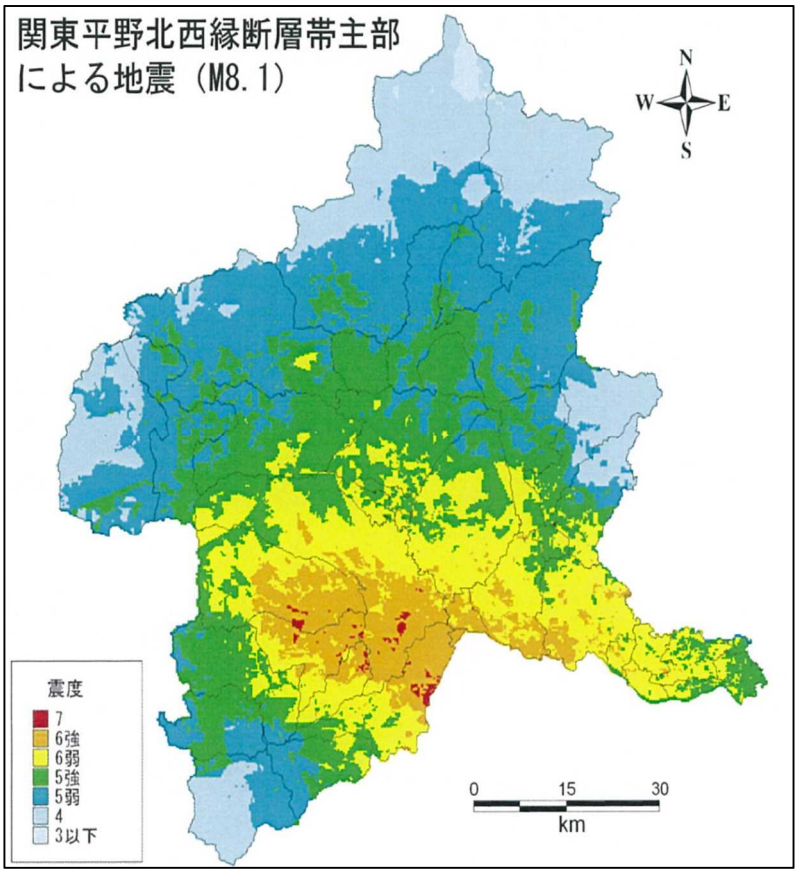

	震度（６弱以上）状況		
	７	６強	６弱
千代田町	―	○	○

太田断層による地震（M7.1）

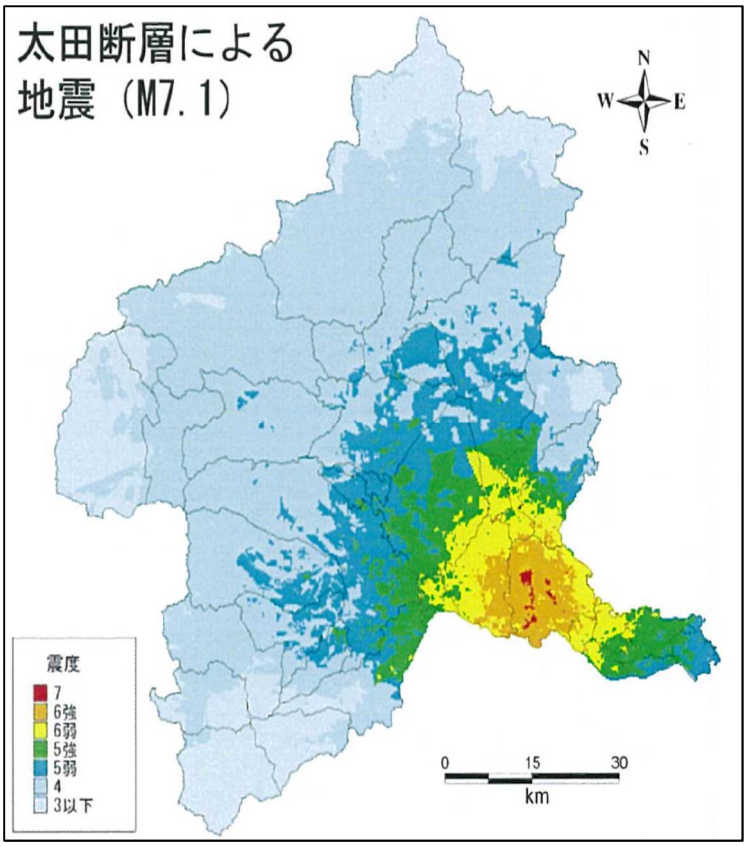

	震度（６弱以上）状況		
	7	６強	６弱
千代田町	―	―	○

【太田断層】

太田市周辺に分布する活断層、断層の長さは約 18km

2009 年、熊原康博氏（群馬大学教育学部）・近藤久雄氏（産業技術総合研究所）の共同調査により、存在が確認された。発生確率等については、十分な知見が得られていないため明らかにされていない。

片品川左岸断層による地震（M7.0）

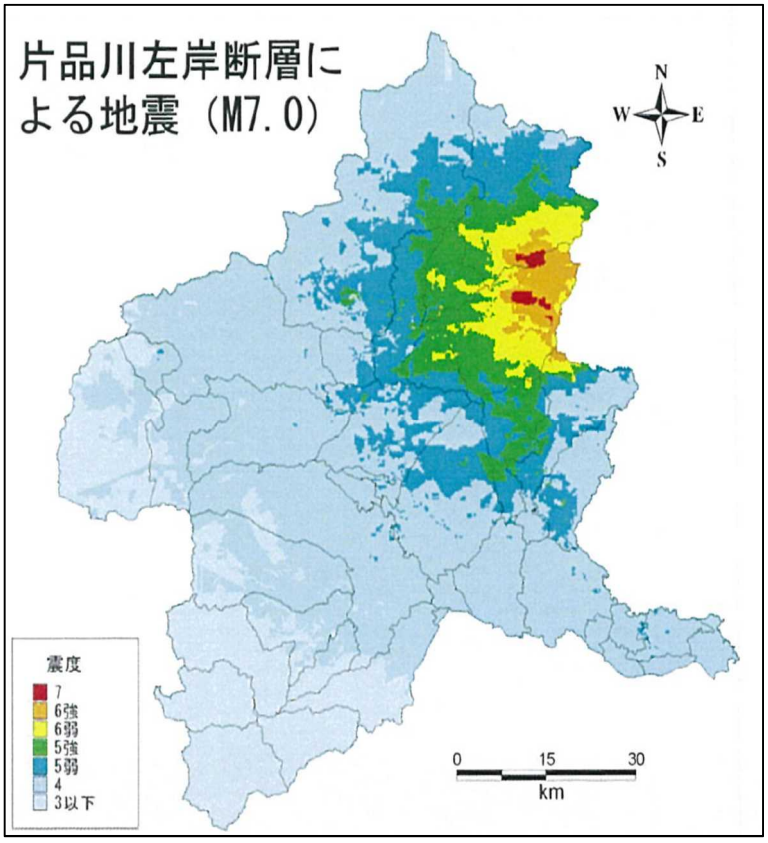

	震度（６弱以上）状況		
	７	６強	６弱
千代田町	―	―	―

【片品川左岸断層】

沼田市周辺に分布する活断層、断層の長さは約７～９km

「新編日本の活断層」(活断層研究会編,1991)及び「活断層詳細デジタルマップ」(中田・今泉,2002)による。発生確率等については、十分な知見が得られていないため明らかにされていない。

イ　本町における被害予測

（ア）建物被害

（単位：棟）

項目		関東平野北西縁断層帯主部			太田断層			片品川左岸断層		
		揺れ	液状化	揺れ+液状化	揺れ	液状化	揺れ+液状化	揺れ	液状化	揺れ+液状化
全建物	棟数	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440
	全壊棟数	137.5	22.3	159.8	31.3	10.3	41.6	0	0	0
	半壊棟数	867.3	53.3	920.6	350.1	24.3	374.4	0	0	0
木造建物	棟数	6,187	6,187	6,187	6,187	6,187	6,187	6,187	6,187	6,187
	全壊棟数	125.4	15.7	141.1	27.5	7	34.5	0	0	0
	半壊棟数	817	44.7	861.7	329.2	20	349.2	0	0	0
非木造建物	棟数	2,253	2,253	2,253	2,253	2,253	2,253	2,253	2,253	2,253
	全壊棟数	12.1	6.6	18.7	3.8	3.3	7.1	0	0	0
	半壊棟数	50.3	8.5	58.9	20.9	4.3	25.2	0	0	0

（イ）人的被害

（単位：人）

項目			関東平野北西縁断層帯主部			太田断層			片品川左岸断層		
			死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者
冬5時	建物被害		6.9	100.6	6	1.6	35.6	1.3	0	0	0
		屋内転倒	0.4	5.7	1.2	0.2	4.5	0.6	0	0	0
	屋外通行		0	0.2	0.1	0	0.1	0.1	0	0	0
	火災		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		6.9	100.8	6.1	1.6	35.7	1.4	0	0	0
夏12時	建物被害		5.1	64.1	4.1	1.2	22.6	0.9	0	0	0
		屋内転倒	0.3	5.2	1.1	0.2	4	0.6	0	0	0
	屋外通行		0	0.8	0.3	0	0.6	0.2	0	0	0
	火災		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		5.1	64.9	4.4	1.2	23.2	1.1	0	0	0
冬18時	建物被害		5.4	71.1	4.5	1.3	25.4	1	0	0	0
		屋内転倒	0.3	4.9	1.1	0.2	3.8	0.5	0	0	0
	屋外通行		0	1.5	0.6	0	1.1	0.4	0	0	0
	火災		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		5.4	72.6	5.1	1.3	26.5	1.4	0	0	0

（ウ）ライフライン

項目		関東平野北西縁断層帯主部	太田断層	片品川左岸断層
給水人口（人）				11,231
給水世帯数（世帯）				3,640
給水率（%）				97.9
配水管延長（km）				138.3
配水管被害数（件）		299	61	0
配水管被害率（件/km）		2,160	0.44	0
断水世帯数（世帯）	直後	35,913.30	3,092.6	0
	1日後	3,236.80	2,020.80	0
	2日後	3,225.70	1,978.90	0
	4日後	971	606.2	0
公共下水道管きょ延長（km）				19.4

項目		関東平野北西縁断層帯主部	太田断層	片品川左岸断層
公共下水道処理区域	人口（人）			2,237.20
	普及率（%）			19.5
被災延長（km）		0.79	0.59	0
処理人口（人）				2,237.20
被災人口（人）		91.2	67.6	0
消費者件数（件）				4,000
ＬＰガス	ボンベ数（本）			7,200
	消費者件数（件）			4,000
	被害者件数（件）	40	21	0
電柱被害率・停電率（%）（冬５時・夏 12 時・冬 18 時）		4.6	1.2	0
架空ケーブル延長距離（km）				262.4
地中化率（%）				10.64%
電柱本数（本）				1,615
需要家回線数（本）				4,297
震災廃棄物（冬５時・夏 12 時・冬 18 時）（単位：トン/月）		4.7	1.8	0

（エ）避難者数

（単位：人）

項目		関東平野北西縁断層帯主部	太田断層	片品川左岸断層
全避難者数	直後	957.6	356.2	0
	１日後	4,916.90	3,084.90	0
	２日後	4,903.30	3,028.30	0
	４日後	2,145.30	1,174.70	0
	１ヵ月後	1,394.40	356.2	0
通勤者・通学者				7,620
帰宅困難者				0
徒歩帰宅者				7,620
建物被害		957.6	356.2	0
断水	１日後	3,959.30	2,728.70	0
	２日後	3,945.80	2,672.10	0
	４日後	1,187.80	818.6	0
	１ヵ月後	436.9	0	0
要介護度３以上	直後	15.8	5.9	0
	１日後	81	50.8	0
	２日後	80.8	49.9	0
	４日後	35.3	19.4	0
	１ヵ月後	23	5.9	0
身体障がい２級以上	直後	14.5	5.4	0
	１日後	74.6	46.8	0
	２日後	74.4	45.9	0
	４日後	32.5	17.8	0
	１ヵ月後	21.1	5.4	0
知的障がい重度Ａ	直後	2	0.7	0
	１日後	10.3	6.5	0
	２日後	10.3	6.3	0
	４日後	4.5	2.5	0
	１ヵ月後	2.9	0.7	0

2　活断層の長期評価

地震調査研究推進本部では、社会的・経済的に大きな影響を与えると考えられ、マグニチュード（Ｍ７）以上の地震を引き起こす可能性のある主要活断層帯（基盤的調査観測の対象活断層帯）について、個別に長期評価を行っている。平成27年４月24日、前述の断層帯についても、以下のとおり、長期評価が発表された。

（１）深谷断層帯

深谷断層帯は関東平野北西縁断層帯主部から名称変更された断層帯で、関東平野北西部と関東山地との境界付近から関東平野中央部に延びる断層帯である。

深谷断層帯の特性

項目		特性	信頼度
１．断層帯の位置・形態			
	(1) 断層帯を構成する断層	主断層：深谷断層 副次的な断層：磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南断層	
	(2) 断層帯の位置・形状等	地表における断層帯の位置･形状 断層帯の位置 （北西端）北緯 36° 22.9′ 東経 138° 51.2′ （南西端）北緯 36° 3.0′ 東経 139° 30.1′ 長さ　約 69km	 △ ○ △
		地下における断層面の位置･形状 長さ及び上端の位置　地表での長さ･位置と同じ 上端の深さ　０km 一般走向　N58° W 傾斜　50－70° 南西傾斜（深さ 500m以浅） 高角南西傾斜（深部） 幅　20－25km 程度	 ◎ ◎ △ ○ ○ ○
	(3) 断層のずれの向きと種類	南西側隆起の逆断層	◎
２．断層帯の過去の活動			
	(1) 平均的なずれの速度	0.2－0.5m／千年程度（上下成分）	△
	(2) 過去の活動時期	活動１（最新活動）約 6,200 年前以後、約 5,800 年前以前 活動２　約 24,000 年前以後、約 16,000 年前以前 活動３　約 45,000 年前以後、約 31,000 年前以前	△ △ △
	(3) １回のずれの量と平均活動間隔	１回のずれの量５m程度（上下成分） 平均活動間隔 10,000－25,000 年程度	△ △
	(4) 過去の活動区間	活動区間断層帯全体で１区間	△
３．断層帯の将来の活動			
	(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間　断層帯全体で１区間 ただし、深谷断層帯全体と綾瀬川断層全体が同時に活動する可能性もある。 地震規模　深谷断層帯全体が同時に活動する場合M7.9 程度深谷断層帯全体と綾瀬川断層全体が同時に活動する場合M8.0 程度 ずれの量　５m程度（上下成分）	○ ▲ △ △ △

深谷断層帯の将来の地震発生確率等

項目	将来の地震発生確率等	信頼度
地震後経過率	0.2－0.6	c
今後 30 年以内の地震発生確率	ほぼ０％－0.1％	
今後 50 年以内の地震発生確率	ほぼ０％－0.2％	
今後 100 年以内の地震発生確率	ほぼ０％－0.5％	
今後 300 年以内の地震発生確率	ほぼ０％－２％	
集積確率	ほぼ０％－３％	

（2）太田断層

太田断層の特性

項目		特性	信頼度
1．断層帯の位置・形態			
	(1) 構成する断層	太田断層	
	(2) 断層帯の位置・形状	断層の位置　（北端）北緯 36° 22.7′ 東経 139° 20.6′ （南端）北緯 36° 13.9′ 東経 139° 25.9′ 地表の断層の長さ　約 18km 一般走向　N26° W	○ ○ ○ ○
	(3) ずれの向きと種類	西側隆起の逆断層	◎
2．断層面の地下形状			
	(1)断層面の傾斜	西傾斜	○
	(2)断層面の幅	上端の深さ　0km 下端の深さ　15―20km 断層面の幅　不明	◎ △
	(3)断層面の長さ	約 18km	○
3．断層の過去の活動			
	(1)平均的なずれの速度	不明	
	(2)過去の活動時期	最新活動　約 16,000 年前以後、西暦 1,108 年以前	△
	(3) 1 回のずれの量	2m程度（上下）	△
	(4)平均活動間隔	不明	
	(5)過去の活動区間	不明	
4．活動時の地震規模			
	(1)活動時の地震規模	マグニチュード 6.9 程度	△
5．地震後経過率			
	(1)地震後経過率	不明	

（3）片品川左岸断層

片品川左岸断層の特性

項目		特性	信頼度
1．断層帯の位置・形態			
	(1) 構成する断層	片品川左岸断層	
	(2) 断層帯の位置・形状	断層の位置　（北端）北緯 36° 48.7′ 東経 139° 14.9′ （南端）北緯 36° 41.8′ 東経 139° 13.7′ 地表の断層の長さ　約 13km 一般走向　N８° E	△ △ △ △
	(3) ずれの向きと種類	東側隆起の逆断層	△
2．断層面の地下形状			
	(1)断層面の傾斜	東傾斜	△
	(2)断層面の幅	上端の深さ　0km 下端の深さ　10km 程度 断層面の幅　不明	○ △
	(3)断層面の長さ	不明	
3．断層の過去の活動			
	(1)平均的なずれの速度	0.2m／千年程度（上下）	△
	(2)過去の活動時期	不明	
	(3) 1 回のずれの量	1m程度（全体）	△
	(4)平均活動間隔	約 5,200 年－8,100 年若しくはそれ以下	▲
	(5)過去の活動区間	全体で 1 区間	○

項目		特性	信頼度
４．活動時の地震規模			
	(1)活動時の地震規模	マグニチュード6.7程度	△
５．地震後経過率			
	(1)地震後経過率	不明	

片品川左岸断層の地震発生確率等

項目	将来の地震発生確率等	信頼度
今後 30 年以内の発生確率	0.4%－0.6%以上	d
今後 50 年以内の発生確率	0.6%－１%以上	
今後 100 年以内の発生確率	１%－２%以上	
今後 300 年以内の発生確率	４%－６%以上	

※信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。
◎：高い、○：中程度、△：低い、▲：かなり低い

※発生確率等の評価の信頼度
ａ：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が比較的高く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が高い。
ｂ：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が中程度で、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が中程度。
ｃ：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性がやや低い。
ｄ：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。又は、最新活動時期のデータが得られていないため、現時点における確率値が推定できず、単に長期間の平均値を確率としている。

第２編　風水害・雪害等対策編

第１章　災害予防計画

第１節　河川事業の推進

１　河川改修事業及び維持管理

本町には一級河川が５河川流れている。このうち、町域の南端を東西に流れる利根川が国直轄の河川で、谷田川、新谷田川、新谷田川放水路、五箇川の４河川が県管理河川である。

これら一級河川は改修が進められているが、台風や雷雨等による集中豪雨の際には、農地の冠水をはじめ、家屋への浸水被害が発生している。

町は、国及び県の協力のもと、未改修区間の整備をさらに進めることにより、治水能力の向上を図るものとする。

（１）河川管理者は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図り、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、老朽化堤防の整備及び水害の危険性の高い地区への河川改修、護岸工事等の事業促進を図る。

（２）町は、県と連絡を密にし、関係機関の協力のもと河川巡視を行い、出水に対する危険箇所の発見及び河川の不法使用等の取締りを行う等、維持管理に万全を期する。

２　浸水想定区域における対策

（１）町は、既に策定済の洪水ハザードマップを関係機関等へ提供するものとする。

（２）町は、関東地方整備局及び県による浸水想定区域の指定に基づき、少なくとも浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

（３）町は、（１）及び（２）に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講ずる。

３　排水機場、樋門等の維持管理

集中豪雨時河川の水位の上昇が懸念される場合に、排水機場や樋門での水量の調整が流下水位に大きく影響することから、増水の際にすぐに稼働できるよう平常時から施設の点検・整備を行う。また、運転準備水位、運転開始水位等を確認し、取り決めておく。

４　気象情報の把握

町は、県及び前橋地方気象台と連絡を密にし、降雨量等気象状況の把握に努める。

５　危険区域の巡視

町は、水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため、予想される危険区域を消防団（水防団）その他関係団体及び地域住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たる。

なお、本町における重要水防区域は、資料２－１のとおりである。

第２節　雪害の予防

１　雪害に強いまちづくり

町は、大雪等に伴う交通の途絶による都市機能の阻害等の雪害に強いまちづくりを行うものとする。

２　道路の除雪体制の整備

道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進めるものとする。

（１）融雪剤の備蓄

（２）融雪剤の保管庫の整備

（３）除雪要員の確保

（４）群馬県道路除雪行動計画による、道路管理者の垣根を越えた除雪の実施

３　住民に対する大雪時の留意事項の周知

町、県、県警察、消防機関は、防災週間、防災等関連行事等を通じ、住民に対し、本章第25節「防災思想の普及」に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

（１）大雪時には、次のことに留意して行動する。

ア　ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。

イ　不要不急の外出は見合わせる。

ウ　自家用車の使用は極力避ける。

やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン・携帯トイレ等を持っていくよう心掛ける。

エ　エンジンをかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。

オ　カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。

カ　屋根の雪下ろしは、安全確保のため、複数で作業を行う等に留意する。

キ　屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。

ク　消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。

ケ　協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。

第３節　避難場所・避難所・避難路の整備

１　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の整備

（１）指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、指定緊急避難場所及び指定避難所には表示板、案内板等を掲げて明示するよう努めるものとする。

（２）指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

（３）指定避難所の指定基準

指定避難所について、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

（４）福祉避難所

町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

（５）避難路の整備

迅速かつ安全な避難を確保するため、町は、避難路を指定し、これらの道路について必要に応じて拡幅改良、老朽橋の架け替え等を促進するものとする。

避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる道路、農道等の整備に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

（６）防災上特に必要とする施設の避難計画

次に掲げる施設の管理者は、居住者、利用者等を安全に避難させるため防災責任者を定めておくとともに、避難計画を策定しておくものとする。

学校、幼稚園、保育園、医院、社会福祉施設、大規模小売店舗、旅館、その他不特定多数の人が利用する施設。

（７）町外への広域避難

洪水災害時における避難先については、町外への広域避難を優先する。

第４節　建築物の安全性の確保

１　防災上重要な施設の堅ろう化

町は、町が管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害に対する構造の堅ろう化を図るものとする。また、町耐震改修促進計画（平成23年度改訂）に基づき、特定建築物、町有建築物及び町内の全ての住宅のうち、建築基準法の耐震規定に適合していない建築物を対象として、耐震化の促進を図るものとする。

（１）災害対策本部が設置される施設
（２）応急対策活動の拠点施設
（３）救護活動の拠点施設
（４）避難施設
（５）社会福祉施設
（６）町民プラザ等不特定多数の者が利用する施設

２　建築基準の遵守指導

町は、県と連携し、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

３　文化財の風水害予防

町教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

（１）所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
（２）防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

第５節　ライフライン施設等の機能の確保

１　ライフライン施設等の機能確保

（１）ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、県、ライフライン事業者、廃棄物処理業事業者は、次によりライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保を図るものとする。

ア　設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。

イ　系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。

ウ　廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

（２）町、県及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

２　防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

（１）保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。

（２）応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。

（３）情報連絡体制を整備する。

（４）同業事業者及び関連事業者との相互応援体制を整備する。

（５）防災訓練を実施するとともに町又は県が実施する防災訓練に積極的に参加する。

３　応急復旧用資機材の整備

ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。

４　需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

第６節　避難誘導体制の整備

１　警報等伝達体制の整備

（１）町は、警報等を住民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。

（２）町は、警報及び避難勧告又は指示の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、同報系無線、広報車等の整備を図る。

（３）町は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ（ワンセグ放送を含む。）、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、町安全安心メール、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用した伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

２　避難誘導計画の作成

（１）町は、消防機関、警察機関等と協議して避難誘導に係る次の計画を作成するものとする。

ア　避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う基準

イ　避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示の伝達方法

ウ　避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ　避難経路及び誘導方法

（２）町は、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う基準の設定に当たっては、当該基準の具体化に努める。

３　避難誘導訓練の実施

町は、消防機関、警察機関等と協力して住民の避難誘導訓練を実施する。

４　避難場所及び避難所等の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知する。

（１）避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う基準

（２）避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示の伝達方法

（３）避難場所・避難所の名称、所在地及び対象地区

（４）避難経路

（５）避難時の心得

（６）町外への広域避難

５　案内標識の設置

（１）町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努める。

（２）町は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できる

ように配慮する。また、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

６　要配慮者への配慮等

（１）町は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。）を速やかに避難誘導するため、本章第 27 節「要配慮者対策」により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

（２）町は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

（３）町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における園児・児童・生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

（４）町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園等の施設と町との間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第７節　災害危険区域の災害予防

１　災害危険区域の種類

（１）土木関係

ア　重要水防箇所

イ　浸水想定区域

２　住民等に対する危険性の周知

町は、住民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知するものとする。

なお、浸水被害については、浸水実績、浸水予想区域等の公表にも努めるものとする。

また、災害危険区域の点検等に際しては、地域住民の協力を得つつ実施するものとする。

３　町に対する情報の提供

県、関東地方整備局は、危険箇所の位置、危険度等を把握し、町に対し警戒避難体制の整備に必要な情報を提供するものとする。

４　土地利用の誘導

町は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

５　浸水被害拡大防止用資器材の備え

町、県、関東地方整備局及び関東農政局は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策を行えるよう、移動式ポンプ等の備蓄等に努めるものとする。

６　警戒避難体制の整備

（１）町は、「水防法」に基づき、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた洪水ハザードマップを作成しており、引き続き住民への周知及び避難行動の啓発を図るものとする。

（２）町は、浸水想定区域内の大規模工場等の施設について、施設の名称及び所在地について洪水ハザードマップにおいて定めている。当該施設について、町は、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

（３）町は、県、河川管理者、前橋地方気象台等と連携して、豪雨、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成に努めるものとする。

７　ハザードマップの改訂

町は、上記６警戒避難体制の整備（１）の事項並びに浸水想定区域内の大規模工場等、要配慮者利用施設の名称及び所在地を住民に周知するため、これら事項を記載した洪水ハザードマップを平成20年３月に作成し住民に配布している。引き続き、住民がその意味を正しく理解し、

災害発生時に的確な避難行動が取れるよう十分に活用と浸透を図っていく。また、洪水ハザードマップについては、平成29年度に国が広域避難を対象としたマップの作成を予定している。

８　要配慮者への配慮

町は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある施設の名称及び所在地について、洪水ハザードマップに定めている。また、当該施設について、町は、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第８節　災害未然防止活動体制の整備

１　公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

２　水防活動体制の整備

水防管理者は、平常時から水防活動の体制整備を整備するとともに、必要な資器材の備蓄を行うものとする。

３　気象情報の効果的利活用体制の整備

町は、前橋地方気象台が発表する気象警報・注意報・気象情報や、気象台及び県の助言を活用して、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示の基準設定等防災体制の整備に役立てるものとする。

第９節　気象・水象観測体制の整備

１　気象・水象観測の充実

（１）前橋地方気象台は、台風・前線の活動等の動向を観測するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

（２）前橋地方気象台、関東地方整備局及び県は、雨量、出水の程度等の気象、水位等の水象を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

（３）町その他防災関係機関においても、気象及び水象の観測に努めるものとする。

２　気象観測の精度の確保

気象観測の実施機関は、観測精度を確保するため、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行うものとする。

３　観測値の共有

気象観測又は水象観測の実施機関は、必要に応じ相互に観測値を交換するとともに、他の防災関係機関に対し、積極的に観測値を提供するものとする。

第10節　情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

１　気象・水象情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は水象観測を行う防災関係機関は、雨量等の気象、河川水位等の水象の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実を図る。

２　情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町は、災害が各機関の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

３　情報収集・連絡に係る初動体制の整備

町は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備する。

４　多様な情報の収集体制の整備

町は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やＦＡＸによる情報収集手段のほかに防災行政無線、インターネット等による情報収集体制を整備する。

第11節　通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、町は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

１　通信施設の整備及び保守管理の徹底

町は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

２　県防災情報通信ネットワーク

県防災情報通信ネットワークは、防災行政無線ネットワークと衛星通信ネットワークからなり、地上系と衛星系の無線回線により、県庁統制局と県内の市町村、消防本部、地域機関、防災関係機関を結び、災害から県民の貴重な生命・財産を守るため、気象情報や災害情報の収集・伝達を行うためのシステムとなっている。

県は、県防災行政無線ネットワークを整備し、本町には端末機が配備され、県・他市町村等との情報収集や伝達手段として重要な役割を果たしている。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

また、衛星通信ネットワークについては、県と内閣府、消防庁、都道府県、政令指定都市、市町村、防災関係機関等を衛星通信回線で結ぶネットワークで、平成20年３月から新システムで運用している。

３　災害時優先電話の指定

町は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、次のように優先電話番号の指定を受けている。

電話番号

86－2112

86－2113

４　通信の多ルート化

町及び防災関係機関は、激甚災害等による施設被災を考慮し、サブセンターの設置、防災行政無線の複数系化等、代替通信施設の整備に努めるものとする。また、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

５　パソコンネットワークシステムの構築

被害情報等の収集に当たっては、警察、消防、町、県出先機関等がそれぞれの立場で行っているが、これらの機関を結ぶパソコンネットワークシステムを県が構築するに当たり、町でも情報管理の一元化を図るため整備に努めるものとする。

６　代替通信手段の確保・活用

災害により、防災行政無線、有線電話の途絶、ふくそう等により通信が困難な場合に備え、次の代替通信手段の確保・活用を図るものとする。

（１）アマチュア無線

アマチュア無線クラブ等に対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について理解と協力を求め協力体制を確立し、災害発生時には、緊密な連携の基にその活用を図るとともに、可能な支援を行うものとする。

（２）警察無線

（３）消防無線

（４）携帯電話

７　無線局開設者との連携

町、その他防災関係機関は、災害時に防災関係機関やアマチュア無線連盟加入者等が開設している無線局を利用できるよう、これらの者が加入している「関東地方非常通信協議会」を通じて、平常時から連携を図っておくものとする。

８　通信訓練への参加

町、県、その他防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練（防災訓練の際に実施されるものを含む。）への積極的な参加に努めるものとする。

第12節　職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

１　職員の非常参集体制の整備

町は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

（１）参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。

（２）交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。

（３）必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

２　職員に対する応急活動内容の周知徹底

町は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。

３　町における職員の応急活動体制の整備

町は、次により職員の応急活動体制の整備を図るものとする。

（１）毎年、各所属ごとに動員計画表及び動員連絡系統図を作成し、当該内容を職員に周知する。

（２）「職員災害初動マニュアル」を作成し、これを全職員に配布する。

（３）町庁舎から２㎞以内に居住する職員の中から「緊急登庁員」を指名する。

（４）毎年、非常招集訓練を実施する。

（５）毎年、新規採用職員研修において、災害対策に関する研修を行う。

第13節　防災関係機関の連携体制の整備

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

１　本町における応援体制の整備

（１）町は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。

また、町は、県への応援要求が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を取り決めておく等の必要な準備を行うものとする。

本町における応援協定の締結状況は次表のとおりである。

番号	協　　定　　名	締　結　先	締　結　日
1	災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書	大泉警察署長	平成９年１月31日
2	災害時における千代田町、大泉郵便局間の協力に関する覚書	大泉郵便局	平成９年10月30日
3	群馬県水道災害相互応援協定	群馬県 県内各水道事業者	平成13年２月９日
4	群馬県防災航空隊応援協定	群馬県	平成18年３月27日
5	群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書	群馬県、県内市町村、一部事務組合	平成20年４月１日
6	災害時における飲料水提供に関する協定書	サントリーフーズ株式会社	平成21年２月２日
7	洪水発生時避難施設に関する基本協定	サントリー酒類株式会社 利根川ビール工場	平成22年12月21日
8	災害時における建築物等災害応急対策業務の応援に関する協定書	一般社団法人群馬県建設業協会館林支部	平成23年２月15日
9	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省　関東地方整備局長	平成23年３月７日
10	災害時における飲料水提供に関する協定	ダイドードリンコ株式会社、株式会社伊藤園	平成24年２月２日
11	災害時における館林市邑楽郡隣接一市五町相互応援協定書	館林市・邑楽郡内自治体	平成25年３月26日
12	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援に関する協定書	全63自治体 （平成27年度現在）	平成25年７月12日

番号	協　　定　　名	締　結　先	締　結　日
13	災害時におけるＬＰガス等供給協力に関する協定書	一般社団法人群馬県ＬＰガス協会館林邑楽支部	平成27年11月26日
14	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	生活協同組合コープぐんま	平成28年１月19日

（２）町は、避難勧告又は指示を行う際に、災害対策基本法第 61 条の２の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方気象台、河川管理者等）又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

２　県警察に対する応援要請体制

町は、県警察に対して「広域緊急援助隊」の要請を行うための手順、連絡先等を確認しておく。

３　消防機関との応援体制の整備

（１）消防機関は、消防組織法第 39 条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。

なお、本県では、昭和 50 年に県内の全消防本部（11 本部）が相互応援協定を締結した。

（２）消防機関は、消防組織法第 44 条の規定に基づく広域応援要請に関し、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

４　自衛隊との連携体制の整備

町は、自衛隊（陸上自衛隊第12旅団）への災害派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくものとする。

５　一般事業者等との連携体制の整備

町は、災害時における食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進する。

６　救援活動拠点の整備

町は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

第14節　防災中枢機能等の確保

１　防災中枢機能の整備

町は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

２　災害応急対策に当たる機関の責任

町及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

３　災害活動拠点等の整備

（１）町は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、指定緊急避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努めるものとする。

（２）町は、道路及び公園等に町域を超える支援を行うための広域防災拠点や他の被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。

４　業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等に努めるものとする。

第15節　救助・救急及び医療活動体制の整備

１　救助・救急活動体制の整備

（１）救急・救助用資機材の整備

ア　町及び防災関係機関は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ　自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、町は、これを資金面で支援するものとする。

（２）保有資機材の把握

災害時には必要に応じて救急・救助用資機材を相互に融通し、効果的な活用を図る必要があることから、町は各機関におけるこれら資機材の保有状況を把握しておくものとする。

２　医療活動体制の整備

（１）災害拠点病院の整備

ア　県は、被災地の医療の確保、被災地への医療支援等を行う病院として、災害拠点病院を指定しておくとともに被災地等に出動して救命活動等を行う災害派遣医療チーム（以下「ＤＭＡＴ※」という。）の体制を整備しておくものとする。

※ＤＭＡＴ：Disaster Medical Assistance Team

県は、被災地の医療の確保、被災地への医療支援等を行う病院として、「災害拠点病院」を指定しておくものとする。

イ　災害拠点病院は、次の２種類で構成するものとする。

（ア）基幹災害拠点病院

県内で１病院を指定する。

（イ）地域災害拠点病院

県内の二次保健医療圏ごとにそれぞれ必要に応じて指定する。

ウ　災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入機能を有するとともに、傷病者等の受入及び搬出を行う広域搬送への対応機能、ＤＭＡＴの派遣機能を有するものとする。

特に、基幹災害拠点病院については、大規模災害時における広域搬送拠点となる臨時医療施設（ＳＣＵ）としての機能を発揮するために、防災ヘリや自衛隊の大型ヘリ等、複数機が駐機、離発着できる相当規模のスペースを確保するものとする。また、除染設備・防毒マスク等特殊災害に対する医療活動に必要な設備整備も促進していく。

エ　群馬ＤＭＡＴは群馬ＤＭＡＴ指定病院及び群馬ＤＭＡＴ指定組織に所属する災害派遣医療チームをもって編成する。

（２）災害医療コーディネーター等の設置

ア　県は、災害時の医療対策について、有効な施策を円滑に実施するため、災害医療コーディネーター、災害医療サブコーディネーター及び地域災害医療コーディネーターを設置する。

イ　災害医療コーディネーターは、県災害対策本部における県全体の医療救護活動の実施に係る助言、本県から他都道府県へＤＭＡＴや医療救護班を派遣する際の調整等の業務に従

事するものとする。

ウ　災害医療サブコーディネーターは、災害医療コーディネーターを補佐し、災害医療コーディネーターの業務を代理するものとする。

エ　地域災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネーターを補佐し、各地域の医療救護活動の実施に係る助言、各地域におけるＤＭＡＴや医療救護班を派遣する際の調整等の業務に従事するものとする。

（３）地域災害医療対策会議の設置

ア　県は、地域における災害医療対策を協議するため、地域災害医療対策会議を設置する。

イ　地域災害医療対策会議は、郡市医師会、医療機関、関係市町村、消防及び保健福祉事務所で構成する。

ウ　地域災害医療対策会議では、災害時には避難所等での医療ニーズの把握・分析、ＤＭＡＴや救護班の受入調整を行い、平時には地域の災害医療対策の検討や関係機関の連絡確保を図る。

（４）医薬品、医療資機材の備蓄

町、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄に努めるものとする。

なお、県においては、群馬県医薬品卸協同組合及び群馬県医科器械協会に災害時用の応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄を委託するものとする。

（５）消防機関と医療機関等との連携

ア　救急搬送を受け持つ消防機関と医療機関は、群馬県広域災害・救急医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

イ　県は、災害時にコンピュータ回線が使用不可能となった場合においても医療機関の情報を消防機関に提供できるよう、群馬県広域災害・救急医療情報システムの情報伝達経路の複数化を図るよう努めるものとする。

ウ　災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、迅速な施療の観点では被災地に近い医療機関への搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合には遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。

このため、医療機関及び消防機関は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図るものとする。

エ　町及び県は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておく等広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

（６）こころのケア体制の整備

町は、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの整備に努める。

第16節　緊急輸送活動体制の整備

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等の物資の集積、配分スペース）が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

１　輸送拠点の確保

町及び県は、トラックターミナル、卸売市場、運動場等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

２　ヘリポートの確保

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、町及び県は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

３　緊急輸送道路

大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、町は、県及び県警察、道路管理者等と協議の上、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」の形成及び安全性の向上を図るものとする。なお、本町における緊急輸送道路路線図は、資料７－３のとおりである。

４　災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

５　道路の応急復旧体制等の整備

（１）道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておくものとする。

（2）（1）については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。
（3）道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

6　運送事業者等との連携

町は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等との協定の締結等により、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等と連携した業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用をするための体制整備を図る。

7　燃料の確保

町及び緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

第17節　避難収容活動体制の整備

１　避難所等への収容活動

（１）学校を指定避難所として指定する場合の配慮

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に町教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

（２）避難所における生活環境の確保

ア　町は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるものとする。

イ　町は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

加えて、指定避難所における備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。

（３）物資の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊出し用具（ＬＰガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

（４）運営管理に必要な知識の普及

町は、避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。

２　応急仮設住宅等

（１）資機材の調達・供給体制の整備

町及び県は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

（２）用地供給体制の整備

町及び県は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

（３）学校の教育活動への配慮

町及び県は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

（４）住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借上げ

町及び県は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

第18節　食料・飲料水・生活必需品及び燃料等の調達・供給体制の整備

１　備蓄計画

（１）町及び県は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の備蓄を推進するものとする。

（２）備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置する等の整備に努めるものとする。

（３）備蓄拠点については、輸送拠点として指定する等、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。

（４）町及び県は、各家庭において最低３日分、可能であれば一週間の非常用の飲料水、食料、燃料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。

２　調達計画

町及び県は、相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。

３　町における備蓄・調達・供給の体制

町における備蓄・調達・供給の体制は、次による。

（１）備蓄場所は、町役場のほか、町総合福祉センター、町保健センター、温水プールとする。

（２）備蓄品目は、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮して決める。特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める（アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥等）。

（３）備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して決める。

（４）救助用資機材等についても備蓄を進める。

（５）民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。

第19節　広報・広聴体制の整備

1　広報体制の整備

（1）町及びライフライン事業者等は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア　広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ　広報する事項をあらかじめ想定しておく。

気象・水象状況	町外への広域避難
被害状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
二次災害の危険性	交通規制の状況
応急対策の実施状況	交通機関の運行状況
住民、関係団体等に対する協力要請	ライフライン・交通機関の復旧見通し
避難準備情報、避難の勧告又は指示の内容	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難場所及び避難所の名称・所在地・対象地区	各種相談窓口
避難時の注意事項	住民の安否

ウ　広報媒体をあらかじめ想定しておく。

テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、町安全安心メール、インターネット、新聞、チラシ、掲示板、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア等

エ　広報媒体の整備を図る。

広報車、防災行政無線、携帯電話

オ　災害時における報道要請及びその受入について、報道機関との間で協定を締結する等して協力体制を構築する。

（2）報道機関及び放送機関は、災害情報を常に住民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

2　広聴体制の整備

町、ライフライン事業者その他防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

第20節　二次災害の予防

1　被災建築物・宅地の応急危険度判定士の確保

（1）町は、建築物や宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、県と連携して被災建築物・被災宅地応急危険度判定士の養成・登録の施策を推進するものとする。

（2）町は県と連携して、被災建築物・被災宅地の応急危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

第21節　複合災害対策

１　複合災害への備え

町、県その他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

２　複合災害時の災害予防体制の整備

町、県その他の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

３　複合災害を想定した訓練の実施

町、県その他の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第22節　防災訓練の実施

１　総合防災訓練の実施

（１）県は、広域的な見地から災害応急対策の円滑な実施を確保するため、市町村その他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。

なお、県においては、「群馬県総合防災訓練」を県内の各市と共催で毎年実施しており、その概要は次表のとおりである。

主　　催	県及び12市（持ち回り）
訓練会場	12市内（持ち回り）
参加・協力機関	県、警察本部、関係市町村、関係消防本部・消防団・女性消防隊・女性防火クラブ、関係自主防災組織、陸上自衛隊第12旅団、指定地方行政機関、ライフライン関係機関、日本赤十字社群馬県支部、ボランティア団体、地元住民、県・市との協定締結先機関、その他関係機関
訓練内容	関係機関の連携体制の強化及び防災意識の高揚を図る実践的な訓練として通信、動員、消火、救出・救助、避難・誘導、復旧等の各種訓練

（２）本町においても、地域における第１次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。

２　個別訓練の実施

町は、防災関係機関等と連携して、それぞれの防災上の責務に応じ、次表に示すような訓練を適宜実施するものとする。

区　分	実施主体	実施期間	実施場所	実　施　方　法
水防訓練	町 消 防 団	水害が予想される時期前	水害危険地区	県水防計画及び館林地区消防組合の水防計画に基づく水防訓練に参加する。 必要に応じて町水防団員の訓練を実施する。
消防訓練	町 消防本部 消 防 団	火災時期前	千代田中学校	機械操作、非常招集、出動通信、人命救助、火災防ぎょ等の訓練を実施する。
通信訓練	町 消 防 団 学　　校	適　　宜	適　　宜	被害状況の把握及び応急対策の指示等を迅速かつ適切に行えるよう実施するものとする。

区　分	実施主体	実施期間	実施場所	実　施　方　法
非常招集訓　練	社会福祉施設等	適　宜	適　宜	災害発生時に職員等が迅速、かつ確実に招集できるよう実施するものとする。
避難訓練				被災のおそれのある地域内及び学校、社会福祉施設等の建造物内の人命保護を目的として、実施するものとする。

3　広域的な訓練の実施

町は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、他の都県及び市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

4　図上訓練の実施

町、県その他防災関係機関は関係職員の状況、判断能力等災害対応能力の向上を図るため「図上訓練」を適宜実施するものとする。

5　実践的な訓練の実施と事後評価

（1）町、県その他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する資機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

（2）町、県その他防災関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第23節　災害被害を軽減する住民運動の展開

災害から安全・安心を得るためには、公助、自助、共助の取組みが必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開する必要がある。

１　防災（減災）活動へのより広い層の参加

（１）地域に根ざした団体における身近な防災への取組み
　　・地域の祭りやスポーツイベント等に防災コーナーを設置等
（２）予防的な取組みを加味した防災訓練の工夫
　　・ハザードマップの確認や家具の固定等
（３）地域における耐震補強の面的な広がりの推進
（４）防災教育の充実
　　・学校教育の充実
　　・大学生の課外事業の促進
　　・公民館の防災講座の開催等
（５）トップから一人ひとりまでの参加者への動機づけ

２　正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供

（１）多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
（２）災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
　　・実写やシミュレーション映像の活用
　　・過去の災害体験談の収集、活用
　　・郷土の災害史の継承（石碑やモニュメントの活用等）
　　・防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化等
（３）災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

３　企業や家庭等における安全への投資の促進

（１）企業や家庭等における安全への投資の促進
（２）商店街における防災意識の醸成
（３）事業継続計画（ＢＣＰ）への取組みの促進

４　より幅広い連携の促進

（１）企業と地域社会の連携
（２）国、県、学校、企業等のさまざまな主体が連携した地域における防災教育の推進
（３）災害に関する情報のワンストップサービス
（４）防災ボランティアの地域社会との積極的連携

５　住民一人ひとり、各界各層における具体的行動の継続的実践

（１）住民運動の継続的な推進、枠組みの形成

（２）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
（３）防災活動の優良な実践例の表彰
（４）人材育成のためのプログラム開発
（５）インセンティブの拡大の検討

第24節　防災思想の普及

1　防災知識の普及

（1）広報の担当者

防災知識の普及事務を担当するそれぞれの機関において適宜の方法により行うものとする。町においては、総務課が実施するものとする。

（2）普及の方法

防災知識の普及は、おおむね次の方法により行うものとする。

ア　広報紙による普及（パンフレット配布、ポスター等）

イ　ホームページによる普及

ウ　映画、スライド等による普及

エ　防災行政無線、広報車による普及

オ　消防団員の巡回指導による普及

カ　講習会、展示会等開催による普及

（3）広報の内容

防災週間、水防月間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

ア　風水害・雪害等の危険性

イ　家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

（ア）災害が起きたとき、又は災害の発生が切迫したときの各自の役割

（誰が何を持ち出すか、要配慮者の避難は誰が責任を持つか。）

（イ）家族間の連絡方法

（ウ）避難所及び避難路の確認

（エ）安全な避難経路の確認

（オ）非常持出し品のチェック

（カ）要配慮者の避難方法

（キ）気象情報、避難勧告・指示情報等の入手方法

ウ　非常持出し品の準備

（ア）３日分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）

（イ）貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）

（ウ）応急医薬品（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾等）

（エ）携帯ラジオ

（オ）照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））

（カ）衣類（下着、上着、タオル等）

エ　避難時の留意事項

（ア）川べり等に近づかない。

（イ）避難方法

a　徒歩で避難する。

b　携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

（ウ）応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

（エ）避難協力

自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。

オ　正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。

また、町、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

カ　電話に関する留意事項

（ア）不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。

（イ）ふくそう等により電話がつながりづらくなったときは、ＮＴＴが提供する「災害用伝言ダイヤル（１７１）」及び携帯電話の「災害用伝言板」を利用する。

２　学校教育による防災知識の普及

町は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施する等、園児・児童・生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

３　防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町は、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

４　防災訓練の実施指導

町は、消防機関と協力し、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

５　要配慮者への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

６　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

７　疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

第25節　住民の防災活動の環境整備

災害時においては、町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。

さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

１　住民の果たすべき役割

住民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から災害発生後にいたるまで可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

（１）平常時から実施する事項

ア　防災に対する知識の習得
イ　家庭における防災の話し合い
ウ　災害時避難場所、避難路及び最寄りの医療救護施設
エ　対震自動消火装置付き石油ストーブ、ガス器具等の導入
オ　家屋の補強等
カ　家具その他落下倒壊危険物対策
キ　飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（３日間備蓄の励行）
ク　非常持ち出し物資の準備・点検

（２）災害発生時に実施する事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心におおむね次の事項が実施できるようにする。

ア　正確な情報把握
イ　火災予防措置
ウ　適切な避難
エ　自動車運転の自粛

（３）災害発生後に実施が必要となる事項

ア　出火防止及び初期消火
イ　負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
ウ　秩序ある避難生活
エ　自力による生活手段の確保

２　自主防災組織の活動

地域における防災対策は、行政区単位、学校区単位に、「自分たちのまちは自分たちで守ろう」との住民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図るものとする。

（１）平常時の活動

ア　防火知識の普及
イ　火気使用設備器具等の点検
ウ　防災に必要な物資及び資器材の備蓄
エ　防災訓練の実施
オ　応急手当等の習得

（２）災害時の応急活動
ア　情報の収集及び伝達
イ　出火防止及び初期消火
ウ　要配慮者をはじめとする住民の避難・誘導
エ　被災者の救護・救出、その他救助
オ　給食及び給水
カ　衛生

３　町の役割

町は、当該区域内の自主防災組織の100％組織化を目指し育成・指導に努めるとともに、町組織結成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成に努めるものとする。

４　消防団の育成強化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

５　事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施する等事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

（１）事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。
ア　従業員の防災教育
イ　情報収集伝達体制の確立
ウ　火災その他災害予防対策
エ　避難体制の確立
オ　防災訓練の実施
カ　応急救護体制の確立

キ　飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）

ク　燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

（２）事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供等）も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵を握るものである。

（３）事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、町が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ町と協定を締結する等、平時から町との連携に努める。

また、町は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行うものとする。

（４）災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、町全体の機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化等により災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

（５）町は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取組むものとする。さらに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組みの積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。

（６）町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

（７）町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。

６　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（１）町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案と

して町防災会議に提案する等、町と連携して防災活動を行うこととする。

（２）町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第26節　ボランティア活動の環境整備の促進

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速にかつ的確に実施するためには、県、町、防災関係機関だけでは十分な対応ができないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害ボランティアの自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要なときに、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていく。

１　災害時救援ボランティア活動の啓発

町は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

２　ボランティアの事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊出し、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

町は、町社会福祉協議会及び日本赤十字社群馬県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する普及啓発を図る等その支援に努めるものとする。

また、町社会福祉協議会、日本赤十字社群馬県支部等ボランティア関係団体は、災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図るものとする。

３　災害時救援ボランティア活動の環境整備

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。町は、平常時から地域団体、ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討するものとする。

４　ボランティアコーディネーターの養成

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう、町、町社会福祉協議会及び日本赤十字社群馬県支部等は、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図る等、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。

５　各領域における専門ボランティアとの連携

町及び町社会福祉協議会は、通信や建築物・宅地応急危険度判定、外国語等の専門分野において、平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

第27節　要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化や女性の社会進出等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等の災害対応能力の弱い、いわゆる「要配慮者」が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、町は、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者と連携して、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

１　避難行動要支援者※の災害予防対策

町は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

また、総務課と住民福祉課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

※「避難行動要支援者」とは、要配慮者のうち、次の（２）ア「（ア）避難行動要支援者の対象」に挙げる者が、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

（１）避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、町は、次の事項に留意し把握等を行う。

ア　避難行動要支援者の所在把握

（ア）町は、住民登録や福祉等の各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、避難行動要支援者がどこに住んでいるのか、どのような支援が必要なのか等の情報をとりまとめる。

また、平常時から避難行動要支援者と接している住民福祉課・町社会福祉協議会の職員、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、相談支援専門員、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者との連携に努める。

（イ）町は、自主防災組織等による地域の避難行動要支援者の所在把握の取組みを推進する。

イ　避難行動要支援者の情報管理

（ア）常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

（イ）災害時における関係機関の役割を踏まえ、避難行動要支援者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

（ウ）個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏えい防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

（２）避難行動要支援者名簿の整備

ア　名簿の作成・更新

町は、総務課と住民福祉課が連携の上、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

（ア）避難行動要支援者の対象

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する者

a　要介護３・４・５の認定を受けている者

b　身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所有する者

c　療育手帳Ａ１・Ａ２を所持する者

d　精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者

e　町の障がい福祉サービスを受けている難病患者

f　上記に準じる状態であって、町が支援を必要と認めた者

（イ）避難支援等関係者の対象

a　自主防災組織

b　民生委員・児童委員

c　町消防団

d　町社会福祉協議会

e　大泉警察署

f　千代田消防署

g　町長が必要と認める者

（ウ）名簿作成に必要な情報の入手方法

a　住民基本台帳

b　介護保険受給者台帳

c　要介護認定台帳

d　身体障害者更生指導台帳

e　療育手帳管理台帳

f　精神手帳・精神医療管理台帳

g　住民福祉課より提供

h　希望者による情報提供（避難行動要支援者の範囲外の者）

（エ）名簿の記載事項

a　氏名

b　生年月日

c　性別

d　住所又は居所

e　電話番号

f　避難支援等を必要とする事由

g　世帯主名

h　続柄

i　同居者の有無

ｊ　行政区

イ　名簿の提供

町は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、以下の点についても留意するものとする。

（ア）避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

（イ）避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

（ウ）災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

（エ）施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

（オ）受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

（カ）避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

（キ）名簿情報の取扱状況を報告させる。

（ク）避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

ウ　名簿の更新に関する事項

（ア）住民基本台帳（必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する。）

（イ）避難支援等関係者による名簿の確認（転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。）

（ウ）関係機関からの情報提供（例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。）

なお、避難行動要支援者の状況に対応するために、町は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこととする。また、更新する期間や仕組みについては、他市町村の状況等を確認し検討を加えるものとする。

エ　避難行動要支援者が、円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

（ア）町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令する。

（イ）避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の点に留意する。

a　高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにする。

b　同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なるので、適切な方法を選択する。

c　高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで伝達すること。

（ウ）避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等での災害情報の伝達機能も活用する等、情報伝達を行う。

オ　避難支援等関係者の安全確保等

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、次のことに留意して、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくものとする。また、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。

（ア）避難行動要支援者や避難支援関係者を含めた地域住民で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらう。

（イ）町は、あらかじめ自主防災組織、民生委員・児童委員等の活動を通じて、避難行動要支援者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。また、把握した情報は、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施する等、連携の強化に役立てる。

（ウ）町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活ができる体制を備えた、福祉避難所の指定に努める。

（エ）町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難所、大きな字で見やすい標識板等の避難行動要支援者に配慮した防災基盤整備に努める。

（オ）難病患者への対応のため、町は、県と情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成する等支援体制の整備に努める。

カ　個別計画の策定

町は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画が策定されるよう努める。

個別計画の策定については、自主防災組織、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、地域包括支援センター等の協力を得ながら進める。

個別計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法や避難先を決めておく等、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に、消防団員や民生委員・児童委員等の避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

キ　避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者が円滑に避難所へ移送されるように、あらかじめ、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について定めるよう努める。

ク　支援体制の整備

町は、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、避難行動要支援者やその家族の積極的な協力が得られるよう努める。

ケ　防災設備等の整備

町は、緊急通報装置を活用するとともに、一人暮らし高齢者や障がい者を対象に協力員（ボランティア）等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

コ　相互協力体制の整備

町は、自主防災組織、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、相談支援専門員、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、避難行動要支援者の近隣住民等との連携により、避難行動要支援者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

サ　情報伝達手段の普及

町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、ＧＰＳ機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）のほか、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

（３）福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には、関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣等も活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

（４）家族を含めた防災訓練の実施

町は、自主防災組織等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

（５）要配慮者自身の備え

町は、平常時に、要配慮者自身あるいは家族にできる範囲の準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

ア　避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく。

イ　防災用品を非常時からそろえておく。

ウ　貴重物品をまとめておく。

エ　近所の人に災害時の支援について依頼しておく。

オ　防災訓練に参加する。

2　避難体制の強化

町は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、「避難支援プラン」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行う等地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取組む。

（１）避難勧告等の伝達体制の整備

町長が発令する避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示が避難行動要支援者に迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

（２）避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

（３）指定緊急避難場所から指定避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

（４）避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

（５）福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するように努める。

福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結等も検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

（６）福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

3　環境整備

町は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置及び避難所案内板や災害危険地区の表示板等の多言語化を推進する等、環境整備に努める。

4　人材の確保

町は、要配慮者の支援に当たり、福祉避難所等における介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

5　要配慮者利用施設管理者との連携

（１）要配慮者利用施設の定義

この節において、要配慮者利用施設とは、次に掲げる施設をいう。

なお、本町における要配慮者利用施設は、資料５－２のとおりである。

ア　児童福祉施設
イ　老人福祉施設
ウ　障がい者福祉施設
エ　医療提供施設
オ　幼稚園
カ　その他

（２）要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害及び雪害に対する安全性を確保する。

（３）要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

ア　自施設の立地環境による災害危険性（洪水等）の把握及び職員への周知
イ　防災気象情報の的確な入手手段の整備
ウ　職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
エ　施設周辺のパトロール体制の整備
オ　避難場所、避難所及び避難経路の確認
カ　避難、救出及び安否確認の体制の整備
キ　町、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
ク　避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
ケ　防災訓練等防災教育の充実
コ　食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
サ　燃料の調達体制の確保

（４）施設防災ボランティアの確保

要配慮者利用施設の管理者は、災害時の避難等の協力活動を行う施設防災ボランティアの確保を図るものとする。

（５）町の支援

町は、要配慮者利用施設における防災体制の整備について、次の支援を行うものとする。

ア　要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（洪水等）に関する情報の提供
イ　防災気象情報の提供
ウ　避難準備（要配慮者避難）情報・避難の勧告・指示の基準、避難所、避難経路、避難方法等に関する情報の提供
エ　要配慮者利用施設に対する避難準備（要配慮者避難）情報・避難の勧告・指示の伝達体制の整備
オ　緊急時における町と要配慮者利用施設との連絡体制の整備
カ　避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
キ　要配慮者利用施設における防災教育への協力

６　消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、町と協力して次の支援を行うものとする。

ア　緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備

イ　避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
ウ　避難行動要支援者に対する防災教育・啓発への協力

7　地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

8　防災教育及び啓発

（1）在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

町は、要配慮者及びその家族に対し、災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及啓発に取組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、町は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

（2）外国人対策

町及び防災関係機関は、住民に対する災害予防のための広報指導等を行う場合には、地域の外国人の居住状況、使用されている外国語の種類等を考慮の上、町内外国人に対し、次の事項について必要な防災情報の広報、指導等が行われるよう十分に留意するものとする。

ア　防災知識の普及
イ　防災訓練への参加
ウ　出火防止、初期消火の指導、知識の普及等
エ　避難場所の周知
オ　その他必要と思われる事項

第28節　り災証明書の発行体制の整備

（1）町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進める等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

（2）町は、県が開催する住家被害の調査の担当者のための研修会等に参加することにより、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

第29節　火災予防計画

1　組織対策

（1）常備消防力（館林地区消防組合千代田消防署）

火災による被害を最小限度に食い止めるため、消防施設の拡充強化を図り、もって消防力の機械化、科学化及び水利施設の確保を促進する。

（2）非常備消防力

本町に千代田消防団を設置し、館林地区消防組合と連携して消防力を強化するとともに消防思想の普及に努める。

（3）自衛消防力

会社、工場、その他の事業所単位に自衛消防隊の設置促進を要請し、自衛消防体制の強化充実と防火思想の普及を図る。

（4）予防消防力

自主防災組織等を指導し、婦人消防協力会等の関係組織と協力して、防火思想の普及徹底に努め、予防消防力を充実強化する。

2　消防力の充実強化

（1）消防組織

町は、消防施設・整備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

（2）消防施設等の整備強化

ア　「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。

イ　大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動及び救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化に努める。

ウ　特殊車両・消防ポンプ自動車等の性能については、定期的に点検し、その性能維持の向上を図る。

エ　家庭及び各事業所等において初期消火活動が十分に発揮できるよう、消火器、可搬式小型ポンプ等を整備する。

（3）消防水利等の整備

消防力強化の基盤となる消防ポンプ置場等、さらには消火栓、防火水槽等消防水利の設置及び整備に際しては、耐震性を十分考慮するとともに、川や沼等の自然水利の多様化を推進し、災害時における消防活動体制の整備に努めるものとする。

（4）自衛消防力の強化

町は、防火管理者等の効果的な運用等をもって、自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期するものとする。

（5）予防消防力の強化

自主防災組織の指導を図り、防火思想の普及徹底に努め、予防消防力を充実強化する。

また、地域住民による出火防止、初期消火等の活動が重要となるため、平素から住民によ

る消火器の設置等を奨励するとともに、自主防災組織の育成を推進する。

3　火災予防思想の普及

町は、館林地区消防組合と連携して、住民に対する防火思想の普及と知識の啓発を行い、防火体制の強化を図る。

（1）広報車、広報紙、その他広報機関を通じて行う。

（2）春、秋に行われる火災予防運動及び年末特別警戒に積極的に参加する。

（3）予防査察は、随時行い、業態に応じた指導に努める。

4　対象物の防火対策の強化

（1）消防法の規定により、防火管理者の養成に努める。

（2）防火対象物ごとの消防計画に基づき、防火管理を指導する。また火災等の場合、人命、損傷防止の指導を強化する。

（3）危険物貯蔵所、同取扱所、同製造所等に対する査察指導を強化し、災害を未然に防止する。

（4）火薬類、高圧ガス施設等については、保安検査を強化するとともに業者の自主検査を指導し、保安の万全を期する。

第30節　竜巻・突風対策

特殊な気象条件下において、竜巻突風等が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、危険性の高い地域については次の予防策を推進する。

１　竜巻突風に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、発生を予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻における人的被害、家屋被害等の状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

（１）住民への啓発

町、消防機関及び関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、住民への啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介しており、これらのパンフレット等広報資料を利用し、住民に伝達する。

竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
・窓を開けない ・窓から離れる ・カーテンを引く ・雨戸・シャッターをしめる ・地下室や建物の最下階に移動する ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	・車庫・物置・プレハブを避難所にしない ・橋や陸橋の下に行かない ・近くの頑丈な建物に避難する ・(頑丈な建物が無い場合は) 近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る ・飛来物に注意する

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

（２）安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造等堅牢な建築物等の安全な場所への誘導を図る。

（３）安全な場所の周知

低い階（２階よりも１階)、また、窓から離れた家の中心部等、安全性の高い場所の周知を図る。

（４）堅牢な建築物への誘導

プレハブ等の強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

2　竜巻突風に対する対策

（1）竜巻等に関連する情報の段階的な発表と効果的な利用（気象庁ホームページより）

竜巻等に関連する気象情報は、次のように、時間を追って段階的に発表する。

ア　半日～１日程度前には気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかける。
イ　数時間前には雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
ウ　さらに、今まさに、竜巻等が発生しやすい気象状況となった段階で竜巻注意情報を発表する。

竜巻等に対しては身の安全を確保することが何よりも重要である。上記の情報を効果的に利用するためのポイントを解説する。

ア　人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかる状況では、気象情報や雷注意報にも留意し、万一に備え、早め早めの避難を心がける。
イ　竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の様子に注意※する。そのとき、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷鳴が聞こえるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなど身の安全を確保する行動をとる。
ウ　竜巻注意情報が発表されたとき、インターネットにアクセスできる状況であれば、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度２の領域などをこまめ（５～10分程度ごと）に確認する。竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストは組み合わせて利用することが効果的である。また、高解像度降水ナウキャストでは、地図拡大時に必要に応じて「竜巻発生確度２又は雷活動度４」の領域（赤色のメッシュ）を表示させることができる。

※　竜巻等の現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られるため、竜巻注意情報が発表された地域であっても必ずしも竜巻等に遭遇するとは限らない。避難に時間がかかるアの状況以外では、竜巻注意情報が発表されても空の様子に変化がないことが確認できれば、直ちに安全確保の行動をとる必要はない。

竜巻等は積乱雲の下で発生する。積乱雲は、大気の状態が不安定なときに急発達し、竜巻のみならず、急な大雨、雷、ひょうなどの激しい現象も引き起こす可能性があるので、竜巻注意情報等が発表された際にはこれらにも合わせて注意する。

（2）家屋・農作物等の被害防止対策

ア　防風ネット等の防風施設等農作物被害防止施設の整備
イ　風速50m/s以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置
ウ　風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

（3）風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な対策をあらかじめ講ずる。

第２章　災害応急対策

第１節　災害発生直前対策

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

１　気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

（１）特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、次のとおりとする。

ア　特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※①特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

②地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

③地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

イ　警報・注意報発表基準一覧表

平成25年５月30日現在発表官署

前橋地方気象台

千代田町	府県予報区		群馬県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		伊勢崎・太田地域	
警報	大雨	（浸水害）	雨量基準	１時間雨量80㎜
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	－
	洪水		雨量基準	１時間雨量80㎜
			流域雨量指数基準	谷田川流域=15
			複合基準	－
			指定河川洪水予報による基準	利根川上流部［八斗島］
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	18m/s雪を伴う

	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ30cm
注意報	大雨	雨量基準	１時間雨量50mm
		土壌雨量指数基準	102
	洪水	雨量基準	１時間雨量50mm
		流域雨量指数基準	谷田川流域=９
		複合基準	－
		指定河川洪水予報による基準	利根川上流部［八斗島］
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度25%　で、実効湿度50%*1	
	なだれ	①積雪があって、24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温が５℃以上、又は日降水量が15mm以上	
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下*2	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温３℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	100mm

＊１湿度は前橋地方気象台の値。

＊２冬期の気温は前橋地方気象台の値。

府県版警報・注意報基準一覧表の解説

（１）警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

（２）波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（　）内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報名の（　）内は基準を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。

（３）大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

（４）表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

（５）表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

（６）地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表１～５）の解説】
（１）別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（　）内は府県予報区又は一次細分区域を示す。
（２）大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、及び、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。
（３）大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図
（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_h.html）を参照。
（４）大雨及び洪水の欄中、Ｒ１、Ｒ３はそれぞれ１、３時間雨量を示す。例えば、「Ｒ１=70」であれば、「１時間雨量70㎜以上」を意味する。
（５）大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
（６）土壌雨量指数基準値は１㎞四方毎に設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。１㎞四方毎の基準値については、別添資料
（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
（７）洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
（８）洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
（９）高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（ＴＰ）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはＭＳＬ（平均潮位）等を用いる。

（２）特別警報・警報・注意報の発表区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

（３）特別警報の発表

前橋地方気象台は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」を発表する。町は、下表の例のように、避難勧告・指示の判断材料等に活用するほか、直ちに住民に対し、防災行政無線、広報車の巡回、緊急速報メール、町安全安心メール等、消防団や自主防災組織による伝達周知の措置等により周知を図る。

特別警報等発表時における町や住民の対応例

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類			
		大雨（浸水害）	暴風	大雪	暴風雪
・担当職員の連絡体制確立 ・気象情報や雨量の状況を収集 ・注意呼びかけ ・警戒すべき区域の巡回	・気象情報に気をつける ・テレビ、ラジオ、気象庁ＨＰ等から最新の気象情報を入手 ・窓や雨戸等家の外の点検 ・避難所の確認 ・非常持出品の点検	大雨注意報（浸水害）	強風注意報	大雪注意報	風雪注意報
・警報の住民への周知 ・避難所の準備、開設 ・必要地域に避難準備情報 ・応急対応態勢確立 ・必要地域に避難勧告、指示 ・避難の呼びかけ	・避難の準備をする ・危険な場所に近づかない ・日頃と異なったことがあれば、役場等へ通報 ・暴風警報については、安全な場所に退避	大雨警報（浸水害）	暴風警報	大雪警報	暴風雪警報
・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	・直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる）	大雨特別警報（浸水害）	暴風特別警報	大雪特別警報	暴風雪特別警報

2　気象業務法に基づく府県気象情報等

（１）群馬県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

（２）記録的短時間大雨情報

群馬県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として前橋地方気象台が発表する（１時間に 100㎜以上の猛烈な雨を観測・解析した場合）。

（３）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、前橋地方気象台が群馬県を対象に発表する。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域（天気予報で用いる一次細分区域名）を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、前橋地方気象台が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

3　消防法に基づく火災気象通報

（１）前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条第１項の規定に基づき当該状況を県に通報するものとする。

（２）火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行うものとする。

ア　実効湿度が50％以下で最小湿度が25％以下になる見込みのとき。（乾燥注意報の発表基準と同じ。）

イ　平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。（強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。）

ウ　実効湿度が60％以下で最小湿度が35％以下になり、平均風速が８m/s以上になる見込みのとき。

（３）火災気象通報は、天気予報等の発表区分に従い、群馬県南部、群馬県北部の２区域により行うものとする。

４　消防法に基づく火災警報

町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第３項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発するものとする。

５　水防活動用警報等

前橋地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概　　要
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

６　水防法に基づく洪水予報・水防警報

（１）洪水予報

ア　洪水予報には、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報があり、以下のときに発表する。なお、平成25年６月の水防法の改正により、洪水予報については、避難勧告・避難指示の発令にあたり特に緊急を要する情報として、高崎河川国道事務所よりホットラインで町への直接伝達が行われます。

区　　分	発　　表　　基　　準
氾濫注意情報（警戒水位）	河川ごとに決められた基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報（洪水警報）	河川ごとに決められた基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報（洪水警報）	河川ごとに決められた基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき。
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき。

イ　知事より気象警報（大雨警報）洪水警報の通知を受けたときは、次のとおり通報する。なお、気象注意報（大雨注意報）洪水注意報・気象情報等の発令又は通知があった場合警戒の必要がなくなった場合も同様とする。

気象注意報・警報等通報系統図

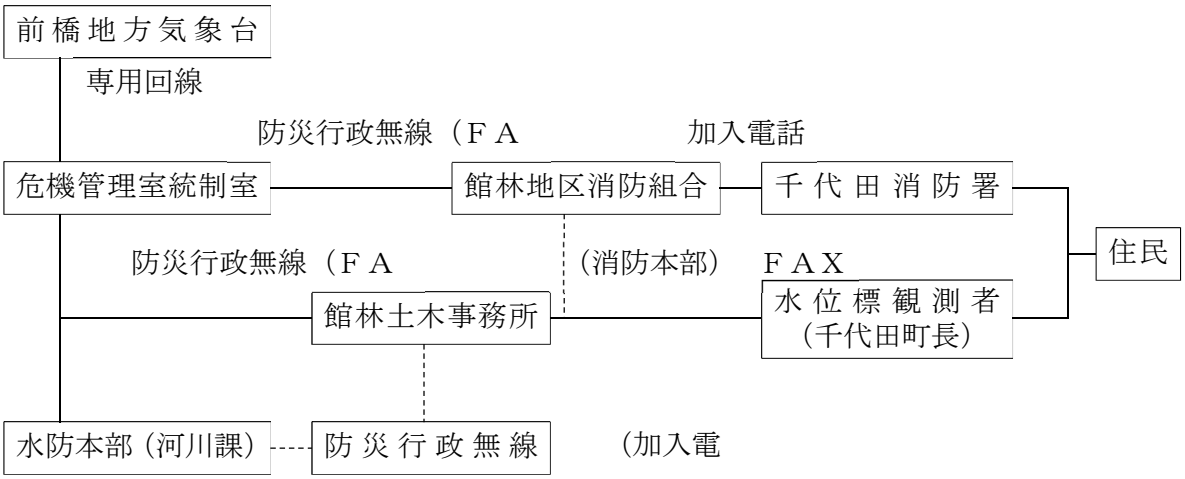

ウ　利根川上流部において、関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で発表する洪水予報及び警報を行う区域は、次表のとおりである。

対象河川名	洪水予報実施区域	水位又は流量の予報に関する基準地点
利根川上流部	左岸　群馬県伊勢崎市大字柴町字小泉から 茨城県猿島郡境町と坂東市の境界まで 右岸　玉村町大字小泉字飯玉前から 江戸川分派点まで	八斗島（群馬県伊勢崎市）・栗橋（埼玉県葛飾郡）

洪水予報・警報の伝達系統図

◎基本系

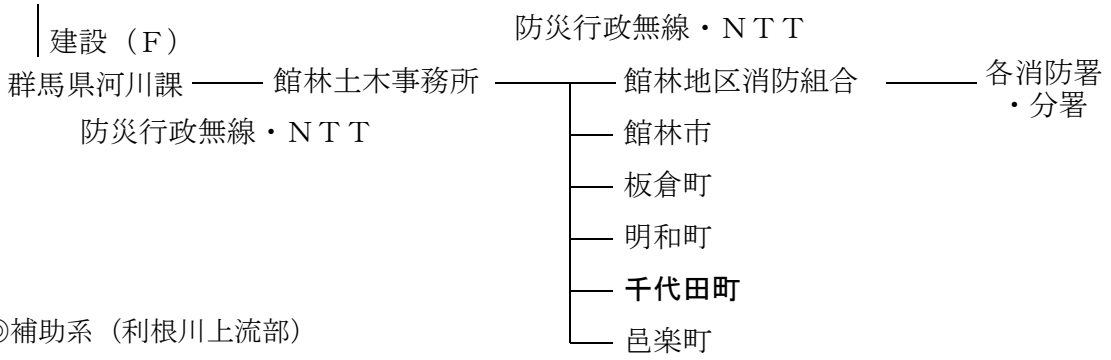

◎補助系（利根川上流部）

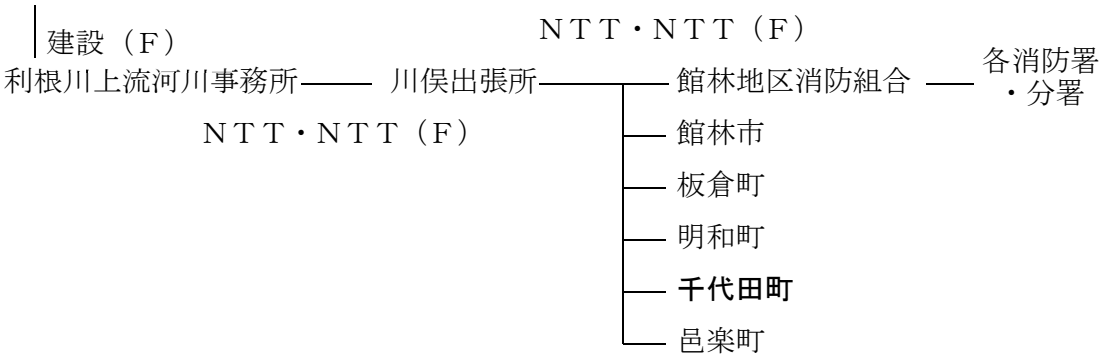

（２）水防警報

ア　水防法第16条第１項の規定に基づいて、国土交通大臣及び知事が指定した河川に対する水防警報の発表基準は、次のとおりである。

種類	内　　容	発　表　基　準
待機	１　不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの ２　水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等あるいは、河川の状況により、特に必要と認められるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。又は水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。

種類	内　　容	発　表　基　準
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位を超え災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

イ　国土交通大臣が水防警報及び水位情報周知を行う指定河川名とその区域及び発表者は、次表のとおりである。

指定河川		基準水位観測所		水防警報区		水防団待機水位	氾濫注意水位	計画高水位	発表者
水系	河川	名称	所在地	左岸	右岸				
利根川	幹川	川俣	邑楽郡明和町川俣	自　邑楽郡大泉町丘山 至　加須市本郷	自　埼玉県行田市大字北河原 至　加須市旗井	1.60	3.20	7.46	利根川上流河川事務所

水防警報及び水位情報の伝達系統

◎基本系（利根川・川俣）

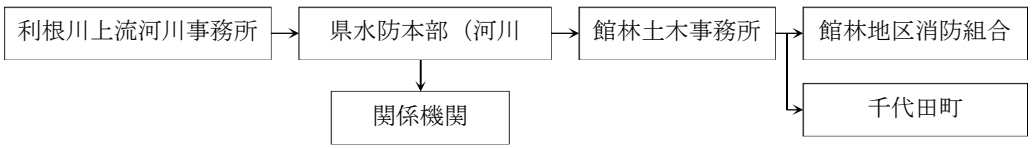

◎補助系（利根川・川俣）

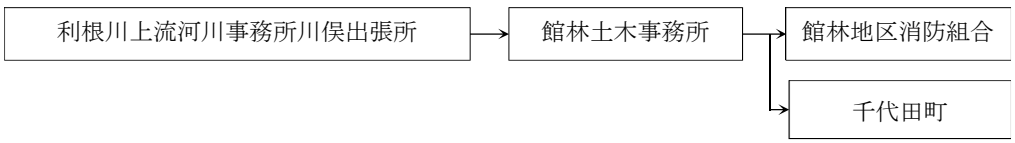

7　気象警報・注意報等の伝達系統

（１）前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段

前橋地方気象台からの気象警報・注意報等の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。

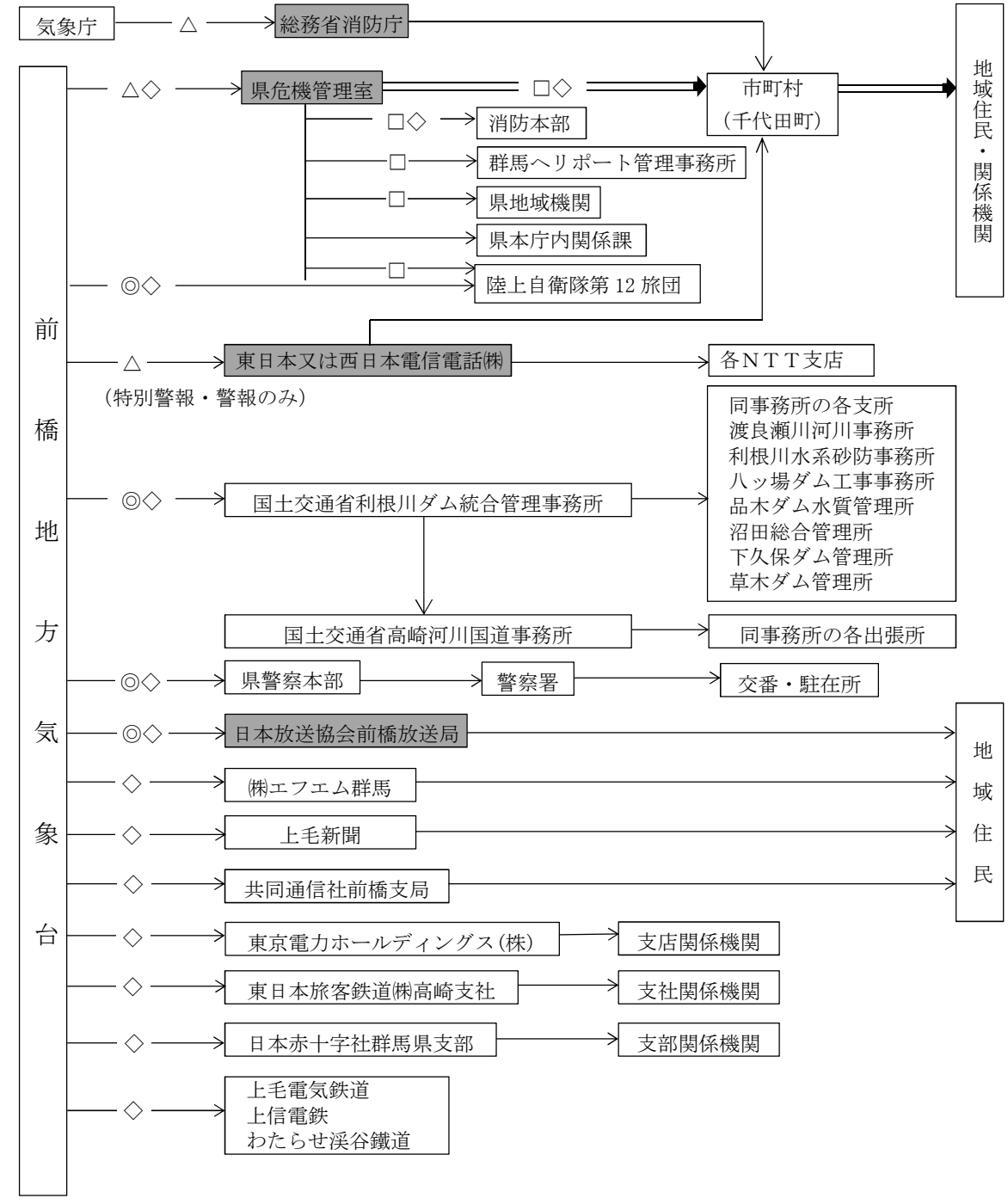

（凡例）

■ で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先

二重線の経路は、気象業務法第 15 条の２によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

◎ 防災情報提供システム（専用線）　△ 専用回線　□　県防情報通信ネットワーク

◇ 防災情報提供システム（インターネット）：補助伝達手段

（２）情報の受領及び伝達責任者

ア　勤務時間中　総務課防災管財係

イ　勤務時間外　日直者・居残り業務者・千代田消防署

日直者等は、予警報を受領したときは、町長及び総務課長（不在のときは関係課長）に直ちに連絡する。

８　住民等に対する気象情報の周知

町は、県から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民等に対し、速やかに周知するものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮するものとする。なお、町が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、直ちに住民等に周知するものとする。

（１）県出先機関等と緊密に連絡をとるほか、テレビ、ラジオ放送には特に注意し、適切な情報の把握に努め、その対策に万全を期するものとする。

（２）県から火災気象通報の伝達を受けたときは、消防本部と密接な情報交換を行い、その地域の条件を考慮の上、火災警報を発令するものとする。なお、火災警報を発令したときは、消防計画の定めるところにより必要な措置をとるものとする。

（３）警報等を住民及び関係者に徹底するに当たり、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置についても警告するものとする。

（４）警報等を住民及び関係者に周知するに当たっては、次の方法により速やかに行うものとする。

ア　防災行政無線による方法

イ　広報車による広報

ウ　伝達組織を通じた周知

エ　安全安心メールによる方法

オ　エリアメールによる方法

カ　サイレンによる方法

キ　使走による方法

（５）通信途絶時における措置

ア　通信施設（主として普通加入電話）が、使用不能若しくは使用困難なときは防災行政無線を活用し、さらに一般への伝達についても、防災行政無線及び広報車を利用し、その他必要な指揮命令、広報の伝達を迅速、確実に実施するために適切な措置をとるものとする。

イ　優先順位

通信施設を優先して使用する場合の優先順位は、次の順位が考えられる。

（ア）住民に対する避難勧告、指示等、人命に関する事項の通信

（イ）応急措置の実施に必要な通信

（ウ）災害警報

（エ）災害予報

（オ）その他、予想される災害の事態、並びにこれに対する事前措置に関する事項の通信等

９　異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

（１）発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに、自己又は他人により町長若しくは警察官に通報するものとする。

（２）警察官の通報

警察官は異常現象を発見し、又は通報を受けた場合は、速やかに町長及び警察署長に通報するものとする。

（３）町長の通報

町長は前記（１）及び（２）によって、異常現象を承知したときは、直ちに次の機関に通報するものとする。

ア　前橋地方気象台

イ　その異常現象に関係ある隣接市町

ウ　行政県税事務所、土木事務所等その地域を管轄する異常現象に関係のある県の出先機関

（４）通報を要する異常現象

ア　著しく異常な気象現象

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水等

イ　地震

頻発地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）

（５）通報手段

通報は、防災行政無線ＦＡＸ、電話又はＦＡＸによることを原則とする。

〔通報系統〕

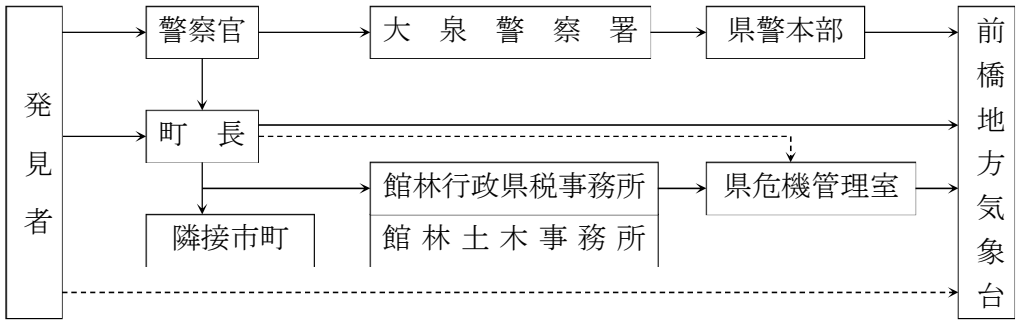

第２節　避難誘導

１　避難の勧告・指示等

（１）避難準備（要配慮者避難）情報・避難の勧告・指示の実施

ア　町長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難準備（要配慮者避難）情報・避難の勧告又は指示を行うものとする。

イ　町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。

ウ　町長のほか法令に基づき避難の勧告又は指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の勧告又は指示を行うものとする。

エ　避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。

オ　町は、必要があった場合には県、指定行政機関及び指定地方行政機関に、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求めるものとする。

	発令者	措置	発令する場合
避難準備情報	町長 （災害対策基本法第 56 条）	・要配慮者の避難開始 ・一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難勧告	町長又は知事 （災害対策基本法第 60 条）	・立退きの勧告 ・立退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 （水防法第 29 条）	・立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長又は知事 （災害対策基本法第 60 条）	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	（避難の勧告と同じ。）
	警察官 （災害対策基本法第 61 条）	・立退きの指示 ・立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
	（警察官職務執行法第４条）	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 （自衛隊法第 94 条）	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいな

	発令者	措置	発令する場合
			いとき。

（2）明示する事項

避難準備（要配慮者避難）情報・避難の勧告又は指示を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

ア　避難対象地域

イ　避難を必要とする理由

ウ　避難先※１（屋内安全確保を含む。）

エ　避難経路

オ　避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）

※１　洪水災害時における避難先については、町外への広域避難（避難場所）を優先する。町外への広域避難（避難場所）は、ハザードマップに従い、館林市、大泉町、熊谷市等の浸水しないエリアへの避難を伝達する。

（3）伝達方法

避難準備（要配慮者避難）情報・避難の勧告又は指示は、防災行政無線、サイレン、広報車、町安全安心メール、使走、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫する等住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

（4）町から関係機関への連絡

町は、避難準備（要配慮者避難）情報・避難の勧告又は指示を行ったときは、その内容を速やかに県、地元警察機関、地元消防機関等に連絡するものとする。

（5）避難準備（要配慮者避難）情報・避難の勧告・指示の解除

町は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

2　河川の氾濫に係る避難勧告等の発令判断基準

河川の氾濫については、洪水予報河川である利根川の水位等を参考情報として町が避難勧告等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

区分	判断基準
避難準備情報	●相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 大雨警報（表面雨量指数基準：21）・洪水警報（流域雨量指数基準：新谷田川流域＝7.6、指定河川洪水予報による基準:利根川上流部[八斗島]）発表されたときで、必要と判断した場合 ●利根川において、避難判断水位（3.90m：八斗島観測所）に達したとき。 ●避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合は以下のとおりとする。 ○大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ○降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合
避難勧告	●相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 大雨警報（表面雨量指数基準：21）・洪水警報（流域雨量指数基準：

区分	判断基準
	新谷田川流域＝7.6、指定河川洪水予報による基準:利根川上流部[八斗島]）が発表されたときで、必要と判断した場合 ●利根川において、氾濫危険水位（4.80m：八斗島観測所）に達したとき。 ●利根川において、氾濫注意水位（1.90m：八斗島観測所）又は避難判断水位（3.90m：八斗島観測所）を超えた状態で、氾濫注意情報（又は氾濫警戒情報）の水位予測により、水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ●気象庁から記録的短時間大雨情報が発表されさらに降雨が予想されるとき。 ●避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合は以下のとおりとする。 ○判断する時点（夕刻）で、利根川において、氾濫注意水位（1.90m：八斗島観測所）又は避難判断水位（3.90m：八斗島観測所）を超えた状態で、上流における予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ○利根川において、氾濫注意水位（1.90m：八斗島観測所）又は避難判断水位（3.90m：八斗島観測所）を超えた状態で、、降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合
避難指示	●堤防の越水・溢水のおそれのある場合 ●町内において、大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。 ●河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ●堤防の決壊・越水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合
観測所	【雨量観測所】八斗島（利根川：伊勢崎市［利根川上流河川事務所］） 【水位観測所】八斗島（利根川：伊勢崎市［利根川上流河川事務所］）
避難勧告等の解除	●解除については、大雨・洪水警報等の解除、河川水位の低下、今後の気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、前兆現象が確認された箇所、決壊・越水等の被害が発生した箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

3　避難誘導

町、消防機関、警察機関及び自衛隊は、相互に連携し次により避難の誘導を行うものとする。

（1）被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、もっとも安全と思われる避難経路を選定する。

（2）避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。

（3）常に周囲の状況に注意し、避難場所や避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

4　要配慮者への配慮

町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

５　警戒区域の設定

（１）町長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第 63 条第１項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

（２）警察官による代行措置

（１）の場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第 63 条第２項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

（３）自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、（１）の場合において、町長その他町長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第 63 条第３項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

（４）町から関係機関への連絡

町は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県、地元警察機関、地元消防機関等に連絡するものとする。

第３節　災害未然防止活動

１　水防活動の実施

水防管理者は、水防計画に基づき河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施するものとする。

２　水門、樋門等の適切な操作

河川管理者、水門、樋門等の管理者は、洪水、豪雨の発生が予想されるときは、これらの施設について適切な操作を行うものとする。

なお、その操作を行うに当たり、危害を防止するために必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を町及び警察署に通知するとともに一般に周知させるものとする。

第４節　災害情報の収集・連絡

町、県その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。

また、情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

１　被害報告等取扱責任者

町長は、被害報告等が迅速かつ的確に処理できるよう各課局の被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

課　　名	責　　任　　者　　（正・副）	
総　務　課	総 務 課 長	防災管財係長
財　務　課	財 務 課 長	町民税係長
住 民 福 祉 課	住民福祉課長	福 祉 係 長
環 境 保 健 課	環境保健課長	環 境 係 長
経　済　課	経 済 課 長	農 政 係 長
都 市 整 備 課	都市整備課長	土木管理係長
会　計　課	会 計 課 長	出 納 係 長
教 委 事 務 局	教委事務局長	総 務 係 長
農 委 事 務 局	農委事務局長	
議 会 事 務 局	議会事務局長	
社会福祉協議会	社協事務局長	社 協 係 長

２　被害等の調査

（１）被害状況等の調査は災害対策本部の分掌事務に基づき、次に掲げる調査機関が関係機関及び団体等の協力・応援を得て行うものとする。

調査事項	調　査　機　関	協力応援機関・団体
住宅等一般被害	総務課・財務課・住民福祉課・都市整備課・議会事務局	区長会
医療防疫衛生被害	環境保健課	館林保健福祉事務所
水 道 施 設 被 害	群馬東部水道企業団	館林保健福祉事務所
下水道施設被害	環境保健課	西邑楽水質浄化センター
農 業 関 係 被 害	経済課・農業委員会	東部農業事務所・東部家畜保健衛生所・館林農業指導センター・群馬県農業共済組合館林支所・利根加用水土地改良区事務所・待矢場両堰土地改良区事務所

調査事項	調　査　機　関	協力応援機関・団体
商工関係被害	経済課	商工会
土木関係被害	都市整備課	館林土木事務所
町　有　財　産	総務課	
教育施設関係被害	教育委員会	東部教育事務所
警察施設関係被害	警察署	町
火　災　速　報	消防組合	
水　害　速　報	消防組合	

（２）被害状況の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏・重複のないよう十分留意し、異なった被害状況は調整するものとする。

（３）被災世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録、食料供給事務関係の諸帳簿と照合する等的確を期するものとする。

３　町における災害情報の連絡

町における災害情報の連絡は、次による。

（１）災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア　「災害報告要領」（昭和45年４月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定により、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所を経由して県危機管理室に報告する。

イ　この際、行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理室に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

消防庁	応急対策室	電話 03-5253-7527、FAX03-5253-7537、衛星 048-500-7527
	夜間（宿直室）	電話 03-5253-7777、FAX03-5253-7553、衛星 048-500-7782

ウ　行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

エ　応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ　具体的な報告方法は次による。

なお、各様式については、資料 14－１参照のこと。

（ア）災害概況即報

災害を覚知後30分以内に様式１「災害概況即報」により報告する。

（イ）被害状況即報

災害概況即報の後、様式２「被害状況即報」及び様式３「被害状況即報続紙」によ

り報告する。

報告の頻度は次による。

a　第１報は、被害状況を確認し次第報告

b　第２報以降は、人的被害に変動がある場合は１時間ごとに報告

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、３時間ごとに報告

c　災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、６時間ごとに報告

（ウ）災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に様式４「災害確定報告」及び様式５「災害確定報告続紙」により報告する。

○死者、行方不明、重傷、軽傷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水・・・・棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他・・・・・・・・・・・・・・・・名称
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水・・・・面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設・・・・・・・・・・・・・・名称
○その他のうち道路、橋りょう、河川・・・・・・・・・・・・・・・・名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス・・・・・・・・・・・・・・・戸数・回線数
○その他のうちブロック塀等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・箇所数
○火災のうち建物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・棟数
○火災のうち危険物その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・名称

（２）災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

町は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、資料 14－１により県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

４　その他の防災関係機関における災害情報の連絡

その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた計画に従い、収集した災害情報を町、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

〈情報連絡系統図〉

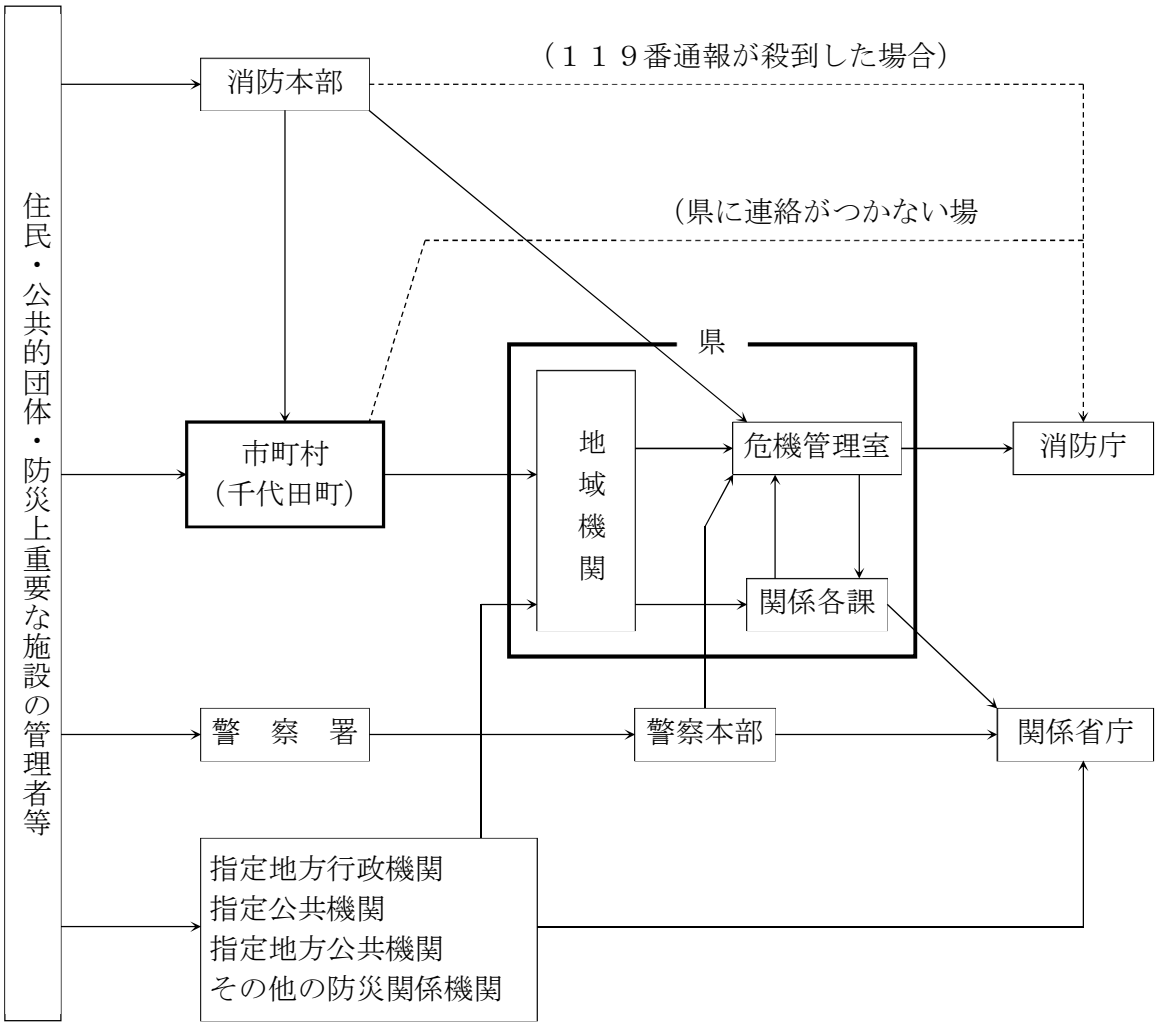
住民・公共的団体・防災上重要な施設の管理者等
消防本部
（１１９番通報が殺到した場合）
（県に連絡がつかない場
県
市町村
（千代田町）
地域機関
危機管理室
消防庁
関係各課
警　察　署
警察本部
関係省庁
指定地方行政機関
指定公共機関
指定地方公共機関
その他の防災関係機関

別表　　被害の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１ヵ月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１ヵ月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊に該当しないが、土砂竹木のたい積により、一時的に居住することができないもの
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。
	公共建物	庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に共する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	小・中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	病院、医院、診療所等とする。
	道路	道路法第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	がけ崩れ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。 ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が $50m^3$ を超えると思われるものは報告するものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

被害区分		認定基準
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石垣の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁協施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農業被害	農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば水産物、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	その他	上記の被害金額の区分を除く住家等の被害とする。

第５節　通信手段の確保

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替機能を確保する。

１　通信施設の確保

防災行政無線、屋外拡声装置等、通信手段の確保に努め、災害が発生した際には直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行う。

また、避難施設との通信手段として、有線電話のほかに防災行政無線等の確保を図るとともに、防災関係機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

２　災害時の通信手段の確保・運用

災害時の町の通信連絡手段としては、町防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、ＮＴＴ一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話及び緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の運用上の措置を講ずる。

（１）防災行政無線による通信

災害時における応急対策及び被害状況の収集等を迅速に実施するため、災害時に移動局を設置し通信の確保に努めるものとする。

（２）災害時優先電話の利用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信が混雑し、電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には比較的かかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。

この場合の手続きは、「１０２」でオペレータを呼び出し、緊急を要する内容及び相手先の電話番号を伝えて回線の接続を依頼する。

（３）非常無線通信の利用

被災等により有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、防災行政無線のほか、消防、警察、電力等の各無線通信施設の利用を図る。非常（無線）通信の利用方法は次のとおりである。

ア　非常通信の内容

災害に関係して緊急措置を要する内容とする。

（ア）人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの

（イ）道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの

（ウ）気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること。

イ　非常通信の依頼手続

無線局に対し次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。

（ア）あて先の住所、氏名、電話番号

（イ）連絡内容（200字以内）

（４）アマチュア無線による通信

町は、管内のアマチュア無線クラブ等に対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について、理解と協力を求めて協力体制を確立し、災害発生時には緊密な連携のもとに、その活用を図るとともに、可能な支援を行うものとする。

３　緊急放送の利用

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、町長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

（１）放送要請事項

ア　町の大半にわたる災害に関するもの

イ　その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

（２）放送要請内容

ア　放送を求める理由

イ　放送内容

ウ　放送範囲

エ　放送希望時間

オ　その他必要な事項

（３）要請責任者

町において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

第６節　活動体制の確立

町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害警戒本部並びに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防ぎょし､又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

１　防災組織体制の確立

（１）本部設置前の配備

災害処理に関係を有する各課（局）の長は、気象警報の発表等により各種の災害の発生が予測され、あるいは現実に小災害が発生した場合は、通常の職務系統によりこれらに対処するとともに災害警戒本部の設置に備え、警戒体制をとるものとする。

（２）災害警戒本部の設置

風水害等の発災時には、初期段階の防災機関の迅速な立ち上がりがその後の防災対策の成否を左右することとなるが、災害時の情報の混乱等から遅れがちになる場合がある。特に、このことは、休日、夜間の災害発生に際し問題となる。

そのため、町長は、災害、事故が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策本部設置前の段階として、また災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害警戒本部を設置し、初動体制に万全を期するものとする。

ア　災害警戒本部の設置基準

（ア）大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき。

（イ）本町に台風が接近し、本町への影響のおそれがあるとき。

（ウ）利根川の八斗島観測所（伊勢崎市：利根川上流河川事務所）の水位が3.90m（避難判断水位）に達したとき。

（エ）その他気象注意報・警報が発表され災害の発生が予想されるとき。

イ　災害警戒本部の解散

気象警報等が解除され、災害の危険性が解消されたと認めたとき、災害警戒本部を解散する。

ウ　災害警戒本部の構成

災害警戒本部の構成は、災害の規模に応じて災害対策本部の組織、編成、事務分掌の例に準じて適宜計画するものとする。

エ　災害対策本部への切り替え

災害が拡大して、災害救助法の適用等が想定される程度の被害が発生し、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めたときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切り替える。

（３）災害対策本部の設置

町長は、災害対策基本法第 23 条第１項及び千代田町災害対策本部条例（資料１－３参照）等の規定により、次のア（ア）のいずれかに該当する場合は、警報並びに災害の状況を見極めた上、必要と認めたときには、災害対策本部を設置する。

ア　設置及び廃止基準

（ア）設置基準

a　災害が発生し、又は災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして本部を設置して応急対策を必要とする場合

b　利根川の八斗島観測所（伊勢崎市：利根川上流河川事務所）の水位が4.80m（氾濫危険水位）に達するおそれがあるとき。

c　大雨・暴風・暴風雪・大雪の特別警報が発表されたとき。

d　前記ａ～ｃのほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要がある場合

（イ）廃止基準

a　災害の発生するおそれが解消したと認めた場合

b　災害対策活動が完了した場合

イ　公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、次の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。

なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

通報又は発表先	通報又は発表の方法	責任者
庁内各課等	庁内放送による	総務課長
県本部	電話による	
一般住民	防災行政無線・広報車により行う	
報道機関	口頭・電話による	

ウ　設置場所

災害対策本部は、町役場庁舎内に設置する。ただし、役場庁舎が被災する等、使用不能の場合は、災害の状況に応じて、町民プラザ及びその他の施設に設置する。その際には、速やかに町職員及び防災関係機関等に通知する。

（４）現地対策本部の設置

町長は、災害対策本部の設置後、被災地への救援活動をより的確に実施するために、災害現場において必要と認めたときは、現地対策本部を設置する。

ア　町長は、災害対策本部会議のメンバーの中から現地対策本部長を指名する。

イ　町長は、現地対策本部員として、町災害対策本部の中から必要人員を派遣する。

ウ　設置及び廃止基準は災害対策本部に準ずる。

（５）災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各課において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。この場合の各班の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、町長は、必要に応じ水防本部を設置するものとする。

（６）災害対策本部の組織

ア　本部長

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

イ　副本部長

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ　本部員

本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

エ　本部室

本部室は、災害応急対策に関する基本方針、その他重要事項をつかさどる。

オ　本部連絡員

（ア）本部連絡員は、本部長の命を受けて、各班相互間の連絡及び各種の情報収集の事務を担当する。

（イ）本部室と各班の連絡は、本部連絡員を通じて行うものとする。

千代田町災害対策本部組織図

本部室	
本部長	町長
副本部長	副町長 教育長
本部員	総務課長 財務課長 住民福祉課長 環境保健課長 経済課長 農委事務局長 都市整備課長 会計課長 教委事務局長 議会事務局長 社協事務局長 千代田消防団長 千代田消防署長
本部連絡員	本部長が指名する者

現地災害対策本部

班	課名
総務班	総務課、議会事務局、会計課
財務班	財務課
住民福祉班	住民福祉課、社協事務局
環境保健班	環境保健課
経済班	経済課、農業委員会事務局
都市整備班	都市整備課
教育班	教育委員会
消防班	千代田消防団、千代田消防署

班	本部連絡員
総務班	防災管財係長
財務班	町民税係長
住民福祉班	福祉係長
環境保健班	環境係長
経済班	農政係長
都市整備班	土木管理係長
教育班	総務係長
消防班	副署長、副団長

（７）本部の各班及び事務分掌

（◎班長、○副班長）

班	事務分掌
各班共通事項	1　各班の動員配備に関すること。 2　災害対策本部及び各班間の連絡調整に関すること。 3　所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること（町指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること）。 4　他班の応援に関すること。
総務班 ◎総務課長 ○議会事務局長	1　防災会議との連絡調整に関すること。 2　本部長の指示又は指令等に関すること。 3　災害対策本部の会議並びに庶務に関すること。 4　災害対策予算及び資金計画に関すること。 5　応急物品の購入、出納に関すること。 6　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 7　消防機関、警察署との連絡調整に関すること。 8　県及び他市町村、関係機関、団体に対する協力と応援要請に関すること。 9　防災行政無線、通信機能に関すること。 10　気象注意報・警報等の収集及び伝達に関すること。 11　警戒区域の設定に関すること。 12　避難準備情報の発令、避難の勧告、指示に関すること。 13　避難所の開閉設に関すること。 14　被害情報の収集及び報告に関すること。 15　職員の動員、派遣要請、各班への増員に関すること。 16　災害広報活動の企画実施に関すること。 17　災害関係文書の受領、配布に関すること。 18　備蓄食糧及び備蓄資器材の確保に関すること。 19　庁舎の管理及び電気通信施設の保全に関すること。 20　町有自動車の配車及び運行計画に関すること。 21　緊急輸送の誘導に関すること。 22　被災地における交通路の確保と規制に関すること。 23　被災地における交通路の指示及び制限に関すこと。 24　犯罪の予防に関すること。 25　各班の総合調整に関すること。 26　その他、他の班に属さないこと。
○企画調整係長	1　被害状況等の記録保存に関すること。 2　災害広報活動の企画実施に関すること。 3　災害・復旧情報等の情報配信に関すること。
財務班 ◎財務課長 ○町民税係長	1　被害家屋の調査に関すること。 2　被害状況等の記録保存に関すること。 3　り災証明の発行に関すること。

班	事務分掌
	4　被災者台帳の作成に関すること。 5　災害に関する住民の相談、照会に関すること。 6　災害対応全般に対する総合相談窓口の開設に関すること。 7　外国人の対応に関すること。 8　災害に係る町税の減免及び徴収猶予に関すること。 9　他班の協力に関すること。
住民福祉班 ◎住民福祉課長 ○社協事務局長	1　災害救助法に係る事務に関すること。 2　救助物資の保管及び受払に関すること。 3　物資集積所の管理及び救助物資の配分計画、供与に関すること。 4　災害義援金の募集、配分に関すること。 5　社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 6　生活必需品の供給に関すること。 7　要配慮者の応急対策に関すること。 8　避難行動要支援者の安否確認、避難支援等に関すること。 9　避難所の運営に関すること。 10　日本赤十字社活動の連絡調整に関すること。 11　生活福祉資金の貸付指導に関すること。 12　ボランティア活動との連絡調整に関すること。 13　保育園児の避難に関すること。 14　関係機関に対する報告又は連絡に関すること。
環境保健班 ◎環境保健課長 ○環境係長	1　災害時の医療、救護、助産に関すること。 2　医療班の編成に関すること。 3　医療関係者の動員に関すること。 4　感染症患者の早期発見収容に関すること。 5　災害時の防疫及び救急薬品等の供給確保に関ること。 6　災害時のペット対策に関すること。 7　災害廃棄物処理に関すること。 8　ごみ、し尿の処理、仮設トイレの確保に関すること。 9　食品衛生に関すること。 10　遺体収容処理及び調査管理、墓地埋葬に関すること。 11　被災地の環境処理施設の応急対策に関すること。 12　所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 13　関係機関に対する報告又は連絡に関すること。 14　下水道施設被害調査に関すること。
経済班 ◎経済課長 ○農政係長	1　主要食料品、生活必需品の調達に関すること。 2　物資集積所の管理及び物資の仕分け・配分の協力に関すること。 3　被災農作物、農地及び農業用施設の被害調査に関すること。 4　被災農作物、農地及び農業用施設の応急措置に関すること。 5　被災家畜の防疫、診断及び畜産施設の応急措置に関すること。 6　商工関係の被害調査に関すること。

班	事務分掌
	7　生活必需品関係業者との連絡に関すること。 8　被災中小企業に対する金融措置に関すること。 9　関係機関に対する報告又は連絡に関すること。 10　ねずみ族・昆虫の駆除に関すること。
都市整備班 ◎都市整備課長 ○土木管理係長	1　災害町営住宅に関すること。 2　応急仮設住宅等の建設及び入居者選定に関すること。 3　道路及び橋りょうの被害調査と応急対策に関すること。 4　被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定士の要請に関すること。 5　河川情報の収集と水害予防に関すること。 6　河川の被害調査と応急対策に関すること。 7　建設業者への連絡に関すること。 8　区画整理施行区域内の応急対策及び復旧に関すること。 9　公園緑地等の災害対策に関すること。 10　被災地の道路確保に関すること。 11　関係機関に対する報告又は連絡に関すること。
（群馬東部水道企業団との連絡調整）	12　上水道施設被害調査に関すること。 13　応急給水に関すること。 14　給配水施設の応急修理に関すること。 15　指定工事業者との連絡調整に関すること。 16　ろ過水機の管理に関すること。
教育班 ◎教委事務局長 ○総務係長	1　園児・児童・生徒の避難等の指導に関すること。 2　学校その他教育施設の被害の応急対策に関すること。 3　社会教育施設の被害の応急対策に関すること。 4　社会体育施設の被害の応急対策に関すること。 5　災害時の園児・児童・生徒の応急教育に関すること。 6　学校等の避難所の開閉設・運営への協力に関すること。 7　災害時の学校給食に関すること。 8　災害救助活動に協力する各種団体等の連絡調整に関すること。 9　被災者の炊出しに関すること。 10　文化財の保護及び応急対策に関すること。
消防班 ◎千代田消防署長 ○千代田消防団長	1　消防活動に関すること。 2　水防活動に関すること。 3　地震災害に関すること。 4　災害情報の収集及び報告に関すること。 5　消防部隊の災害活動の調査記録に関すること。

（8）関係機関に対する要請

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は職員の派遣を要請するものとする。

2　動員計画

（1）勤務時間内における動員指令は、次のとおりとする。

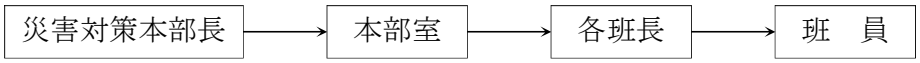

（2）休日又は勤務時間外における動員指令は、次のとおりとする。

ア　情報伝達系統

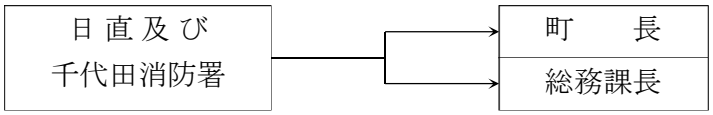

イ　動員伝達系統

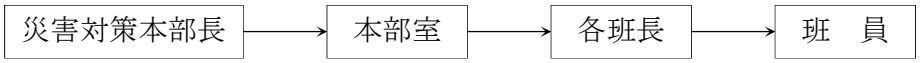

（3）休日・勤務時間外の連絡体制の強化

職員は、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、自主的判断で、又は招集指令により、直ちに登庁するものとする。

（4）動員の伝達

動員の伝達は、防災行政無線、一般加入電話等を通じて行うものとする。

（5）登庁場所

動員の伝達を受けた職員は、可能な限り勤務場所に登庁するものとする。

（6）登庁の方法

登庁に当たっては、被害の状況、道路状況等を判断して配意するものとする。

（7）登庁時の留意事項

登庁に当たっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部に報告する。

（8）登庁の免除等

災害により、本人又は家族が中傷以上のけがを負い、あるいは住居が損壊する等自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けることができる。

（9）職員動員組織の体制

各班長は、分担業務に基づいて各班ごとの配備計画をたて、これを本部に報告するとともに班員に周知を図るものとする。

職員動員計画表

区　分	発　令　基　準	配　備　体　制
初期動員	警報等が発令又は伝達され、災害が発生するおそれが認められる等、警戒体制をとる必要があるとき。	本部設置前の警戒体制として情報収集活動が円滑に行い得る必要最小限度の配備とする。　（原則として全職員の10%）
１号配備	小規模の被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	本部設置の配備体制として、各班の必要人員をもって小規模災害に対処し得る体制

区　分	発　令　基　準	配　備　体　制
		とする。　（原則として全職員の25%）
２号配備	中規模の被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	各班のほぼ半数の配備により中規模災害に対処し得る体制とする。 （原則として全職員の50%）
３号配備	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	大規模災害に対処し得る体制とする。 （全　職　員）

(10) 動員数

班	初期動員	１号配備	２号配備	３号配備	合計	責　任　者
総　務　班	3	5	6	9	23	総務課長・議会局長
財　務　班		1	4	7	12	財務課長
住民福祉班	1	5	10	21	37	住民福祉課長・社協局長
環境保健班		1	3	6	10	環境保健課長
経　済　班	2	3	2	1	8	経済課長・農委事務局長
都市整備班	3	5	2		10	都市整備課長
教　育　班		4	6	10	20	教委事務局長
消　防　班	1	6	14		21	千代田消防署長
合　計	10	30	47	54	141	

(11) 動員連絡責任者

課　名	正　副	責　任　者	備　考
総　務　課	正	総　務　課　長	
総　務　課	副	防災管財係長	

第７節　広域応援の要請等

災害時において、町は指定地方行政機関及び他の地方公共団体と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して災害応急対策の迅速かつ円滑化を図る。

１　町が行う応援の要請

町は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

（１）他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第 67 条の規定により、町長が他の市町村長に対し応援を求める。なお、町長は、協定書の締結がない場合であっても、必要に応じて近隣市町村と相互に応援、協力を行うものとする。

（２）県に対する応援の要請

災害対策基本法第 68 条の規定により、町長が知事に対し応援を求める。

（３）本町が締結している応援協定等については、本編第１章第 14 節「防災関係機関の連携体制の整備」に掲げるとおりである。

２　町が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

（１）要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

ア　国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第 29 条の規定により、町長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

イ　県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第 30 条の規定により、町長が知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

ウ　県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定により、町長が知事又は他の市町村長に対し職員の派遣を求める。

（２）職員の派遣要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めたときは、次の事項を記載した文書をもって関係地方行政機関の長、又は他の地方公共団体の長に対し、職員の派遣要請を行うものとする。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職種及び職種別人員

ウ　派遣を要請する期間

エ　派遣された職員の給与、勤務条件

オ　その他、職員の派遣要請について必要なこと。

（３）職員の派遣のあっせん

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めたときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定地方行政機関の職員及び他の地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

ア　派遣のあっせんを求める理由

イ　派遣のあっせんを求める職種及び職種別人員

ウ　派遣のあっせんを求める期間

エ　派遣された職員の給与、勤務条件

オ　その他、職員の派遣あっせんについて必要な事項

3　県防災ヘリコプターの要請

災害が発生した場合、広域的で機動性に富んだ活動が可能である県防災ヘリコプターを要請し、災害応急対策の充実強化を図る。

（1）実施責任者

防災航空隊（県防災ヘリコプター）の緊急運航に関する要請は、「群馬県防災航空隊応援協定」の定めるところにより、町長が実施するものとする。

（2）防災航空隊の応援要請

要請の基準は、次のいずれかに該当し、県防災ヘリコプターの運航が必要と認められる場合とする。

ア　町の消防力のみでは、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合

イ　災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

ウ　県防災ヘリコプターの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合

エ　その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

4　広域防災ヘリコプターの応援の要請

大規模な災害が発生し、県防災ヘリコプターの要請が不可能な場合は、町は必要に応じて、福島県、茨城県、栃木県及び埼玉県と締結した「航空消防防災相互応援協定」又は新潟県、山梨県及び長野県と締結した「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づき、次の事項を明示して知事（消防保安課）をとおして応援要請を行うことができる。

（1）応援活動の種別

（2）応援活動の内容

（3）発生の日時、場所

（4）現地の気象状況

（5）現場の最高指揮者の職・氏名及び現場との連絡方法

（6）ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制

（7）応援に要する資機材の品目及び数量

（8）ヘリコプターの給油場所

（9）その他必要な事項

第８節　自衛隊への災害派遣要請

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が町のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

１　自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

（１）車両、航空機等による被害状況の把握
（２）避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助
（３）行方不明者、負傷者等の捜索、救助
（４）堤防等の決壊に対する水防活動
（５）消防機関の消火活動への協力
（６）道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
（７）被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病害虫防除等の支援
（８）通信支援
（９）救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
(10) 被災者に対する炊出し、給水の支援
(11) 救援物資の支給又は貸付の支援（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第１号））
(12) 交通規制への支援
(13) その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項

２　自衛隊の災害派遣要請に係る町長の措置

（１）町長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第 68 条の２第１項の規定により、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう、知事（危機管理室）に要求するものとする。
（２）（１）の要求は、様式（資料 14－２）に基づき文書で行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。
（３）町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第 68 条の２第２項の規定により、その旨及び町域に係る災害の状況を第 12 旅団長に通知するものとする。
なお、要請文書の送付先（緊急を要する場合の口頭による要請先）は、次表のとおりである。

送　付　先	所　　在　　地	電　　話　　番　　号
陸上自衛隊 第12旅団司令部第三部	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井1017-2	0279-54-2011　内線234、239（夜間）208 防災行政無線　71-3242

（４）町長は、前記（３）の通知をしたときは、災害対策基本法第 68 条の２第３項の規定によ

り、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

3　自衛隊の自主派遣

（1）第 12 旅団長又は第 12 後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第 83 条第２項ただし書きの規定により、当該要請を待たないで部隊等を派遣（以下「自主派遣」という。）するものとする。

（2）自主派遣の基準は、次のとおりとする。

ア　災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ　災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ　航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合

エ　自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合

オ　その他災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

（3）第 12 旅団長又は第 12 後方支援隊長は、自主派遣を行ったときは、速やかに知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するものとする。

（4）第 12 旅団長又は第 12 後方支援隊長は、自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合には、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

4　派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

（1）警戒区域の設定（災害対策基本法第 63 条第３項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

（2）応急公用負担等（災害対策基本法第 64 条第８項、第９項、第 10 項）

ア　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障

となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

ウ　前記ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

エ　イにより、工作物等を除去したときは、これを保管しなければならない。

オ　その他手続きについては、災害対策基本法第64条による。

（3）応急公用負担等（災害対策基本法第 65 条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

5　派遣要請後の変更手続

町長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続きを行うものとする。

6　派遣部隊等の撤収要請

町長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事（危機管理室）に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

7　費用負担区分

（1）派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、町が負担するものとする。

ア　宿泊施設の借上料

イ　宿泊施設の汚物処理費用

ウ　災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金

エ　災害派遣活動に係る資機材の調達費用

（2）前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、町と自衛隊とで協議して定めるものとする。

（3）派遣部隊の活動が２以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

8　派遣部隊の受入

町における派遣部隊の宿泊施設は、各学校の体育館とするが、施設の利用が困難な場合は、部隊の設置可能な公園を充てる。

また、ヘリポートの表示は、石灰で直径10メートル位の円を描き、明示するものとする。

9　その他

その他必要な事項については、町長が県総務部長及び部隊長と協議して定めるものとする。

第９節　災害の拡大防止及び二次災害の防止

風水害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

１　浸水被害の拡大の防止

（１）水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施するものとする。

（２）河川管理者、農業用用排水施設管理者その他の水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

２　風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去等応急対策を講ずるものとする。

３　雪害の拡大の防止

（１）道路管理者は、積雪による交通障害の発生を防止するため、必要に応じて、道路の除雪を実施するものとする。

（２）町は、積雪による生活道路の早期除雪のため、住民に対し、生活道路の除雪を督励するとともに必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行うものとする。

なお、除雪作業に当たっては、事故防止について、注意を喚起するものとする。

４　被災宅地の二次災害対策

町は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

第10節　救助・救急活動

大規模災害時における救助・救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保､他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

１　町による救助・救急活動

町は千代田消防署、大泉警察署及び町内駐在所、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第７節「広域応援の要請等」及び本章第８節「自衛隊への災害派遣要請」により行い、住民の安全確保を図る。

２　住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

（１）大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所（企業）は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送する等の救助・救急活動を行うよう努める。

（２）救助・救急活動に必要な資機材については、町役場、群馬県地域防災センター、行政県税事務所等の備蓄倉庫、土木事務所、消防本部・消防署、消防団、事業所等の資機材の貸し出しを受けるものとする。

（３）住民、自主防災組織及び事業所（企業）は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力する。

３　サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、県、町及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

４　被災地域外の役割

町は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

５　関係機関の連携

町、県、消防機関、警察機関及び自衛隊は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。

この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置して活動の円滑化を図るものとする。

６　資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

７　惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第11節　医療活動

災害のため、被災地の住民が医療救護の途を失った場合において、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

１　町内の医療機関による医療活動

町内の医療機関（資料６－１）は、次により医療活動を行うものとする。

（１）来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。

ア　傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分ける。

イ　軽傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院等で治療を行う。

（２）病院施設、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。

（３）医療機能の低下により傷病者の受入ができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

（４）転送先の検討に当たっては、群馬県広域災害・救急医療情報システムを活用する。

（５）傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

２　救護所の設置及び救護班の派遣

（１）町は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地の適切な場所に救護所を設置する。

（２）救護班の編成

ア　救護班の編成は、負傷者又はり病者の多少によりその都度町長が定める。

イ　救護班は、おおむね医師、看護師その他をもって編成する。

（３）救護班の任務

当該地区における負傷者又はり病者の救護については、患者収容所その他の場所における応急処置及び最寄りの医療機関までの移送を援助する。

（４）町は、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

３　救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

４　トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う

救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

５　被災地域外での医療活動

町又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県に求めるものとする。

６　災害拠点病院の役割

（１）災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行うものとする。

ア　多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療

イ　自己完結型の救護チームの派遣

ウ　地域の医療機関への応急用資機材の貸出し

（２）災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。

ア　相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。

イ　救護チームの派遣を共同して行う。

７　群馬ＤＭＡＴの活動

群馬ＤＭＡＴは、災害急性期における救命治療を目的として、次の活動を行うものとする。

（１）災害現場における医療情報の収集及び伝達

（２）災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等

（３）広域搬送基地医療施設等での医療支援

（４）他の医療従事者に対する医療支援

（５）その他災害現場における救命活動に必要な措置

８　被災者のこころのケア対策

（１）町は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。

ア　こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供

イ　こころのケア対策現地拠点の設置

ウ　精神科医療の確保

エ　災害時のこころのケアの専門職からなる「こころのケアチーム」の派遣と受入

オ　こころのホットラインの設置と対応

カ　その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

（２）町は、必要に応じて、被災地域外の医療機関、国（厚生労働省）、県及び被災地域外の都道府県に対して、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの編成及び協力を要請する。

９　医薬品等の調達

（１）医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、関係業者から調達する。

（２）町内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町長に対し、調達あっせんを要請する。

第12節　交通の確保

災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、若しくは災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの交通禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は次に定めるところによる。

１　交通支障箇所の把握及び通報連絡

（１）町長は、災害時にその管理に属する道路、橋りょう等の被害状況及び支障箇所を速やかに把握し、これらの応急措置を行い、迂回路がある場合は、代替道路としての利用を図り、支障箇所については館林土木事務所及び関係機関に通報する。

（２）県道、国道等の支障箇所について館林土木事務所、警察署から連絡があった場合には、町長は、災害対策の関係機関に通報する。

２　交通規制の区分

（１）道路法による規制（同法第 46 条第１項）

道路管理者は、災害時において道路施設の破損等から施設保全又は交通の危険を防止する等のため必要があると認めたときは、通行を規制するものとする。

（２）道路交通法による規制（同法第４条第１項、第５条第１項、第６条第４項）

県公安委員会は、道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは区間を定めて歩行者又は車両等の交通を禁止し、又は制限するものとする。この場合期間の短いものは警察署が行うことがある。

また、警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要限度において一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。

（３）災害対策基本法による規制（同法第 76 条）

県公安委員会は、災害応急対策を実施するに必要な人員及び物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を規制し規制の内容を道路管理者に通知するとともに地域住民に周知するものとする。

３　交通規制の実施

（１）規制の実施は、関係道路管理者や警察機関と密接な連絡をとり、特に規制の時期を失しないよう留意する。

区分	実　施　者	範　　囲
道路管理者	国(高崎河川国道事務所)	一般国道のうち直轄指定区間
	県（館林土木事務所)	上記以外の一般国道及び県道
	町	上記以外の道路

区分	実　施　者	範　　囲
警察機関等	公安委員会	規制区域が２警察署以上 期間が１ヵ月以上
	大泉警察署	管轄区域内 期間が１ヵ月以内
	警察官	緊急を要する一時的な規制
	自衛官	緊急を要する一時的な規制（警察官がその場にいない場合）

（２）町は、町道にあっては速やかに必要な範囲の規制をし、その旨警察機関に連絡し、その他の道路にあってはその路線管理機関又は警察機関に通報する。また、次の事項を明示した標識等を設置する。

ア　禁止、制限の種別と対象

イ　規制する区間又は区域

ウ　規制する期間

エ　規制する理由

オ　う回道路、幅員、橋りょうの状況等

４　交通指導員による交通整理

町長は警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保、緊急時の交通整理を行わせることができる。

５　交通規制時の運転者の義務

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）にある車両の運転者は、次の措置をとるものとする。

（１）道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に移動すること。

（２）速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

（３）交通規制が行われている通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

６　路上の車両等の撤去

（１）警察官（警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官）は、緊急輸送道路における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第 76 条の３の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。

（２）（１）の命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官（警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官）は、自ら当該措置

をとるものとする。

7　道路の応急復旧

（1）道路管理者は、その管理する道路について、応急復旧（障害物の撤去を含む。）を行い、道路機能の確保に努めるものとする。

（2）警察機関、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去に協力するものとする。

（3）道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、応急復旧に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。

（4）町は、緊急輸送を確保するため必要と認めるときは、道路管理者に対し応急復旧の実施を要請するものとする。

第13節　緊急輸送

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

１　輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

（１）人命の安全

（２）被害の拡大防止

（３）災害応急対策の円滑な実施

２　輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

（１）第１段階

ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ウ　政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（２）第２段階

ア　（１）の続行

イ　食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

（３）第３段階

ア　（１）、（２）の続行

イ　災害復旧に必要な人員及び物資

ウ　生活必需品

３　輸送手段の確保

町は、関連機関と連携し、次により輸送手段を確保するものとする。

（１）自動車の確保

町は、自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借上げるものとするが、その確保は次の順序による。

ア　町及び災害応急対策実施機関所有の車両等

イ　公共的団体等の車両等

ウ　営業用車両等

エ　その他の自家用車両等

（２）ヘリコプターの確保

町は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、防災ヘリコプター「はるな」、県警ヘリコプター「あかぎ」、自衛隊機の派遣等ヘリコプターの運航を要請する。

4　車両の調達方法

（1）庁用車両の配車

災害時における庁用車両の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務班が行い、各班は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは次の事項を明示して、総務班に依頼するものとする。

総務班は、稼働可能な車両数を掌理し、要請に応じ適正に配車を行う。

ア　輸送区間及び借上期間

イ　輸送量及び台数

ウ　その他必要事項

（2）車両の借上げ

各班からの要請等により庁用車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務班は、直ちに公共的団体の所有する自動車、又は町内運送関係業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。

なお、特殊車両については、都市整備班が町内建設業者等から調達を図るものとする。

（3）応援要請

町内で車両の確保が困難な場合は、必要により（一社）群馬県トラック協会等に対し協力を要請するとともに、近隣市町村又は県に応援を要請するものとする。

5　緊急交通路の整備及び救援物資集積場所の設置

町は、緊急交通の円滑かつ確実な実施を図るため、う回路確保等の所要の整備を図るものとする。

また、救援物資輸送のための車両等が被災現場に集中することを防ぎ、救助活動が円滑に行われるようにするため、救援物資広域集積場所の設置に努めるものとする。また、災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。町内の救援物資集積場所候補地は、千代田町役場とする。

なお、救援物資広域集積場所の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

（1）郊外に位置し、幹線道路に近く、かつ、接続道路が整備されていること。

（2）大量の物資を集積するのに適した施設であること。

（3）多数の緊急輸送車両の駐車が可能な場所であること。

6　臨時ヘリポートの整備

負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。

町は、ヘリコプターによる応援、救援物資輸送等のため、避難場所と競合しない臨時ヘリポート適地の整備に努めるものとする。ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施するものとする。

7　災害救助法による輸送の基準

災害時の輸送のうち災害救助法に基づいて支出し得る輸送費の範囲は、次に掲げる場合の輸送とする。

（１）被災者の避難のため
（２）医療及び助産のため
（３）被災者救出のため
（４）飲料水供給のため
（５）救助用物資の輸送
（６）死体の捜索及び処理のため

8　輸送上の注意事項

災害時の輸送に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

（１）自動車等の借上げに当たっては、被災地に近い地域で確保すること。
（２）災害輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等の措置をとること。
（３）自動車の確保に当たっては、運転者を含め借上げ（雇上げ）するようにすること。

9　緊急通行車両の確認

基本法第76条の規定により県公安委員会が、災害時における交通の禁止及び制限を行う場合災害応急対策の従事者及び緊急物資の輸送車両等については、「緊急通行車両」として知事（危機管理室・行政県税事務所）又は県公安委員会（警察本部・警察署）が「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付して通行の禁止又は制限の対象外とする。

なお、使用申出書、証明書及び標章は資料14－３のとおりとする。

第14節　障害物の除去

災害により、住居、道路及びその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活等に著しい障害を及ぼす障害物を迅速に除去し、り災者の保護を図るものとする。

１　実施機関

（１）障害物の除去は、町が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が町長の補助を得て行うが、知事から委任されたときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。

（２）障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

２　障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合、並びにその他公共的立場から、必要と認めたとき行い、その概要は次のとおりである。

（１）住民の生命、財産の保護から、速やかにその障害物の除去を必要とする場合

（２）障害物の除去が、交通の安全と、輸送の確保に必要な場合

（３）河川の流水をよくし、溢水の防止と、護岸等の決壊を防止するため、必要と認める場合

３　障害物除去の方法

（１）実施は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じて、土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。

（２）障害物の除去の方法は、現状回復でなく、応急的な除去に限られるものとする。

４　集積場所

原則として、工作物等又は障害物は、次の場所に集積するものとする。

（１）一時的に交通の障害にならない場所

（２）付近遊休地を利用し、再び人命、財産に被害を与えないようにするものとする。

第15節　避難場所及び避難所の開設・運営

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、火災等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難収容対策を実施する。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

１　避難所の開設

（１）町は、あらかじめ指定した避難所（資料５－１）の中から安全な避難を確保できる施設を選定し、避難所を開設する。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て避難所を開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借上げる等多様な避難場所の確保に努めるものとする。

（２）町は、避難所を開設したときは、開設の状況を速やかに県、大泉警察署及び町内駐在所、千代田消防署等に連絡するものとする。

災害救助法が適用の場合は、その状況を次により知事に報告する。

ア　開設の日時及び場所

イ　箇所数及び収容人員

ウ　開設期間の見込み

（３）町は、避難所を開設したときは、当該避難所に常駐する管理責任者を配置する。

（４）町は、避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。

２　管理責任者の配置

町は、避難所を開設したときは、当該避難所に常駐する管理責任者を配置するものとする。

３　避難者に係る情報の把握

町は、避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅被災者等の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

４　避難者に対する情報の提供

町は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報をチラシ等により適宜提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、在宅避難者等避難所以外への避難者への情報提供についても配慮するものとする。

５　良好な生活環境の確保

（１）町は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

ア　収容する避難者の人数は当該避難場所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の避難場所と調整し適切な収容人数の確保に努める。

イ　保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

ウ　避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ　自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ　避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

カ　安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

（2）町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

（3）避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

6　要配慮者への配慮

町は、避難所の運営に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置する等し、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

7　男女のニーズの違いへの配慮

町は、避難所の運営に当たっては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営を行うよう努めるものとする。

（1）避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。

（2）避難所運営体制への女性の参画を進める。

（3）避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。

（4）プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。

（5）関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。

（6）安全を確保するために巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

8　在宅被災者への配慮

町は、ライフラインの途絶等により避難所の近隣に居住する在宅被災者がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅者へも配給する等配慮するものとする。

特に、在宅の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

9　避難所の早期解消

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や

空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

10　飼養動物の保護対策

災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県及び関係団体との協力体制を確立する。

（１）町は、県が設置する動物救護本部に対し、避難所における飼養動物の状況等、情報を提供することとする。

（２）飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。

（３）避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまんえん防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第16節　応急仮設住宅等の提供

災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅の対策は、本計画の定めるものとする。

ただし、災害発生直後における救助の対策については、避難計画の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

１　応急仮設住宅の設置

災害のため住家が全壊、全焼又は流失したときは、被害者ができるだけ自力で住宅を確保できるように適切な指導を行うとともに、自らの資力をもっては住宅を確保することができない者を収容するための応急の仮設住宅を設置する。

（１）応急仮設住宅の建設予定地は、公園、緑地及び広場等できる限り集団的に建設できる場所を選定する（資料５－３）。

（２）応急仮設住宅の工事は、建設業者に請負わせ、災害発生の日から遅くとも 20 日以内に着工し、速やかに工事を完了しなければならない。

（３）応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

（４）建築に要する資材等は建設業者において確保するものとし、建設業者において確保できない場合は、群馬森林管理署から資材を受け確保するものとする。

（５）災害救助法適用の場合は、災害の規模等により県が設置するものとする。

設置規模及び設置費については、資料 12－１「災害救助基準」参照。

（６）入居対象者

応急仮設住宅は、住家が全壊（焼）又は流失したもので、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、簡易な住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図ることを目的とするものである。入居基準は次のとおりである。

ア　住居が全壊、全焼又は流失したもの

イ　居住する住家がないもの

ウ　自らの資力では住宅を建築することができないもの

（ア）生活保護法の被保護者及び要保護者

（イ）特定の資産のない失業者

（ウ）特定の資産のない未亡人・母子世帯

（エ）特定の資産のない高齢者、病弱者又は身体障がい者

（オ）特定の資産のない勤労者、小企業者

（カ）（ア）～（オ）に準ずる経済的弱者等

（７）入居者の選定

選考に当たっては、区長等の意見を参考に、り災者の資力その他の生活条件を十分調査の上決定し、抽せん等の方法によって決定することのないように注意するものとする。

なお、必要に応じ適宜補欠も選定しておくものとする。

2　応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

町は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、県又は関係団体等に調達を要請するものとする。

3　応急仮設住宅の運営管理

（1）町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

（2）町は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

4　住宅の応急修理

住宅の応急修理は、災害のため住宅が被害を受け、それを応急的に修理する以外に居住の方法のない者を保護することが目的である。

（1）応急修理は居室、炊事場、トイレ等の日常生活に欠くことのできない部分を対象とする。

（2）住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、県が実施して、災害発生の日から１ヵ月以内に完成する。

（3）応急修理に要する資材等については応急仮設住宅に準じて措置する。

（4）応急修理の費用は、資料 12－１「災害救助基準」による額とする。

（5）応急修理を受ける者の基準

被災住家に対し、居住のため最小限度の部分を、応急的に補修し、居住の安定を図るものである。すなわち、災害によって住家が半壊（半焼）し、そのまま住むことができないが、その破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力のない者に対し、必要最小限度の補修を行い、被災者を保護しようとするものである。

ア　災害によって住家が半壊（半焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

（ア）応急修理の対象は住家であること。

（イ）住家が半壊（半焼）したものであること。

（ウ）災害に起因するものであること。

（エ）当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ　自らの資力をもっては、応急修理ができない者であること。

（ア）生活保護法の被保護者並びに要保護者

（イ）特定の資産のない失業者

（ウ）特定の資産のない未亡人、母子世帯

（エ）特定の資産のない高齢者、病弱者又は身体障がい者

（オ）特定の資産のない勤労者、小企業者

（カ）（ア）～（オ）に準ずる経済的弱者等

５　賃貸住宅のあっせん

町は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

６　要配慮者への配慮

町は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

第17節　広域的避難収容

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難収容が町内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域的避難収容が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域的避難収容を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、町は、他市町村等へ住民の広域的避難収容に係る協議を行う段階等において、県へ広域的避難収容に係る情報を適宜報告するものとする。

１　県内の他の市町村への広域的避難等

（１）町が被災した場合、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。

（２）町が被災し、（１）により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。

（３）町は、（１）の協議を受けた場合、被災した住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受入れるものとする。この場合において、町は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。

（４）町は、（１）の協議を受けた場合は、町の区域において被災した住民を受入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、協議した市町村（以下本項目において「協議元市町村」という。）に対し、通知するものとする。

（５）（４）の通知を受けた協議元市町村は、速やかにその内容を公示し、県に報告するものとする。

（６）協議元市町村は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

２　他の都道府県の市町村への広域的避難等

（１）町が被災した場合、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

（２）町は、（１）の協議を求め、県から通知（県が受けた協議先都道府県からの通知）を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。

（３）町は、（１）の協議を求めた場合、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

第18節　町境を越えた広域避難者の受入

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を町内に受入れることが想定される。

このため、町においては、町境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入に迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、町内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入を実施するものとする。

１　収容可能な避難施設情報の把握

町は、あらかじめ指定した避難所の中から、収容可能な施設を選定し、県に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

２　広域避難者受入総合窓口の設置

（１）町は、町内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等町内の広域避難に係る総合調整を実施するため「町広域避難者受入総合窓口」を設置する。町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県へ報告するものとする。

（２）町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。

（３）町は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置する等し、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

３　県との協力

町は、県と協力して適宜連絡会議を開催する等し、広域避難者の受入に係る情報共有に努めるとともに、広域避難者への支援に当たるものとする。

４　避難所の開設

町は、県より避難所開設依頼の通知を受けた場合は、本章第15節「避難場所及び避難所の開設・運営」１に準じて、開設の準備を行う。

５　広域避難者の受入

（１）町は、県より受入れた広域避難者について実施する救助の方針の決定を受けた場合、避難所を開設し、広域避難者受入を実施する。

（２）被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。

なお、群馬県と被災県が調整を実施する暇がない場合は、広域避難者は、開設された群馬県又は県内市町村の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へと移動することとする。

（３）交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、町又は県においてバス等の移動手段を手配する。

6　受入に係る組織体制

広域避難者の受入のための組織体制については、県の助言を受けるとともに、「千代田町広域避難者受入支援本部」を組織の上、以下の対応を行う。

組織	支援内容
避難者受入支援本部 （状況に応じ、関係各課で構成する。）	1　避難者名簿の作成、管理 2　県及び避難元自治体との連携 3　避難所、住宅の提供、あっせん 4　生活相談、健康相談、就労相談支援、被災者支援制度の周知 5　情報（二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等）の伝達 6　その他避難者支援に必要な事項

7　避難所の運営

（1）管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等

本章第15節「避難場所及び避難所の開設・運営」１～３の規定を準用する。

（2）良好な生活環境の確保及び要配慮者等への配慮

本章第15節「避難場所及び避難所の開設・運営」４～６の規定を準用する。

（3）広域避難者に係る情報等の県への報告

町は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報等避難所運営の状況を適宜、県へ報告する。

なお、提供する際には、個人情報の取扱いに十分留意する。

（4）被災県からの情報等の避難者への提供

町は、県を通じて得た、被災県からの広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供するものとする。

（5）広域避難者への配慮

町及び県は、広域避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、広域避難者の所在地等の情報を避難元自治体（被災他市町村）と避難先（町・県）が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

町及び県、防災関係機関は、広域避難者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、広域避難者生活支援に関する情報等、広域避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

8　小・中学校等における被災児童・生徒の受入について

町教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合等において避難児童・生徒の町内小・

中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入等の対応を実施することとする。

９　避難所の閉鎖

町は、被災県からの要請に基づき、県を通じて避難所の閉鎖に関する通知を受けた場合は速やかに避難所を閉鎖する。

第19節　食料・飲料水・生活必需品及び燃料の調達、供給

町は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水、毛布等生活必需品及び燃料等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う。

１　需要量の把握及び配給計画の樹立

町は、避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水、生活必需品及び燃料等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。

２　食料の調達・供給

（１）調達方法

町は、自らが備蓄している食料（資料９－１）を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。また、必要に応じて他市町村に対して応援要請を行う。

なお、食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。

ア　米穀

（ア）被災者等に対して供給の必要があると認めた場合は、知事に対し応急用米穀の供給を依頼する。

（イ）町内の米穀販売業者（資料９－１）に対し、米穀の調達について協力を要請する。

イ　その他の食品

町内の食料品店より購入するものとする。

県は、県内 22 か所に設置されている防災倉庫のうち、館林行政県税事務所管内の館林保健福祉事務所に設置されている防災倉庫に備蓄しているアルファ米等（資料９－１）を町からの要請により計画的に被災者に供給する。

（２）供給基準

１人当たりの供給量は次のとおりとし、乾パン、乾うどん及び麦製品等の精米換算率は100％とする。ただし、生パンは小麦粉の重量で計算する。

炊出し用として給食する場合	１人１食当たり精米　200ｇ
通常の供給機関を通じないで供給する場合	１人１日当たり精米　400ｇ
救助作業用として給食する場合	１人１食当たり精米　300ｇ

（３）供給方法

ア　避難所に避難した者

町長は、調達した食料を、あらかじめ避難所ごとに組織された組又は班の責任者を通じて供給する。

イ　被災者に対するもの

町長は、調達した食料を直接供給するほか、小売業者及び取扱者を指定して行う。

ウ　その他被災対策要員等に対するもの

ア、イに準じて行う。

（４）炊出しの実施

ア　炊出し場所

指定炊出し場所は、おおむね学校給食センター及び各保育園の施設を利用する。

イ　炊出し方法

民間団体、ボランティア等の協力を得て行う。

ウ　炊出し期間

救助法による被災者の炊出しは、災害発生の日から７日以内とする。ただし厚生労働大臣の承認を受けたときは、その期間とする。

３　飲料水の供給

（１）町は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア　流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ　製造・販売業者からの購入

ウ　他市町村に対する応援要請

エ　県に対する応援要請

オ　群馬東部水道企業団に対する応援要請

（２）実施責任者

飲料水の供給は、町長が行うものとする。

（３）水道施設及び給水能力

本町における給水可能施設及び給水能力等については、資料９－２のとおりである。

（４）給水方法

給水を必要とするときは至近の水道施設から給水し、これが不可能の場合は運搬給水による。

（５）給水の対象者及び給水量

被災のため、水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は枯渇のため現に飲料に適する水を得ることができない者に対して、一人１日３リットルを供給するものとする。

（６）応急飲料水の供給方法

ア　応急飲料水の確保

水道水を給水タンクにより搬送、又はプール水、貯水槽等の水を浄水機によりろ過し、飲料水を確保するものとする。

イ　被災者への給水

確保した飲料水は、給水タンク及びポリ容器を使用し、被災者に供給するものとする。

ウ　プール及び浄水機の管理

（ア）プールの管理者は、特別の事情のある場合を除き、災害の発生に備えて、常にプールを満水にしておくものとする。

（イ）浄水機の管理者は、災害の発生に備え、常に良好な状態に管理を努め、使用点検については、年２回以上行うものとする。

（７）給水施設の応急復旧

災害が発生した場合は、直ちに職員は非常出勤し、各施設の点検を行い、異常を発見した場合は、次により速やかに供給の確保を図るものとする。

ア　風水害の場合

風水害等の発生が予想されるときは、要員を待機させるとともに器具資材を整備しておき、災害が発生したときは直ちに出動させ、施設の損壊及び漏水箇所等を速やかに復旧するものとする。

イ　落雷による場合

落雷により電気設備等に被害を受けた場合は、自家用発電設備により運転するとともに、東京電力ホールディングス（株）太田支社へ連絡し復旧する。

ウ　火災の場合

火災による被害は、家庭の給水栓の立ち上がり等が被害を受けるので、指定工事店に協力を要請し、漏水を止めるとともに、臨時給水栓を設置する。

エ　地震による場合

地震により水道施設が破損した場合は、応急的に至近距離にある制水弁を操作して、断水区域を最小限度にとどめ、指定工事店を非常招集して復旧する。

（８）給水の応援要請

風水害及び地震等により、甚大な被害を受け、給水施設等の復旧に相当な期日が必要と認められるとき又は応急飲料水の確保が図れないときは、他市町又は自衛隊に給水の応援を要請するものとする。

４　生活必需品等の調達

（１）町は、自らが備蓄している物資（資料９－３）を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア　町内販売業者からの購入

イ　他市町村に対する応援の要請

ウ　県に対する応援要請

県は、館林保健福祉事務所及び館林高校に設置する防災倉庫に分散して、毛布等の備蓄物資を資料９－３に掲げるとおり備蓄している。これらの備蓄物資を、町からの要請を受け、被災者に計画的に提供するものとする。

エ　義援物資の募集

（２）災害救助法適用の場合

災害救助法が適用された場合の物資の確保及び輸送は知事が行い、各世帯等に対する割当て及び支給は、町長が実施するものとする。

（３）災害救助法が適用されない場合

災害救助法が適用されるにいたらない小災害の場合は、町長が必要に応じて実施する。

（４）衣料物資等の給与又は貸与の対象者

災害によって、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等によって、日常生活に欠くことのできない、衣服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を流失又はき損し、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

（５）衣料物資等の範囲

災害のため、供給する衣料物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限度のものとする。

ア　寝具（就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等）

イ　外衣（作業衣、婦人服、子ども服等）

ウ　肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等）

エ　身の回り品（タオル、手ぬぐい等）

オ　炊事道具（なべ、かま、包丁、コンロ、バケツ等）

カ　食器（茶わん、汁わん、皿、はし等）

キ　日用品（せっけん、ちり紙、歯みがき等）

ク　光熱材料（ライター、ローソク、ガス等）

（６）物資の購入及び配分計画

ア　世帯構成員別被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て、これにより給与又は貸与するものとする。

イ　物資の配分については、区長、自主防災組織、ボランティア等の協力により行う。

（７）衣料物資等の確保

物資購入配分計画表を作成し、給与及び貸与の必要が生じたときは、速やかに関係業者（団体）と協議し、必要最小限度の物資を確保する。

町内で確保困難な場合は、災害対策本部（事務局）を通じて、県知事に依頼し、確保するものとする。

（８）給与又は貸与のための費用の基準（物資等の換算額）

給与又は貸与のための費用の基準は、資料 12－１「災害救助基準」による額とする。

（９）物資の整理保管

物資の配給に当たっては、物資受払簿により整理保管するものとする。

５　燃料の供給

町は、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

６　物資の配給

町は、町が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

（１）配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。

なお、炊出しについては、自主防災組織、女性団体、ボランティア等の協力を得るものとする。

（２）平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅者とを隔てることのないよう配慮する。

（３）配給漏れが生じないよう、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用する等外国人にも配慮する。

（４）高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

7　日本赤十字社による救助物資の配布

日本赤十字社群馬県支部は、同社の防災業務計画に基づき、同支部が保有する救助物資を速やかに被災者に配布するものとする。また、赤十字奉仕団の組織を通して避難所等における炊出しを行うものとする。

第20節　保健衛生活動

町は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する。また、被災地におけるがれき、生活ごみ、し尿等の廃棄物を適正に処理し、被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

1　保健衛生活動

（1）被災者の健康の確保

ア　町は、被災者の心身の健康を確保するため、避難所や被災家庭に保健師、精神科医師又は精神カウンセラーを派遣する巡回健康相談等を実施する。

イ　町は、巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、県に応援を要請する。

ウ　健康相談等の実施に当たっては、要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

エ　町は、避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

（2）食品衛生の確保

町は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。

2　清掃活動

（1）清掃班の編成

町は、被災地の清掃活動のため、清掃班を編成するものとする。

ア　し尿

し尿は、館林衛生施設組合において委託業者とともに処理に当たる。

イ　ごみ

ごみの処理は、大泉町外二町環境衛生施設組合に協力要請して実施する。

（2）し尿の適正処理

ア　町は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。

イ　町は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレを調達し、避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。

ウ　仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

エ　町は、町域内でし尿を処理しきれない場合は、県に応援を要請する。

（3）ごみ（水害廃棄物）の適正処理

ア　道路の不通による収集経路の変更、短期間での大量のごみの発生、ごみの腐敗・悪臭の発生等に対応するため、町は、人員及び収集運搬車を確保して、ごみの迅速・円滑な収集・運搬・処理に努めるとともに、ごみ処理施設の応急復旧に努めるものとする。

イ　収集したごみは、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。そのため、町は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

ウ　町は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。

エ　町は、町域内で生活ごみを処理しきれない場合は、県に応援を要請する。

（４）処理施設

本町におけるし尿及びごみの処理施設は資料 10－１～10－４のとおりである。

（５）死亡獣畜等対策

町は、死亡した獣畜の処理に当たっては、関係法令に従い、死亡獣畜取扱場の除外申請書を知事に提出する。死亡家禽については、館林保健福祉事務所の指導のもと所有者の農地等で消毒した後に埋却し、処理の場所について届け出る。

３　災害時における動物の管理等

町は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

第21節　防疫活動

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

１　町の防疫活動

（１）県の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

ア　消毒措置の実施（感染症法第27条）

イ　ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

ウ　避難所等の衛生保持

エ　臨時予防接種の実施（予防接種法第６条）

オ　住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動

（２）防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。

（３）自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県に協力を要請する。

（４）その他、県の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

第22節　行方不明者の捜索及び遺体の処置

災害時における、行方不明者の捜索、遺体の処置については、次の方法により実施する。

１　行方不明者の捜索

町は、消防機関、消防団及び奉仕団並びに警察機関と相互に協力して、行方不明者の捜索に当たる。なお、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

２　遺体の収容

発見された遺体は、町及び警察機関が消防機関の協力を得て検視及び検案を行うのに適当な小・中学校に収容する（資料11－１）。

３　検視及び検案

警察官は、遺体の発見又は遺体発見の届出を受けたときは、速やかに次の措置を講ずるものとする。

（１）身元の明らかな遺体については、検視をして、所持金品等とともに、遺体を遺族に引き渡す。

（２）遺族への引き渡しができないときは、死亡地を管轄する町長に引き渡す。

４　遺体の安置

町は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りがなされない遺体について、体育館等の公共施設に遺体安置所を設置し、検視及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

（１）葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。

（２）遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。

（３）遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。

（４）遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

５　身元の確認

町は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

６　遺体の引き渡し

町は、遺族等から遺体の引き取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

7　遺体の埋火葬

（1）遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町長がこれを行うものとする。

（2）町は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生ずると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省に協議するものとする。

（3）町は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、町内の埋火葬能力では対応しきれないときは、県に応援を要請するものとする。

なお、本町における埋火葬施設は、資料 11－２のとおりである。

第23節　広報・広聴活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

１　広報活動

（１）災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

（２）広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示するとおおむね次の事項である。

ア　気象・水象状況
イ　被害状況
ウ　二次災害の危険性
エ　応急対策の実施状況
オ　住民、関係団体等に対する協力要請
カ　避難の勧告又は指示の内容
キ　避難場所及び避難所の名称・所在地・対象地区
ク　避難時の注意事項
ケ　受診可能な医療機関・救護所の所在地
コ　交通規制の状況
サ　交通機関の運行状況
シ　ライフライン・交通機関の復旧見通し
ス　食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
セ　各種相談窓口
ソ　住民の安否

（３）広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報手段はおおむね次のとおりである。

ア　防災行政無線による広報
イ　屋外拡声装置による広報
ウ　広報車による広報
エ　テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
オ　広報紙による広報
カ　チラシ、パンフレットによる広報
キ　避難所への広報班の派遣
ク　自主防災組織を通じての連絡

ケ　インターネット・パソコン通信等

コ　ソーシャルメディア

（４）情報提供機関の連携

町、県、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

（５）要配慮者への配慮

災害情報の広報に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。

（６）情報の入手が困難な者への配慮

町は、災害発生により孤立化するおそれのある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、通勤者、旅行客等帰宅困難者等の災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

２　広聴活動

（１）窓口の設置

町は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

（２）安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

３　報道機関に対する代表取材の要請

町は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請するものとする。

第24節　物価の安定及び消費者の保護

１　需給状況の監視及び指導

町は、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

２　安定供給の要請

町は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の安定供給を要請する。

３　消費者の保護

町は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、警察と連携して取締りに努める。

第25節　施設、設備の応急復旧

１　迅速な応急復旧の実施

（１）町及び施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

（２）町は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

第26節　公共土木施設の応急復旧

道路、橋りょう、堤防等の公共土木施設や、水道、電力、ガス、通信等のライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

１　迅速な応急復旧の実施

町は、道路、橋りょう、堤防等公共土木施設の管理者及び他の防災関係機関と連携し、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行う。

２　重要施設の優先復旧

町及び公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させる。

３　関係業界団体に対する協力の要請

町及び公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請する。

第27節　電力施設の応急復旧

１　迅速な応急復旧の実施

電気事業者は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

２　重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

（１）医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

（２）各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

３　代替設備の活用

電気事業者は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。

４　電力関係機関相互間の応援

電気事業者は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

５　送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

６　広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

第28節　ガス施設の応急復旧

１　迅速な応急復旧の実施

ＬＰガス事業者は、被災したＬＰガスの貯蔵施設等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

２　重要施設の優先復旧

ＬＰガス事業者は、ＬＰガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

（１）医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

（２）各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

３　ガス関係機関相互間の応援

ＬＰガス事業者は、ＬＰガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

４　供給再開時の安全確認

ＬＰガス事業者は、ＬＰガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

５　広報活動

ＬＰガス事業者は、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

第29節　水道施設の応急復旧

１　上水道の応援復旧

上水道の応援復旧については、群馬東部水道企業団に要請するものとする。

２　迅速な応急復旧の実施

下水道事業者は、被災した下水道管渠、下水終末処理施設等の水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

３　重要施設の優先復旧

下水道事業者は、下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

（１）医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

（２）各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

４　下水道関係機関相互間の応援

下水道事業者は、下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の下水道関係機関に応援を要請するものとする。

５　広報活動

下水道事業者は、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

第30節　電気通信設備の応急復旧

１　迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

２　重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

（１）医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

（２）各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

３　代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

（１）避難所等への特設公衆電話の設置

（２）避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し

（３）「災害用伝言ダイヤル１７１」、「災害用伝言板（web１７１）」及び「災害用伝言板」の提供

４　電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

５　広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・ふくそうの状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

第31節　ボランティアの受入

大規模な災害時においては、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、民間のボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。そのため、災害時に迅速な受入ができるよう受入・調整及び支援体制を整備する。

１　災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
・避難誘導 ・情報連絡 ・給食、給水 ・物資の搬送・仕分け・配給 ・入浴サービスの提供 ・避難所の清掃 ・ゴミの収集・廃棄 ・高齢者、障がい者等の介助 ・防犯 ・ガレキの撤去 ・住居の補修 ・愛玩動物の保護	・被災者の救出（消防・警察業務経験者等） ・救護（医師、看護師、救命講習修了者等） ・建物応急危険度判定（建築士等） ・被災宅地危険度判定 ・外国語通訳 ・手話通訳 ・介護（介護福祉士等） ・アマチュア無線 ・各種カウンセリング

２　受入窓口の開設

町及びボランティア関係団体は、相互に連絡・調整の上、ボランティアの受入窓口を開設する。

３　ボランティアニーズの把握

町及びボランティア受入団体は、各避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ（種類、人数等）を把握するものとする。

４　ボランティアの受入及び支援

町災害ボランティアセンター及びボランティア関係団体は、各避難所等のボランティアニーズに基づき、相互に連絡・調整の上、ボランティアの受入を行うものとする。また、ボランティア活動が効果的かつ円滑に行われるよう次の支援を行う。

（１）ボランティアネットワーク（ボランティア連絡協議会）による被災現地での一般ボランティア受入体制（現地活動拠点）の確立支援
（２）現地活動拠点におけるボランティア受入状況の把握及びボランティア保険の加入支援
（３）各被災地におけるボランティアニーズの把握、調整
（４）現地活動拠点での事務用品、必要機材の支援

（５）ボランティアの宿泊場所等のあっせん、支援
（６）被災地、避難場所等の関係情報の提供

５　ボランティアの調整及び派遣

（１）災害対策本部各班は、所管する分野においてボランティアが必要と判断された場合は、必要とするボランティアの種類、人数を住民福祉班に報告し、住民福祉班は、ボランティアネットワーク（ボランティア連絡協議会）に依頼し、調整を得た上でボランティアを派遣する。
（２）町は、ボランティアニーズを把握し、被災現地内での調整が不能の場合は、県ボランティア対策班に連絡し、広域調整に努める。

６　ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、町及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

第32節　義援物資・義援金の受入

大規模災害時には、県内外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

１　義援物資の受入

（１）需要の把握

町は、各避難所等について、受入を希望する義援物資の種類及び数量を把握するものとする。

（２）受入機関の決定

町及び県は、相互に調整の上、義援物資の受入機関（町と県が個別に受入れるか共同で受入れるか）を定めるものとする。

（３）集積場所の確保

町は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所をあらかじめ確保する。

なお、集積場所の選定に当たっては、被災地域における仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討する。

（４）受入希望物資の公表

町は、受入を希望する物資のリスト及び送り先を報道・放送機関を通じて国民に公表するものとする。また、同リストは、現地の需給状況を勘案して随時改定するよう努めるものとする。

（５）受入物資の仕分け

町は、受入物資を効率的に配分するため、ボランティア等の協力を得て集積場所において仕分けを行う。

（６）受入物資の配分

町が受入れた物資については町が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受入れた物資については県と町とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分する。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

（７）ボランティア等の活用

物資の仕分け及び配分は、相当の労力を要するため、ボランティアや委託業者を活用するものとする。

２　義援金の受入

（１）義援金の募集

町及び県は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

（２）「募集・配分委員会」の設置

町及び県は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、県内における義援金受人事務を一元化するものとす

る。

事務局：県健康福祉部健康福祉課		
群馬県	群馬県町村会	日本赤十字社群馬県支部
被災市町村	群馬県市議会議長会	群馬県社会福祉協議会
群馬県市長会	群馬県町村議会議長会	群馬県共同募金会

（3）募集の広報

委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

（4）義援金の配分

ア　委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

イ　義援金の被災者への支給は、町が行うものとする。

第33節　要配慮者の災害応急対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化や女性の社会進出等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等の災害対応能力の弱い、いわゆる「要配慮者」が被害を受ける可能性が高まっている。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、町、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

1　要配慮者対策

（1）災害に対する警戒

ア　町は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。

イ　町長は、今後の気象予測や河川水位情報等から総合的に判断して、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う。特に避難準備（要配慮者避難）情報は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。

ウ　町は、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示が、確実に要配慮者に伝達できるようさまざまな手段や方法を講ずるものとする。

エ　町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を直接伝達するものとする。

（2）避難

町は、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示が発令された場合には、次の事項を留意の上、要配慮者を安全な場所へ避難させるものとする。

ア　要配慮者の避難において、遅れや途中での事故が生じないよう、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

イ　避難所において、要配慮者の生活が不自由とならないように、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。

ウ　避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

（3）安否の確認

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

2　要配慮者利用施設の管理者との連携

（1）災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

ア　発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ　必要に応じ、避難所を選定するとともに職員を招集し、入（通）所者の誘導体制を整える。

ウ　地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ　自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水の兆候等を監視する。

（２）避難

要配慮者利用施設の管理者は、町長から避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入（通）所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア　避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

イ　入（通）所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

ウ　避難した入（通）所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

（３）他施設への緊急入所等

ア　要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引き取りを要請するものとする。

イ　要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県又は町に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

ウ　県及び町は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

第34節　農業の災害応急対策

１　農作物関係

（１）病害虫の防除

町は、県から病害虫防除の指示を受けたときは、市町村病害虫防除協議会に諮り、防除班を編成して防除を実施するものとする。

（２）転換作物の導入指導

町は、県と連携して、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導するものとする。

２　家畜関係

（１）家畜の避難

町は、県と連携して、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

（２）家畜の防疫及び診療

町は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、県、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずるものとする。

ア　（公社）群馬県動物薬品機材協会等を通じて必要な薬品等の確保に努める。

イ　防疫班及び消毒班を現地に派遣し、防疫対策に当たらせる。

ウ　獣医師を派遣又はあっせんする。

エ　病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

オ　死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

（３）環境汚染の防止

町は、県と連携して、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。

第35節　学校の災害応急対策

災害発生時の園児・児童・生徒等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施、文化財の保護対策等の文教対策に必要な措置を講ずる。

１　気象状況の把握

幼稚園、小・中学校の管理者（以下「学校管理者」という。）は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

２　学校施設の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎（園舎）周辺の巡視を行い、洪水等の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検するものとする。

３　園児・児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により園児・児童・生徒の安全を確保するものとする。

（１）園児・児童・生徒の在校（園）時に校舎（園舎）等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、園児・児童・生徒を安全な場所に移動させる。

（２）傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

（３）園児・児童・生徒を降園・下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

４　被害状況の調査報告

（１）応急対策策定のため、学校管理者は次の事項について、被害状況を速やかに調査収集し、教育長に報告するものとする。なお、教育長は、町長に遅滞なく報告するものとする。

ア　学校施設の被害状況
イ　その他教育施設の被害状況
ウ　教員、その他職員の被災状況
エ　園児・児童・生徒の被災状況
オ　応急措置を必要とする事項

（２）教育長は、とりまとめた被害状況を県防災計画に定めるところにより遅滞なく県教育委員会に報告するものとする。

５　教育の確保

（１）教室及び運動場の確保

町教育委員会は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、公民館・図書館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図るものとする。

（２）授業の確保

ア　被害程度により授業が不可能と認められるときは休校とする。

ただし、正規の授業は困難であっても、でき得るかぎり応急授業の実施に努める。

イ　授業が長期にわたり不可能のときは、学校（幼稚園）と園児・児童・生徒の連絡方法、組織（通学班、子ども会等)、家庭学習等の整備、工夫をする。

ウ　応急授業に当たっては、被災園児・児童・生徒の負担にならぬよう配慮するとともに、授業の方法、園児・児童・生徒の保健、危険防止等に留意する。

（３）代替教員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図るものとする。

（４）学用品の支給

ア　町は、被災により就学上欠くことのできない学用品を滅失又は損傷し、これらの学用品を直ちに入手することができない児童・生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給するものとする。

イ　県は、教科書を滅失又は損傷した児童・生徒に対し、町及び教科書供給業者と協力して教科書を支給する措置を講ずるものとする。

なお、支給の基準等については、資料 12－１のとおりである。

６　給食の措置

（１）施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、町教育委員会は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。

（２）学校給食施設が被災者向けの炊出し施設として利用される場合は、町教育委員会は、学校給食の一時休止その他の対応により、被災者向けの炊出しとの調整に留意するものとする。

７　避難者の援護と授業との関係

学校が避難所となった場合は、当初は臨時休校とする等して避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、５（１）により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

第36節　文化財施設の災害応急対策

１　気象状況の把握

文化財の管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

２　文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における文化財の管理者は、文化財収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水等の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。

３　観覧者の安全確保

文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保するものとする。

（１）施設内に観覧者がいるときに施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。

（２）傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

４　文化財の安全確保

文化財の管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

５　災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

６　応急修復

（１）文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。

（２）町は、（１）の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第37節　労働力の確保

１　求人の申し込み

各防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な労働力が不足する場合は、公共職業安定所に求人を申し込むものとする。

２　労働者の確保及び紹介

前項の申し込みを受けた公共職業安定所は、他の公共職業安定所と連携して労働者の確保に努めるものとし、確保できた労働者については、求人を申し込んだ機関に速やかに紹介するものとする。

３　賃金の支払い

前項の労働者を雇用した機関は、各労働者の作業終了後、直ちに賃金を支払うものとする。

ただし、やむを得ぬ事情により直ちに支払えない場合は、就労証明書を発行するとともに、支給日を労働者本人に通知するものとする。

第38節　災害救助法の適用

町の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

1　災害救助法に基づく救助の実施

知事は、当該災害が、災害救助法の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務

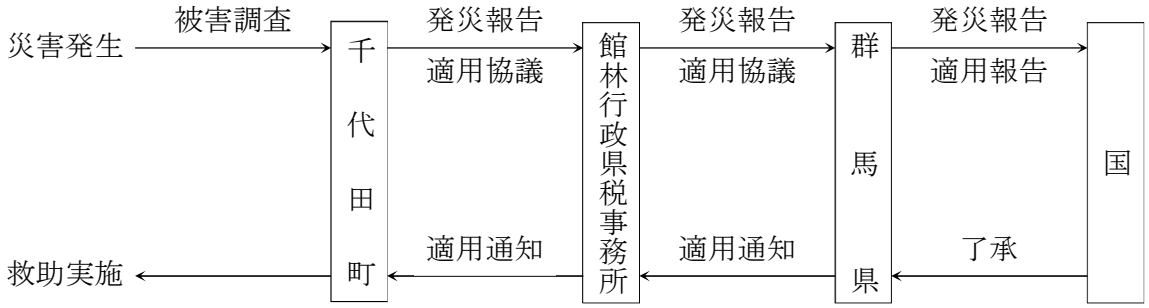

2　災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。

（1）当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次表のＡ欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。

（2）群馬県の区域内において、2,000 以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次表のＢ欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。

（3）群馬県の区域内において、9,000 以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

（4）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

災害救助法による救助の内容等は、資料 12－１のとおりである。

災害救助法適用基準表

市町村	人口（人）	A	B
千代田町	11,331	40	20

（注）１　人口は、平成27年10月１日現在（国勢調査）

２　Ａ欄及びＢ欄の数字は、災害救助法の適用基準である滅失住家の数

３　救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

（１）収容施設（避難所及び応急仮設住宅）の供与
（２）炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
（３）服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
（４）医療及び助産
（５）災害にかかった者の救出
（６）災害にかかった住宅の応急修理
（７）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
（８）学用品の給与
（９）埋葬
(10) 死体の捜索及び処理
(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

４　救助の実施機関

災害救助は知事（危機管理室）が実施し、町長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を町長が行うこととすることができる。

５　救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。

６　費用負担

（１）災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
（２）国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が 100 万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	２/100以下の部分	２/100～４/100の部分	４/100超の部分
国　庫　負　担　率	50/100	80/100	90/100

第39節　動物愛護

災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力に努める。

１　動物愛護の実施

（１）町は、県が設置する動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、情報を提供することとする。

（２）愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

第40節　消防計画

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

１　館林地区消防組合消防本部による消防活動

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動については、館林地区消防組合の定める消防計画によるものとする。町は、災害対策基本法に基づく千代田町災害対策本部が設置されたときは、館林地区消防組合消防本部と密接に連絡してその業務を処理する。

２　消防団による消防活動

千代田消防団は、館林地区消防組合消防本部との連携のもと、次の消防活動を実施する。

（１）出火防止

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

（２）消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは館林地区消防組合消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

（３）救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

（４）避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

（５）情報収集

早期に災害情報を収集し、本部及び館林地区消防組合消防本部に連絡する。

（６）応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を館林地区消防組合消防本部と協力して行う。

３　自主防災組織による消防活動

（１）出火防止

地域住民に対して、出火防止（火気の使用停止・ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報する。

（２）消火活動

火災が発生したときは、１１９番通報するとともに、近隣住民と連携協力して消火器等を活用して消火活動を行う。

第41節　水防計画

風水害時は、河川の増水、堤防の決壊等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、町は、館林地区消防組合消防本部と連携して、水防団（消防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て水防活動を実施し、被害の軽減を図る。

1　水防組織

（1）水防本部

水防本部長（町長）は、館林地区消防組合管理者（以下「組合管理者」という。）の指令、又は自ら必要と認めた場合は、水防本部を設置し、各種の指令又は総括的水防業務の処理に当たる。

（2）水防団長（消防団長）の任務

水防団長は、水防本部長の指揮に基づき各水防地区分団長に対し、諸般の指令を発し水防業務の指令監督に当たる。

（3）水防地区分団長（消防分団長）の任務

水防地区分団長は、水防団長の指令に基づき各水防団員を指揮統率の上、所属防ぎょ地区の巡視、警戒、水防作業の完遂を期するものとする。

（4）水防団の組織

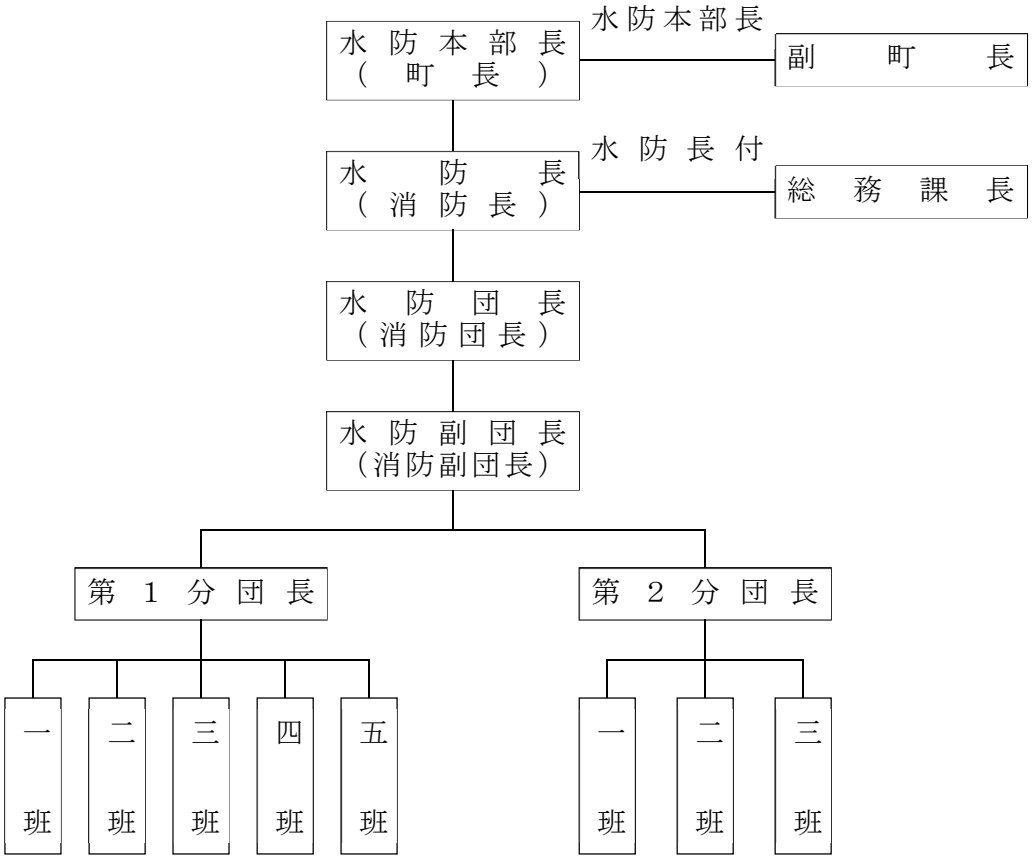

（５）水防区域

水防区域は、町全域とする。

本町における重要水防区域については、資料２－１のとおりである。

２　巡視警戒

（１）町長は気象又は水防の予警報が発せられたとき、又は気象状況により水防の必要が予知されるときは、水防区域等特に重要水防区域に対し、巡視員として水防担当者を随時巡視させるほか、出動水防団による巡視警戒班を派遣する等早期発見に努める。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合も同様とする。

（２）巡視員は水防上危険である箇所を発見したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

巡視に当たって留意すべき事項はおおむね次のとおりである。

ア　堤防の溢水状況

イ　表法りで水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

ウ　天端の亀裂又は沈下

エ　裏法りの漏水又は飽水による亀裂

オ　樋門の両袖又は底部よりの漏水及び扉の締まり具合

カ　橋りょう、その他の構造部と取付部分の異常

３　水防活動

町長は、水防警報が発令されたとき、又は河川の水位が知事の定める警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めたときは、水防団を出動させ又は出動準備をさせなければならない。

（１）待機

待機命令は、次の場合に発するものとし、団員を直ちに次の段階に入れるような態勢におくものとする。

待機基準	１　洪水予報が発せられたとき。 ２　県水防本部が待機の態勢に入ったとき。

（２）出動準備

出動準備命令は、次の場合に発するものとし、水防団又は消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、水防本部長はその後の情勢を把握することに努め、又は一般水防団の責任者等は、所定の詰所に集合し、資材の整備点検、作業員の配備計画等に当たり、水門等の水防上重要工作物のある箇所への派遣、水位観測所、堤防巡視等のため一部団員を出動させること。

出動準備基準	１　河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき。 ２　気象状況等により水害の危険が予知されるとき。

水防団長は、出動準備の指令を受けたとき又は自ら必要と認めたる場合は、所要分団を招集して次の事項の準備をする。

ア　情報連絡
イ　資器材の整備点検
ウ　資材運搬車両の確保
エ　水位標のある場所は観測者派遣
オ　堤防巡視員の派遣
カ　重要樋門開閉確保のための派遣

（3）出動

出動命令は、次の場合に発するものとし、水防団の全員が所定の詰所に集合し、あらかじめ水防計画に定められた配備につくものとする。

出動基準	1　水防警報が発せられたとき。 2　河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。 3　急激な豪雨があったとき。 4　堤防に特に危険な箇所がある場合等で水防活動を行う必要が認められるとき。

水防団の出動区分は、次表のとおりとし、また、水防団長は自ら必要と認め出動を発令したときは、次の措置をとるものとする。

ア　重要水防区域に対する警戒配置
イ　資器材輸送
ウ　水防作業

水防団員出動区分一覧表

河川名等	地区名	本部地区団の位置	水防担当区域	分担表		
				責任者	業務	人員
利根川 利根加用水 新谷田川		千代田町役場ＴＥＬ86-2111	管内全域	団長	全般の指導・情報・連絡	本部要員 関係職員
利根川	西部水防地区	同上	大泉町古海より瀬戸井までの左岸3,500m	副団長	資材配給 運搬警戒 巡視伝令 水防指導	第１分団長 以下59名
利根加用水			大泉町古海境より瀬戸井までの両岸3,600m			
新谷田川			大泉町古海境より舞木までの右岸1,500m			
利根川	東部水防地区	同上	赤岩境より明和町大輪までの左岸4,860m	副団長	同上	第２分団長 以下41名
利根加用水 邑楽用水			瀬戸井境より明和町大輪までの両岸4,900m			

（4）居住者の出動

町長は緊急事態発生により、水防団のみの水防活動に支障を生ずるおそれがあると認めたときは、水防法第 24 条に基づき、住民に対して水防に従事させることができる。居住者の出動区分一覧表は次表のとおりである。

居住者の出動区分一覧表

河　川　名	地　区　名	居　　住　　地　　域
利　　根　　川	千代田町　東・西部地区	赤岩、舞木、瀬戸井、上五箇、上中森、下中森

（５）水防通信連絡施設及び輸送車両の確保

ア　通信施設

館林地区消防組合水防計画に定める通信施設を活用するものとする。なお、通信不能の場合を考慮して本部要員に伝令担当者を確保しておくものとする。

イ　輸送車両の確保

本章第 13 節「緊急輸送」による。

（６）樋門等の操作

管内における水防上重要な関係を有する樋門等で、組合管理者より指定されたものは資料４－２のとおりである。

開閉操作責任者は河川の増水等の場合は、迅速かつ的確に操作するとともに水防本部長に報告するものとする。

４　水防信号

水防法第20条の規定により、水防に用いる信号は、次のとおりである（平成６年群馬県告示第106号）。

	警鐘信号	サ　イ　レ　ン　信　号
第１信号	… … …	５秒　休止　６秒　５秒　休止　６秒　５秒　休止　６秒
第２信号	乱打	３秒　休止　２秒　３秒　休止　２秒　３秒　休止　２秒

備考　１　信号は、適宜の時間継続すること。

２　必要があれば、警鐘信号・サイレン信号を併用すること。

３　地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発すること。

４　危険が去ったときは、口頭伝達により周知すること。

注）第１信号は、水防団及び消防機関に属する者全員が出動することを知らせるもの

第２信号は、必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの

５　決壊時の処置

（１）通報

ア　堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずべき事態を生じたときは、町長は速やかに水防長である館林地区消防組合消防本部長に報告するものとする。

イ　決壊後といえども、水防団は応急復旧の作業を継続して行い、極力氾濫による被害の拡

大防止に努めなければならない。

（2）避難のための立退き

ア　立退きの指示

町長は著しく危険が切迫していると認めるときは、信号及び広報車等を利用し、危険区域内居住者に避難の準備又は立退きを指示する。

避難勧告基準

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要配慮者避難）情報	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避　難　勧　告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等※１への避難行動を開始
避　難　指　示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・いまだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※１　洪水災害における避難場所等については、町外への広域避難（避難場所）を優先する。町外への広域避難（避難場所）は、ハザードマップに従い、館林市、大泉町、熊谷市等の浸水しないエリアへの避難を伝達する。

イ　立退き予定地等住民への周知

町は、避難先経路等を選定し住民に周知徹底しておくものとする。

６　水防解除

水防本部長は、水防警戒の必要がなくなったときは、直ちに水防を解除し、水防団長に命じて資材を格納し団員を解散する。解散後、その旨を組合管理者に報告するとともに、文書をもって報告する。

第３章　災害復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本方向の決定

１　基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、住民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

２　住民の参加

被災地の復旧・復興は、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行う。

３　国等に対する協力の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第２節　原状復旧

１　被災施設の復旧等

（１）町、県その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。

（２）町、県その他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

（３）ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

２　災害廃棄物の処理

（１）円滑かつ適切な処理の実施

町は、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行う。

（２）リサイクルの励行

町は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努める。

（３）環境への配慮

町は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

（４）広域応援

町は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県に応援を要請する。

第３節　計画的復興の推進

１　復興計画の作成

（１）大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。

（２）町の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。

（３）町は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障がい者、高齢者等の要配慮者等多様な住民の意見を反映するよう努める。

（４）町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

２　防災まちづくり

（１）防災まちづくりの実施

ア　町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

イ　防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。

（２）被災市街地復興特別措置法等の活用

町は、県と連携し、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、復興を図るものとする。

（３）防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上等を目標とする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

（４）既存の不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

（５）被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとする。

（６）町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

第４節　被災者等の生活再建の支援

１　り災証明の交付

町は、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、り災証明の交付体制を早期に確立し、被災者にり災証明を交付する。

２　被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

３　災害弔慰金の支給等

町は、県と連携し災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。

また、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

（１）災害弔慰金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	次のいずれか １　１つの市町村の区域内で住居が５世帯以上滅失した災害 ２　県内で５以上の世帯の住居が滅失した市町村が３以上存在する場合、県内全ての市町村の被害が対象 ３　県内で災害救助法が適用された災害（県内全ての市町村の被害が対象） ４　災害救助法を適用した都道府県が２以上ある場合、全ての市町村（当該都道府県以外も含む。）の被害が対象
支給対象者	災害により死亡した者の遺族
支給額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合…500万円 その他の場合…250万円
費用負担割合	市町村１／４、県１／４、国２／４

（２）災害障害見舞金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	（災害弔慰金と同じ。）
支給対象者	災害により重度の障がいを受けた者
支給額	障がい者が世帯の生計を主として維持していた場合…250万円 その他の場合…125万円

費用負担割合	（災害弔慰金と同じ。）

（3）災害援護資金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律					
支給機関	市町村					
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害					
貸付対象者	災害により被害を受けた世帯の世帯主					
貸付額	被害の程度に応じて150万円～350万円					
貸付条件	貸付利率…年３％（措置期間３年～５年は無利子）、償還期間…10年以内					
所得制限	世帯人員	１人	２人	３人	４人	５人以上
	町民税における前年の総所得金額	220万円	430万円	620万円	730万円	１人増すごとに730万円に30万円を加えた額
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円					
貸付原資拠出割合	県１／３、国２／３					

（4）群馬県災害見舞金

支給機関	県（危機管理室）　ただし、市町村経由
対象となる災害	次のいずれか １　災害により住家が全壊した世帯 ２　災害により住家が半壊した世帯 ３　同一原因による災害で、一の市町村の区域内において１世帯以上の住家が滅失した場合による以下の者 イ　災害による死者又は行方不明者の遺族 ロ　災害による重傷者 ４　同一原因による災害で、一の市町村の区域内において５世帯以上の住家が滅失した場合による以下の世帯 イ　災害により住家が床上浸水した世帯 ５　前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの
支給金額	死者及び行方不明者……１人　　30万円 重傷者……１人　　５万円 全壊……１世帯　10万円 半壊……１世帯　５万円 床上浸水……１世帯　２万円 （注）知事が必要と認めた場合は増減が可能
支給除外	１　被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象となる場合 ２　災害弔慰金の支給等に関する法律第３条に規定する災害弔慰金又は同法第８条に規定する災害障害見舞金の支給対象となる場合 ３　千代田被災者生活再建支援事業補助金交付要綱に基づく支援金の対象

	となる場合 4　被災の原因が、対象者の故意又は重大な過失による場合

（5）被災者生活再建支援金

ア　被災者生活再建支援法

<table>
<tr><td>根拠法令</td><td>被災者生活再建支援法</td></tr>
<tr><td>支給機関</td><td>県（危機管理室）　ただし、被災者生活再建支援法人に委託</td></tr>
<tr><td>対象となる災害</td><td>1　災害救助法適用基準１又は２に該当した市町村
2　10世帯以上の住宅全壊が発生した市町村
3　100世帯以上の住宅被害が発生した市町村
4　１又は２の市町村を含む都道府県で５世帯以上の全壊被害の市町村（ただし、人口10万人未満に限る。）
5　１から３に適合する市町村に隣接する１つの市町村において、全壊５世帯以上の市町村（ただし、人口10万人未満に限る。）</td></tr>
<tr><td>対象となる世帯</td><td>1　住宅が全壊した世帯
2　住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
3　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
4　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>支給金額
※支給金額は、右の１と２の支援金の合計額となる。</td><td>1　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td colspan="2">住宅の被害程度</td><td>全壊
（１の世帯）</td><td>解体
（２の世帯）</td><td>長期避難
（３の世帯）</td><td>大規模半壊
（４の世帯）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支給額</td><td>複数世帯</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
<tr><td>単数世帯</td><td>75万円</td><td>75万円</td><td>75万円</td><td>37.5万円</td></tr>
</table>
2　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><td colspan="2">住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃貸（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支給額</td><td>複数世帯</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
<tr><td>単数世帯</td><td>150万円</td><td>75万円</td><td>37.5万円</td></tr>
</table>
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</td></tr>
<tr><td>費用負担等</td><td>・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給
・基金が支出する支援金の１／２に相当する額を国が補助</td></tr>
</table>

イ　千代田町被災者生活再建支援制度

根　拠　法　令	千代田町被災者生活再建支援金支給要綱
支　給　機　関	市町村
対象となる災害	１世帯以上の住宅全壊被害等（上記「ア　被災者生活再建支援法」の「対象となる世帯１～４」）が発生した災害
対象となる世帯	上記「ア　被災者生活再建支援法」と同じ。ただし、上記「ア　被災者生活再建支援法」の支援対象となる世帯を除く。
支　給　金　額	上記「ア　被災者生活再建支援法」と同じ。
費 用 負 担 等	・市町村から支援金を支給 ・市町村が支出する支援金の２／３に相当する額を県が補助

（６）生活福祉資金（福祉資金－災害援護費）

貸　付　機　関	群馬県社会福祉協議会
対象となる世帯	次のいずれかに該当すること。 １　低所得世帯で、他からの資金を借り入れることができない世帯 ２　障がい者世帯 ３　高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）
貸　付　金　額	150万円以内
貸　付　条　件	利率…年1.5％（連帯保証人を立てる場合は無利子） 償還期間…据置期間（貸付日から６月以内）経過後７年以内

４　税の徴収猶予及び減免等

町は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずる。

５　住宅再建・取得の支援

町は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図る。

（１）災害復興住宅融資

ア　建設資金

イ　購入資金

ウ　補修資金

（２）母子・寡婦福祉資金（住宅資金）

６　恒久的な住宅確保の支援

町は、県と連携し、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

7　安全な地域への移転の推奨

町は、県と連携し、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

8　復興過程における仮設住宅の提供

町は、県と連携し、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

9　支援措置の広報等

町は、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村等と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供するものとする。

10　災害復興基金の設立等

町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第５節　被災中小企業等の復興の支援

１　中小企業者に対する低利融資等の実施

町は、県と連携し、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

（１）経営サポート資金（Ｃタイプ：災害復旧関連要件）

（２）中小企業高度化資金（災害復旧貸付）

（３）政府系金融機関による貸付条件の優遇

（４）既往貸付金の貸付条件の優遇

ア　小規模企業者等設備導入資金

激甚災害の場合、２年を超えない範囲内で償還期間を延長

イ　中小企業高度化資金

被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。

（５）県信用保証協会の災害関係保証の特例

ア　激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

通常限度額２億８千万円→別枠を含む限度額５億６千万円

イ　中小企業信用保険法第２条第４項の経営安定関連保証（災害別枠保証）

通常限度額２億８千万円→別枠を含む限度額５億６千万円

２　農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

（１）町は、県と連携し、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

ア　助成措置

イ　経営資金

ウ　事業資金

エ　農漁業用施設資金

オ　日本政策金融公庫による貸付け

（２）町においては、千代田町農漁業災害対策特別措置条例（平成 12 年条例第 26 号）により、助成措置を講ずる。

３　地場産業・商店街への配慮等

町は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

４　支援措置の広報等

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第６節　公共施設の復旧

１　災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

２　早期復旧の確保

（１）迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てる等して、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

（２）迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

３　財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

（１）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
（２）公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
（３）公営住宅法
（４）土地区画整理法
（５）感染症予防法
（６）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
（７）予防接種法
（８）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
（９）下水道法
(10) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
(11) 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第７節　激甚災害法の適用

大規模な災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）の指定を早期に受けられるよう措置し、災害の早期復旧に努める。

１　激甚災害の早期指定の確保

町長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下この節において「激甚災害法」という。）に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

２　激甚災害法に定める事業

激甚災害法の適用対象事業は次のとおりである。なお、激甚の指定を受けた場合には速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に報告を行う。

（激甚災害に係る財政援助措置）

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第３条）

ア　公共土木施設災害復旧事業費負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ　公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第１条各号の施設の新設又は改良に関する事業

ウ　公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ　公営住宅法第８条第３項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

オ　生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

カ　児童福祉法第35条第２項から第４項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

キ　老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク　障害者自立支援法第83条第２項又は第３項の規定により、県又は市町村が設置した障害者支援施設の災害復旧事業

ケ　身体障害者福祉法第28条第１項又は第２項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業

コ　売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

サ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

シ　激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する町の支弁に係る感染症予防事業

ス　堆積土砂排除事業

（ア）激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの

（イ）激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業

セ　激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き１週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

（２）農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚災害法第５条）

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（激甚災害法第６条）

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第７条）

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。

エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚災害法第８条）

（ア）天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。

（イ）天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚災害法第９条）

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

カ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚災害法第10条）

土地改良区等の行う湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

キ　森林災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第11条の２）

（ア）県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。

（イ）県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

（３）中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げを行う。

イ　小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13

条）

小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を２年以内において延長することができる。

ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第14条）

事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

（４）その他の特別の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第16条）

公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の２／３を補助する。

イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第17条）

私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の１／２を補助する。

ウ　市町村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例（激甚災害法第19条）

エ　母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例（激甚災害法第20条）

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ　水防資材費の補助の特例（激甚災害法第21条）

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の２／３を補助する。

カ　り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚災害法第22条）

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の３／４を補助する。

キ　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、１箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第８節　復旧資金の確保

１　復旧資金の確保

町は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

（１）普通交付税の繰上交付の要請
（２）特別交付税の交付の要請
（３）一時借入れ
（４）起債の前借り

２　関東財務局の協力

関東財務局（前橋財務事務所）は、復旧資金の確保について町から要請があったときは、次の協力を行うものとする。

（１）災害つなぎ資金の融資（短期）
（２）災害復旧事業資金の融資（長期）
（３）国有財産の貸付け、譲与及び売払い

第３編　震災対策編

第１章　災害予防計画

第１節　町土の保全

１　水害防止事業の推進

地震による堤防や水門等の損壊に伴う水害の発生を防止するため、河川管理者、堤防・水門等の管理者は、それぞれが管理する施設について平常時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進めるものとする。

第２節　地震に強いまちづくりの推進

１　地震に強いまちづくりの推進

町は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。

また、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図る等防災に配慮したまちづくりを推進するよう努めるものとする。

特に、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、緑地帯等については、計画的に整備するよう努めるものとする。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・電話等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

２　都市防災構造化推進事業の利用

町は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用するものとする。

（１）災害危険度判定等調査事業

（２）住民等のまちづくり活動支援事業

第３節　建築物の安全化

町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設（以下、この節において「公共建築物等」という。）については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

また、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

１　建築物の耐震性の確保

町は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努める。

現行の建築基準法の適用を受けない建築物のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）に規定する特定建築物の所有者は、同法に従い、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めなければならない。さらに、平成18年１月に同法が改正され、大規模地震に備えて学校や病院等の建築物や住宅の耐震診断及び耐震改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の策定が都道府県に義務化され、群馬県では、平成27年までに、耐震化率を住宅で85％、特定建築物で90％を目標とした群馬県耐震促進改修計画を平成19年１月に作成した。

町は、これをもとに平成20年度に「千代田町耐震改修促進計画」を策定（平成23年度改訂）しており、引き続き、町、住民、事業者が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していくものとする。

２　公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設（以下、この節において「公共建築物等」という。）については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

なお、町は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係わるリストの作成及び公表に努めるものとする。

３　建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

町及び施設管理者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

４　文化財

町内の指定文化財については、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分配慮する。

各種文化財の防災を中心とした保護対策は、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

（１）所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

（２）防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

第４節　ライフライン施設等の機能の確保

具体的な対策については第２編第１章第６節「ライフライン施設等の機能の確保」に準ずるものとする。

第５節　液状化対策

１　公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び医療機関、学校、スーパー及びホテル等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施する。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

２　液状化対策の知識の普及

町は、個人住宅等の小規模建築物についても、一般住民に対し液状化対策の知識の普及を図るものとする。

第６節　危険物施設等の安全確保

具体的な対策については第４編第３章「危険物等災害対策」に準ずるものとする。

第７節　情報の収集・連絡体制の整備

１　情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町及び防災関係機関は、地震による被害が各機関の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

２　情報収集・連絡に係る初動体制の整備

町及び防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備するものとする。

３　多様な情報の収集体制の整備

町及び防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やＦＡＸによる情報収集手段のほかに防災行政無線、インターネット等による情報収集体制を整備するものとする。

４　緊急地震速報の伝達等

町及び防災関係機関は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

また、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、町防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

第８節　緊急地震速報と地震情報

１　緊急地震速報

（１）緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市町村名
群馬県	群馬県北部	沼田市、吾妻郡［中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町］、利根郡［片品村、川場村、昭和村、みなかみ町］
	群馬県南部	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡［榛東村、吉岡町］、多野郡［上野村、神流町］、甘楽郡［下仁田町、南牧村、甘楽町］、佐波郡［玉村町］、邑楽郡［板倉町、明和町、**千代田町**、大泉町、邑楽町］

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

（２）緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

（３）緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。

入手場所	とるべき行動の具体例
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

（４）普及啓発の促進

前橋地方気象台は、群馬県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及啓発に努める。

（５）緊急地震速報を取り入れた訓練

前橋地方気象台は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

２　地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の２区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

地震情報の種類	発表基準	内容
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表

３　地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

（１）地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや担当区域内で震度４以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

（２）管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日午後（金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日）に発表している。

４　東海地震関係

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード８クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

東海地震に関連する情報の種類

情報名		発表基準
東海地震予知情報 ［カラーレベル赤］		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 ［カラーレベル黄］		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 ［カラーレベル青］	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第９節　通信手段の確保

具体的な対策については第２編第１章第 12 節「通信手段の確保」に準ずるものとする。

第10節　職員の応急活動体制の整備

具体的な対策については第２編第１章第 13 節「職員の応急活動体制の整備」に準ずるものとする。

第11節　防災関係機関との連携体制の整備

防災関係機関は、大規模地震発生時における相互の応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

具体的な計画については、第２編第１章第 14 節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずるものとする。

第12節　防災中枢機能等の確保

具体的な対策については第２編第１章第 15 節「防災中枢機能等の確保」に準ずるものとする。

第13節　救助・救急及び医療活動体制の整備

具体的な対策については第２編第１章第 16 節「救助・救急及び医療活動体制の整備」に準ずるものとする。

第14節　消火活動体制の整備

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触等により広域に同時に火災が発生し、特に市街地においては大火災に発展するおそれがある。

町は、消防機関と連携して、地震発生時の出火、延焼拡大防止のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図るものとする。

１　震災による出火防止

（１）建築同意制度の活用

町は消防法の規定に基づく建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

（２）一般家庭に対する指導

ア　地震時における火災防止思想の普及に努める。

イ　自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術等を教育指導する。

（３）防火管理者等の教育

防火管理者の講習において、地震時の防火対策について教育指導する。

（４）予防査察等による指導

防火対象物の状況を把握し、地震時の防火安全対策について、関係者に対し予防視察時に指導する。

２　初期消火

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。

また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取組むことがもっとも効果が大きい。

このため、町及び消防機関は、次の対策を講ずるものとする。

（１）地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。

（２）事業所等に対しては、防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練を指導し自衛消防の強化を図る。

３　消防力の整備

町は、県の指導、援助を受けて、次により消防力の強化に努めるものとする。

（１）消防組織の拡充、強化

町は、「消防力の整備指針」に適合するよう消防組織の拡充及び強化に努める。

（２）消防施設等の整備、強化

町は、地震の発生時に予想される火災から人命及び財産を守るため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防施設等の整備について、年次計画を立てその強化を図る。

特に、消防水利については、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、耐震性貯水槽、河川等の水利体制の確立を図る。

４　消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、消防機関は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行うものとする。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを予定しておくものとする。

第15節　緊急輸送活動体制の整備

具体的な対策については第２編第１章第 17 節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずるものとする。

第16節　避難収容活動体制の整備

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難住民の大量発生が予想される。

このため、町は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難所等を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

１　避難誘導計画

（１）町は、避難場所、避難所及び避難路について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

（２）町は、消防機関、警察機関等と協議して発災時の避難誘導に係る計画を定め、これらの機関と協力して避難誘導訓練を行うものとする。

（３）不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画を作成し、避難誘導訓練を行うよう努めるものとする。

（４）町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、第２編第１章第 28 節「要配慮者対策」により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

（５）町は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

（６）町及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における園児・児童・生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

（７）町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園等の施設と町との間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

２　指定緊急避難場所及び指定避難所

（１）指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

（２）指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、町は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとし、指定緊急避難場所となるオープンスペースについては、必要に応じ、地震に伴う火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

（３）指定避難所の指定基準

指定避難所について、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指

定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

（４）学校を避難所として指定する場合の配慮

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に町教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

（５）避難所における生活環境の確保

ア　町は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるものとする。

イ　町は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

加えて、指定避難所に指定した施設における備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。

（６）物資の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊出し用具（ＬＰガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

（７）案内標識の設置

ア　町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難場所及び避難所の案内標識の設置に努めるものとする。

イ　町は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。また、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

（８）運営管理に必要な知識の普及

町は、避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。

（９）福祉避難所

町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

３　応急仮設住宅等

（１）資機材の調達・供給体制の整備

町及び県は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

（２）用地供給体制の整備

町及び県は、災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な

用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

（３）学校の教育活動への配慮

町及び県は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

（４）住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借上げ

町及び県は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

第17節　食料・飲料水・生活必需品及び燃料等の調達・供給体制の整備

具体的な対策については第２編第１章第 19 節「食料・飲料水・生活必需品及び燃料等の調達・供給体制の整備」に準ずるものとする。

第18節　広報・広聴体制の整備

具体的な対策については第２編第１章第 20 節「広報・広聴体制の整備」に準ずるものとする。

第19節　二次災害の予防

余震又は降雨等による水害や、余震による建築物・構造物の倒壊等を防止するため、町は、関係機関と連携して二次災害の予防に努める。

１　被災建築物・宅地の応急危険度判定技術者の活用

（１）余震等に伴う建物の倒壊による二次災害を防止するとともに、恒久的復旧までの間建物の使用に対する住民の不安を取り除くため、町は県と連携し、被災建築物の危険度を応急的に判断する被災建築物応急危険度判定士の活用を図る。

（２）宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ正確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、町は県と連携し、被災宅地危険度判定士の活用を図る。

（３）町は、地震後の降雨等による洪水等の二次災害を防止するため、災害危険箇所の危険度を応急的に判定する体制を整備するものとする。また、町は、これらの危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

２　危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取扱う施設等の管理者は、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行うものとする。町は、消防機関と連携し、危険物等による二次災害の防止を図る。

第20節　複合災害対策

具体的な対策については第２編第１章第 22 節「複合災害対策」に準ずるものとする。

第21節　防災訓練の実施

自主防災組織、事業所、防災関係機関が個別に、また、それぞれ連携のもとに防災訓練を継続的に実施し、地震発生時の対応能力の向上を図るとともに、各自の役割に応じた活動が円滑かつ組織的に行えるよう、町は、総合防災訓練の実施に努める。

具体的な計画については、第２編第１章第 23 節「防災訓練の実施」に準ずるものとする。

第22節　災害被害を軽減する住民運動の展開

具体的な対策については第２編第１章第 24 節「災害被害を軽減する住民運動の展開」に準ずるものとする。

第23節　防災思想の普及

町は、地震発生時に町全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民、防災上重要な施設の管理者の適切な防災意識の高揚に努める。

具体的な計画については、第２編第１章第 25 節「防災思想の普及」に準ずるものとする。ただし、震災に関する防災知識の普及内容等については、以下のとおりである。

１　家庭内の危険防止

（１）家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

（２）物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

（３）ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

（４）火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

（５）家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋（柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣及び門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

２　家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

（１）地震が起きたときの各自の役割

（誰が何を持ち出すか、要配慮者の避難は誰が責任を持つか。）

（２）消火器具の備え付け及び使用方法

（３）家族間の連絡方法

（４）避難所及び避難路の確認

（５）安全な避難経路の確認

（６）非常持出し品のチェック

（７）家具転倒防止措置や室内の整理整頓

（８）要配慮者の避難方法

（９）地震情報の入手方法

(10) 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

３　非常持ち出し品の準備

（１）３日分（可能であれば一週間分）の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）

（２）貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）

（３）持病薬、お薬手帳、応急医薬品等（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
（４）携帯ラジオ
（５）照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））
（６）衣類（下着、上着、タオル等）

４　屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置

（１）身の安全の確保
ア　机や椅子に身を隠す。
イ　玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
ウ　あわてて外に飛び出さない。
（２）火災を防ぐ。
ア　火の始末をする。
イ　火が出たら初期消火に努める。
（３）狭い路地、塀ぎわ、川べりに近づかない。
（４）避難方法
ア　徒歩で避難する。
イ　携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
（５）応急救護
対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
（６）救出活動
建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。
（７）自動車運転者のとるべき行動
ア　道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
イ　ラジオで災害情報を聞く。
ウ　警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
エ　避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。

５　正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
町役場、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

６　電話に関する留意事項

（１）不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。
（２）ふくそう等により電話がつながりづらくなったときは、ＮＴＴが提供する「災害用伝言ダイヤル（１７１）」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

７　学校教育による防災知識の普及

町及び県は、学校教育を通じて地震に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施す

る等、園児・児童・生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

８　防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町及び県は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

９　防災訓練の実施指導

町、県、警察及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

10　要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

11　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

12　疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するよう努めるものとする。

13　緊急地震速報の普及、啓発

町及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

また、町及び防災関係機関は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

第24節　住民の防災活動の環境整備

地震災害時においては、町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。

さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

具体的な計画については、第２編第１章第 26 節「住民の防災活動の環境整備」に準ずるものとする。

第25節　ボランティア活動の環境整備の促進

具体的な対策については第２編第１章第 27 節「ボランティア活動の環境整備の促進」に準ずるものとする。

第26節　要配慮者対策

町は、県と連携し、災害時において自力での避難が困難な要配慮者に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、震災時の全面的な安全確保を図る。

具体的な計画については、第２編第１章第 28 節「要配慮者対策」に準ずるものとする。

なお、要配慮者利用施設の耐震性の強化には特に留意する。

第27節　地震防災緊急事業の推進

１　地震防災緊急事業五箇年計画の作成

（１）地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）第２条の規定により、都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成８年度以降の年度を初年度とする五箇年間の計画を作成することができる、とされている。

（２）群馬県では、県の各部局、町、消防本部が実施する地震防災緊急事業の計画を県消防防災課（現危機管理室）がとりまとめ、以下のとおり、第１～３次までの五箇年計画を作成し、施設等の整備に努めてきたところである。

名称	実施期間
第１次五箇年計画	平成８年度から平成 12 年度まで
第２次五箇年計画	平成 13 年度から平成 17 年度まで
第３次五箇年計画	平成 18 年度から平成 22 年度まで

（３）また、平成 23 年度から平成 27 年度までを実施期間とする五箇年計画（第４次五箇年計画）を平成 23 年度に作成した。

２　地震防災緊急事業の推進

第４次五箇年計画に基づき地震防災緊急事業を実施する県の各部局、町、消防本部は、本事業が緊急的な事業であることを十分認識し、地震防災に寄与する施設等が着実に整備されるよう事業の推進に努めるものとする。

第28節　帰宅困難者対策

通勤や通学、買物及び観光等の出先で地震に遭遇し、交通機関や道路網が被災した場合に、自宅に帰ることができない人を「帰宅困難者」と呼んでいる。本町の属する東毛地域は、埼玉県、栃木県に隣接し、有機的に道路網が巡らされているため、通勤、通学、買物等の往来が盛んである。そのため、本町の住民が他県で被災する場合や、他県の住民が本町内で被災する場合が想定される。

町は、帰宅困難者に対しての情報提供、保護支援等を、関係機関と平素より検討しておく必要がある。

１　帰宅困難者に対する取組み

（１）住民への啓発

町は、各種の手段を用いて、次の事項を実施するよう住民に啓発を図る。

ア　徒歩帰宅に必要な装備等（携帯ラジオ・地図等）について

イ　家族との連絡手段の確保について

ウ　徒歩帰宅経路の確認について

（２）一時避難施設の提供

町は、帰宅困難者の指定避難所への収容や新たな避難施設の設置等、一時避難施設の提供に努める。

（３）備蓄物資の確保

町は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

（４）情報提供の体制づくり

一時避難施設等に関する情報、バスの運行、道路の復旧情報等に関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

（５）徒歩帰宅者の支援対策

町は、大勢の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

２　事業所等の取組み

（１）従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間とどめるよう努めるものとする。

（２）備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

（３）事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、事業所

建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

（４）事業継続計画（ＢＣＰ）等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画（ＢＣＰ）等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等をあらかじめ定めておき、従業員への周知に努めるものとする。

（５）安否確認方法の周知

事業所等は、地震等発生時には、電話がふくそうすることを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努めるものとする。

３　大規模集客施設の取組み

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、町や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

４　各学校の取組み

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

第29節　災害廃棄物対策

１　災害廃棄物の発生への対応

（１）町、県、施設管理者及び建築物所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。

（２）町及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。

（３）町及び県は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

第30節　り災証明書の発行体制の整備

具体的な対策については第２編第１章第 29 節「り災証明書の発行体制の整備」に準ずるものとする。

第２章　災害応急対策

第１節　地震情報の収集・連絡

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）は、効果的な応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、町は、県及び前橋地方気象台から地震情報を受理した場合は、速やかに必要な情報や指示を住民に伝達するものとする。

１　地震情報の受理

県及び前橋地方気象台が発表する地震情報等は次のとおりである。

（１）震度情報ネットワークシステムによる震度情報の受理

県は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内 35 市町村（70 地点）全てに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに全市町村及び関係機関に伝達する。

震度３以上の地震が発生した場合は、町はこれを自動受信できる。

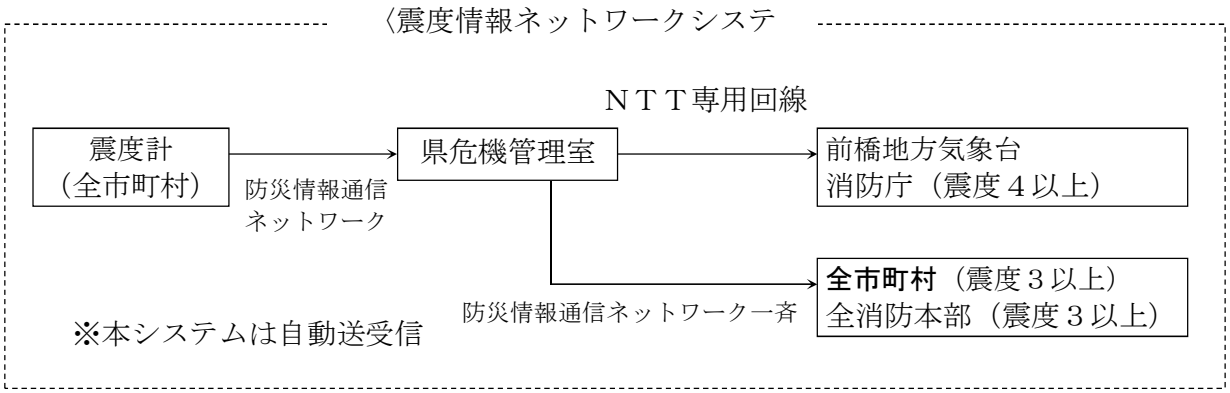

（２）防災情報提供システム等による地震情報の受理

前橋地方気象台は、とりまとめた地震情報（規模、震源、震度等）を気象庁の「防災情報提供システム（専用線)」、さらに補助伝達手段としての「防災情報提供システム（インターネット)」により県その他の機関に伝達するものとし、町は受理した情報を必要に応じて住民に伝達するものとする。

伝　達　系　統

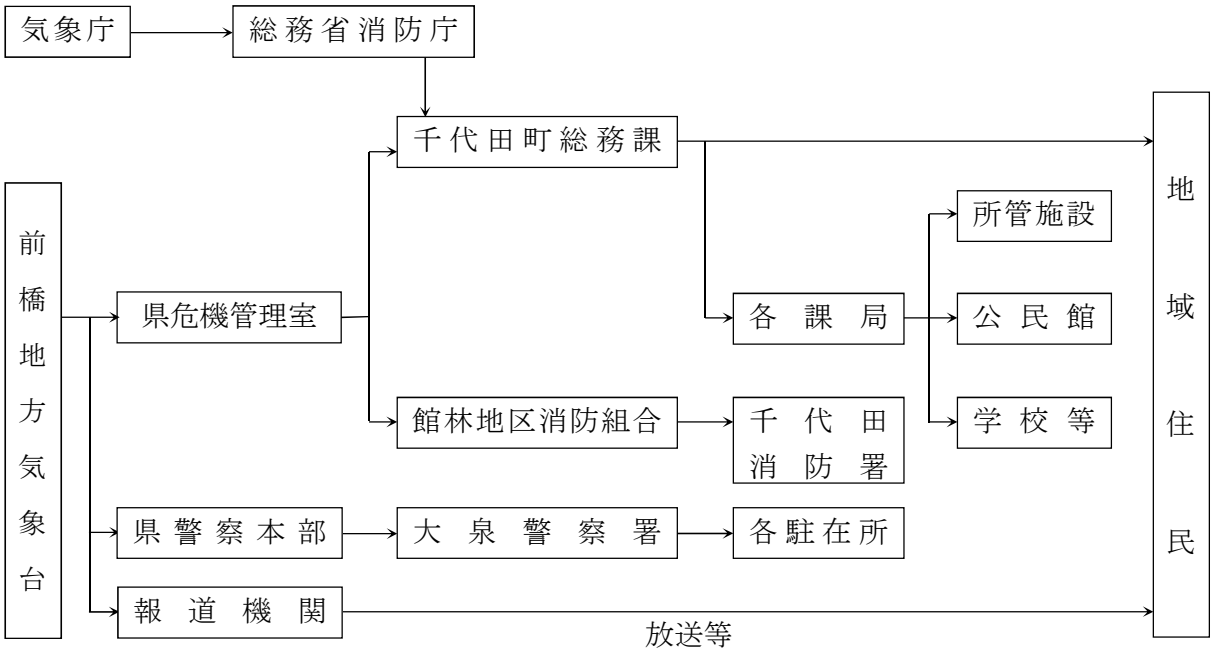

2　地震情報等の伝達

（1）伝達方法

町は、県及び防災関係機関から地震に関する情報等を受理した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。周知方法は、おおむね次のとおりとする。

ア　防災行政無線による方法

イ　町安全安心メールによる方法

ウ　テレビ放送、ラジオ放送による方法

エ　広報車による方法

オ　サイレン、警鐘等による方法

カ　伝達組織を通じて周知する方法

（2）その他の措置

ア　町は警報伝達等の徹底を図るため、あらかじめ関係者において地震情報等の受理、伝達、その他取扱いに関し必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

イ　県から地震情報等を受理した場合は、解除になるまで、放送局の放送により情況を聴取するよう努めなければならない。

ウ　災害の発生のおそれがあるような場合において、異常な現象を認めたときは、地震情報等の逆経路その他により、速やかに県に対し必要な情報を通報する。

第２節　災害情報の収集・連絡

町、県その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。

また、情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとし、地震発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

具体的な対策については、第２編第２章第４節「災害情報の収集・連絡」に準ずるものとする。

なお、災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告は、次によるものとする。

（１）「災害報告要領」及び「火災・災害等即報要領」の規定により、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所を経由して県危機管理室に報告する。

（２）この際、１１９番通報が殺到して行政県税事務所に連絡がつかない場合又は町内で震度５強以上の地震が発生したときは危機管理室に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

消防庁	応急対策室	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537、衛星 048-500-7527
	夜間（宿直室）	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553、衛星 048-500-7782

第３節　通信手段の確保

地震災害により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替機能を確保する。

具体的な対策については、第２編第２章第５節「通信手段の確保」に準ずるものとする。

第４節　活動体制の確立

地震発生における円滑な初期体制の確立を図り、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、町災害対策本部の組織及び職員の動員を次のように定める。

１　災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の規定により町長は、災害対策本部を設置する。その組織及び編成は、第２編第２章第６節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

（１）地震発生初期の対策

町長は、町の地域で震度４の地震が発生した場合には、直ちに被害状況の把握並びに地震に関する情報の収集を行うとともに、状況により必要な場合は、災害警戒本部を設置するものとする。また、震度５弱・５強の地震が発生したときは、災害警戒本部を自動設置するものとする。

（２）災害対策本部の設置基準

ア　震度６弱以上の地震が発生したとき。

イ　震度５弱以上の地震が発生し、町内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。

ウ　震度にかかわらず、町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。

（３）災害対策本部体制が確立するまでの応急措置

激甚災害等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部体制が確立できない場合には、登庁した全職員が、災害対策本部の事務分掌にこだわることなく、災害対策本部長（災害対策本部長が登庁していない場合には、先着上級幹部又は総務課長）の指揮により、次の優先順位により応急初動措置を行うものとする。

ア　登庁職員の把握と任務付与

イ　通信、報告・連絡手段の確保及び連絡員（伝令）の指名

ウ　被害実態の把握（情報収集）

（ア）大泉警察署からの収集

（イ）消防本部、千代田消防署からの収集

（ウ）報道関係機関からの収集

（エ）県出先機関からの収集

（オ）防災関係機関からの収集

（カ）職員の実査による収集

エ　被害状況等の報告・連絡、応援要請

（ア）県及び防災関係機関等への報告・連絡

（イ）自衛隊等に対する応援要請

（４）災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌については、第２編第２章第６節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

２　職員配備体制

（１）配備基準

災害対策本部を設置した場合の配備体制は次のとおりとし、本部長が、震度、被害状況等に応じ配備決定するものとする。

配備の種類	状　　況	配　備　体　制
初 期 動 員	１　警報、地震情報等が発令又は伝達され、災害が発生するおそれがあり、警戒体制をとる必要があるとき。 ２　震度４の地震が発生したとき。 ３　震度５弱の地震が発生したとき。	本部設置前の警戒体制とし、情報収集活動等が円滑に行える必要最小限度の体制とする。 （原則として全職員の10%）
第１号動員	１　かなりの被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ２　震度５強の地震が発生したとき。	本部設置の体制とし、各班の必要人員をもって、小規模災害に対処し得る体制とする。 （原則として全職員の25%）
第２号動員	相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	本部を設置し、中規模災害に対処し得る体制とする。 （全職員の50%）
第３号動員	１　大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ２　震度６弱以上の地震が発生したとき。	本部を設置し、大規模災害に対処し得る体制とする。 （全職員）

（２）職員の動員

各班長は、所属職員一人ひとりに動員区分と職務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速・的確な動員が行われるよう、動員計画表あるいは連絡系統図を作成し、常に動員体制の整備に努める。

ア　勤務時間内の伝達系統及び方法

伝達系統及び方法については、第２編第２章第６節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

イ　勤務時間外・休日等の連絡体制の強化

（ア）勤務時間外の動員を迅速・的確に行い、素早い初動体制の確立を図るため、日直及び千代田消防署との連絡体制を確立する等、勤務時間外の連絡体制の強化に努める。

（イ）動員の伝達

動員の伝達は、防災行政無線、一般加入電話、携帯電話等を通じて行うものとするが、いずれの伝達も受けられない場合も予想されるので、次の基準により自主登庁するものとする。

○震度４・震度５弱　初期動員（原則として職員の10%）
○震度５強　　第１号動員（原則として職員の25%）
○震度６弱以上　　第３号動員（全職員）

（ウ）登庁場所

動員の伝達を受け、あるいは自主登庁する職員は、可能な限り自己の勤務場所に登庁するものとする。

（エ）登庁の方法

登庁に当たっては、震災の状況及び道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮する。

（オ）登庁時の留意事項

登庁に当たっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部・所属班長に報告する。

（カ）登庁の免除等

a　震災により本人又は家族が中傷以上の怪我を負い、あるいは住居等が損壊する等自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けることができる。

b　道路状況等により、登庁できない場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁可能となるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

第５節　広域応援の要請等

地震災害において、町は、指定地方行政機関及び他の地方公共団体と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して災害応急対策の迅速かつ、円滑化を図る。

具体的な対策については、第２編第２章第７節「広域応援の要請等」に準ずるものとする。

第６節　自衛隊への災害派遣要請

大規模な地震が発生し、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が町のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

具体的な対策については、第２編第２章第８節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずるものとする。

第７節　救助・救急活動

大規模地震時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

具体的な活動については、第２編第２章第 10 節「救助・救急活動」に準ずるものとする。

第８節　医療活動

地震災害発生時には、広域あるいは局地的に医療助産の救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、町は、医療機関、県等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

具体的な対策については、第２編第２章第 11 節「医療活動」に準ずるものとする。

第９節　消火活動

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、町及び消防機関は、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

具体的な活動については、第２編第２章第 40 節「消防計画」に準ずるものとする。

なお、被災地内の消防機関及び住民等による消火活動については、以下による。

１　住民及び自主防災組織による消火活動

大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

２　企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

３　消防機関による消火活動

（１）消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防ぎょ地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

（２）消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

（３）消防機関は、火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の出動要請をするものとする。

（４）消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第 24 条の３の規定により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事（消防保安課）に要求するものとする。

（５）消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

第10節　交通の確保

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

具体的な対策については、第２編第２章第 12 節「交通の確保」に準ずるものとする。

第11節　緊急輸送

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

具体的な対策については、第２編第２章第 13 節「緊急輸送」に準ずるものとする。

第12節　障害物の除去

震災発生後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保する。

具体的な対策については、第２編第２章第 14 節「障害物の除去」に準ずるものとする。

第13節　避難誘導

地震発生時においては、家屋の倒壊、火災拡大等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難収容対策を実施する。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

具体的な対策については、第２編第２章第２節「避難誘導」に準ずるものとする。

第14節　避難場所及び避難所の開設・運営

具体的な対策については第２編第２章第 15 節「避難場所及び避難所の開設・運営」に準ずるものとする。

第15節　応急仮設住宅等の提供

震災により住宅を失い、又は倒壊等のために居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅の対策は、本計画の定めるものとする。

ただし、災害発生直後における救助の対策については、避難計画の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

具体的な対策については、第２編第２章第 16 節「応急仮設住宅等の提供」に準ずるものとする。

第16節　広域的避難収容

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難収容が町内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域的避難収容が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域的避難収容を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、町は、他市町村等へ住民の広域的避難収容に係る協議を行う段階等において、県へ広域的避難収容に係る情報を適宜報告するものとする。

具体的な活動については、第２編第２章第 17 節「広域的避難収容」に準ずるものとする。

第17節　町境を越えた広域避難者の受入

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村等（以下「被災市町村」という。）から多数の避難者を町内に受入れることが想定される。

このため、町においては、町境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入に迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災市町村からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、町内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入を実施するものとする。

具体的な活動については、第２編第２章第 18 節「町境を越えた広域避難者の受入」に準ずるものとする。

第18節　食料・飲料水・生活必需品及び燃料の調達、供給

町は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う。

具体的な活動については、第２編第２章第 19 節「食料・飲料水・生活必需品及び燃料の調達、供給」に準ずるものとする。

第19節　保健衛生活動

地震災害時の被災地域においては、衛生条件が悪化し感染症の発生等が予想されるため、町は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。

具体的な対策については、第２編第２章第 20 節「保健衛生活動」に準ずるものとする。

第20節　防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

具体的な活動については、第２編第２章第 21 節「防疫活動」に準ずるものとする。

第21節　行方不明者の捜索及び遺体の処置

大規模地震発生時には多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの捜索、処理、埋火葬等を的確に実施する。

具体的な対策については、第２編第２章第 22 節「行方不明者の捜索及び遺体の処置」に準ずるものとする。

第22節　広報・広聴活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

具体的な対策については、第２編第２章第 23 節「広報・広聴活動」に準ずるものとする。

第23節　物価の安定及び消費者の保護

具体的な対策については第２編第２章第 24 節「物価の安定及び消費者の保護」に準ずるものとする。

第24節　施設、設備の応急復旧

具体的な対策については第２編第２章第 25 節「施設、設備の応急復旧」に準ずるものとする。

第25節　公共土木施設の応急復旧

道路、橋りょう、堤防等の公共土木施設や、水道、電力、ガス、通信等のライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、地震発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

具体的な対策については、第２編第２章第 26 節「公共土木施設の応急復旧」に準ずるものとする。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

第26節　電力施設の応急復旧

具体的な対策については第２編第２章第 27 節「電力施設の応急復旧」に準ずるものとする。

第27節　ガス施設の応急復旧

具体的な対策については第２編第２章第 28 節「ガス施設の応急復旧」に準ずるものとする。

第28節　水道施設の応急復旧

具体的な対策については第２編第２章第 29 節「水道施設の応急復旧」に準ずるものとする。

第29節　電気通信設備の応急復旧

具体的な対策については第２編第２章第 30 節「電気通信設備の応急復旧」に準ずるものとする。

第30節　二次災害の防止

余震又は降雨等による水害、余震による建築物・構造物の倒壊等に備え、町は、関係機関と連携して二次災害対策を講ずる必要がある。

１　水害対策

（１）町は県と連携し、余震あるいは降雨等による二次的な水害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行う。

（２）上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

２　被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

（１）町は県と連携し、余震による建築物等の倒壊に関して、被災建築物応急危険度判定士等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

（２）町は県と連携し、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図る。

３　危険物、有害物質等による二次災害対策

（１）消防法に定める危険物・火薬・高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。

（２）毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取扱う施設等の管理者は、有害物質の漏えいによる二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。

また、漏えいのおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。

（３）県、消防機関、警察機関又は町は、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第31節　ボランティアの受入

大規模地震発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うものとする。

具体的な対策については、第２編第２章第 31 節「ボランティアの受入」に準ずるものとする。

第32節　義援物資・義援金の受入

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し込みが寄せられる。町は、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受入れ、公平に配分する。

具体的な対策については、第２編第２章第 32 節「義援物資・義援金の受入」に準ずるものとする。

第33節　要配慮者の災害応急対策

寝たきりの高齢者、傷病者、福祉施設利用者、障がい者、乳幼児及び外国人等の要配慮者は、災害時において自分の身体・生命を守る対応能力が不足していたり、言語の障がいから迅速、的確な行動が取りにくいため、被害を受ける場合が多い。このため、町は、発災直後の避難誘導からその後の応急、復旧に至るまで、要配慮者の実情に応じた配慮を行い、積極的に支援策を講ずる。

また、要配慮者利用施設の管理者は、入（通）所者の安全、健康等を確保するため、施設における災害応急対策を積極的に講ずる必要がある。町は、要配慮者利用施設の管理者が行う災害応急対策を積極的に支援する。

具体的な対策については、第２編第２章第 33 節「要配慮者の災害応急対策」に準ずるものとする。

第34節　学校の災害応急対策

園児・児童・生徒等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施、文化財の保護対策等の文教対策に必要な措置を講ずる。

具体的な対策については、第２編第２章第 35 節「学校の災害応急対策」に準ずるものとするが、地震情報の把握及び学校施設の安全点検等については、次によるものとする。

１　地震情報の把握

幼稚園、小・中学校の管理者（「学校管理者」という。）は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や余震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

２　学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

第35節　文化財施設の災害応急対策

具体的な対策については第２編第２章第 36 節「文化財施設の災害応急対策」に準ずるものとする。

第36節　労働力の確保

具体的な対策については第２編第２章第 37 節「労働力の確保」に準ずるものとする。

第37節　災害救助法の適用

町の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

具体的な対策については、第２編第２章第 38 節「災害救助法の適用」に準ずるものとする。

第38節　動物愛護

災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、町の関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

具体的な対策については、第２編第２章第 39 節「動物愛護」に準ずるものとする。

第３章　災害復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本方向の決定

具体的な対策については、第２編第３章第１節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずるものとする。

第２節　原状復旧

具体的な対策については、第２編第３章第２節「原状復旧」に準ずるものとする。

第３節　計画的復興の推進

具体的な対策については、第２編第３章第３節「計画的復興の推進」に準ずるものとする。

第４節　被災者等の生活再建の支援

具体的な対策については、第２編第３章第４節「被災者等の生活再建の支援」に準ずるものとする。

第５節　被災中小企業等の復興の支援

具体的な対策については、第２編第３章第５節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずるものとする。

第６節　公共施設の復旧

具体的な対策については、第２編第３章第６節「公共施設の復旧」に準ずるものとする。

第７節　激甚災害法の適用

具体的な対策については、第２編第３章第７節「激甚災害法の適用」に準ずるものとする。

第８節　復旧資金の確保

具体的な対策については、第２編第３章第８節「復旧資金の確保」に準ずるものとする。

第４編　その他の災害対策編

第１章　航空災害対策

町内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防ぎょし、被害の軽減を図るため、町は、防災関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

第１節　災害予防

１　情報通信手段の整備

（１）災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

（２）災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

２　職員の応急活動体制の整備

航空災害時における職員の応急活動体制の整備については第２編第１章第13節「職員の応急活動体制の整備」の定めるところにより実施する。

３　防災関係機関の連携体制の整備

航空災害時における防災関係機関の連携体制の整備については第２編第１章第14節「防災関係機関の連携体制の整備」の定めるところにより実施する。

４　救助・救急活動体制の整備

町は、消防機関と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

５　医療活動体制の整備

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

６　緊急輸送活動体制の整備

航空災害時における緊急輸送活動体制の整備については第２編第１章第17節「緊急輸送活動体制の整備」の定めるところにより実施する。

７　災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第２節　災害応急対策

旅客機が墜落した場合、搭乗者が多数死傷するおそれがある。また、旅客機以外の航空機であっても住宅密集地等に墜落した場合は、住民が多数死傷するおそれがある。

このため、迅速な救助活動が展開されるよう、関係機関は、機種、搭乗者数、墜落地点、負傷者数、消火活動の要否等の災害情報を速やかに収集・連絡する必要がある。また、飛行中の航空機が消息を絶った場合も、墜落を想定し、機種、搭乗者数、墜落予想区域等の情報を収集・連絡する必要がある。

１　町における災害情報の収集・連絡

（１）町は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

（２）県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式「救急・救助事故即報」（資料 14－１）による。

２　通信手段の確保

航空災害時における通信手段の確保については第２編第２章第５節「通信手段の確保」の定めるところにより実施する。

３　応急活動体制の確立

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２編第２章第６節「活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

４　救助・救急活動

航空災害時における救助・救急活動については、第２編第２章第10節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。また、乗客等の救助を要する場合は、各関係機関と協議して救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速に救助活動を実施する。

５　医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第２編第２章第11節「医療活動」の定めるところにより実施するほか、次によるものとする。

（１）地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送が手間どる場合、町は、事故現場に近い場所に救護所を設置する。

（２）町は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班の派遣を要請する。

（３）負傷者の転送に当たっては、必要に応じ、県等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

６　交通規制の実施

第２編第２章第12節「交通の確保」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

７　自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第２編第２章第８節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより実施する。

８　広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第２編第２章第７節「広域応援の要請等」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

９　広報・広聴活動

航空災害時における広報・広聴活動については第２編第２章第23節「広報・広聴活動」の定めるところにより実施する。

第２章　道路災害対策

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や、消火活動等が必要とされる災害が発生した場合、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎょし、被害の軽減を図る必要がある。

第１節　災害予防

１　気象・地象・水象の情報の収集・伝達

（１）前橋地方気象台は、道路交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

（２）道路管理者は、気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、前橋地方気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

２　異常現象の発見及び情報提供

町は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

３　道路施設の整備

町は、管轄する道路について次により道路施設の整備を図るものとする。

ア　道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。

イ　道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

ウ　道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

４　情報通信手段の整備

（１）災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

（２）災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

５　職員の応急活動体制の整備

道路災害時における職員の応急活動体制の整備については第２編第１章第13節「職員の応急活動体制の整備」の定めるところにより実施する。

６　防災関係機関の連携体制の整備

道路災害時における防災関係機関の連携体制の整備については第２編第１章第14節「防災関係機関の連携体制の整備」の定めるところにより実施する。

7　救助・救急活動体制の整備

町は、消防機関と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

8　医療活動体制の整備

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

9　緊急輸送活動体制の整備

道路災害時における緊急輸送活動体制の整備については第２編第１章第17節「緊急輸送活動体制の整備」の定めるところにより実施する。

10　災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

11　防災訓練の実施

（１）町、県、県警察、消防機関、道路管理者等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

（２）町、県、県警察、消防機関及び道路管理者が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等さまざまな条件を設定する等実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。

（３）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第２節　災害応急対策

１　町における災害情報の収集・連絡

（１）町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

（２）県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式「救急・救助事故即報」又は「火災即報」による。（様式は、資料 14－１参照のこと。）

２　通信手段の確保

道路災害時における通信手段の確保については第２編第２章第５節「通信手段の確保」の定めるところにより実施する。

３　応急活動体制の確立

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２編第２章第６節「活動体制の確立」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

４　救助・救急活動

道路災害時における救助・救急活動については、第２編第２章第10節「救助・救急活動」の定めるところにより実施するほか、以下の活動を行うものとする。

（１）救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県及び他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

（２）資機材等の調達等

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

（３）消火活動

町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

５　医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第２編第２章第11節「医療活動」の定めるところにより実施する。

６　交通の確保・緊急輸送活動

道路災害時における交通の確保・緊急輸送活動の基本方針については第２編第２章第12節「交通の確保」、第２編第２章第13節「緊急輸送」の定めるところにより実施する。

７　交通規制の実施

道路災害時における交通規制については、第２編第２章第12節「交通の確保」の定めるところによる。

８　危険物流出対策

道路災害により危険物の流出が認められたときは、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

９　自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第２編第２章第８節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

10　広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第２編第２章第７節「広域応援の要請等」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

11　広報・広聴活動

道路災害時における広報・広聴活動については第２編第２章第23節「広報・広聴活動」の定めるところにより実施する。

第３節　災害復旧

１　迅速かつ円滑な災害復旧の実施

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

２　復旧予定時期の明示

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第３章　危険物等災害対策

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生する等の災害（以下「危険物等災害」という。）が発生した場合、町は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないよう努める。

第１節　災害予防

１　危険物施設の安全確保

（１）技術基準の遵守

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者（以下この章において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

（２）立入検査への協力

町は、危険物等の取扱規制担当官公署が行う危険物等関係施設への立入検査に協力するものとし、施設の安全性の確保に努めるものとする。

（３）自主保安体制の整備

事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

（４）講習会・研修会の実施

危険物等の取扱規制担当官公署は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

（５）再発防止の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

２　危険物施設等の把握

館林地区消防組合は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

３　情報通信手段の整備

（１）災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

（２）災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

４　職員の応急活動体制の整備

危険物災害時における職員の応急活動体制の整備については第２編第１章第13節「職員の応

急活動体制の整備」の定めるところにより実施する。

５　防災関係機関の連携体制の整備

危険物災害時における防災関係機関の連携体制の整備については第２編第１章第14節「防災関係機関の連携体制の整備」の定めるところにより実施する。

６　救助・救急活動体制の整備

町は、消防機関と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

７　医療活動体制の整備

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

８　緊急輸送活動体制の整備

危険物災害時における緊急輸送活動体制の整備については第２編第１章第17節「緊急輸送活動体制の整備」の定めるところにより実施する。

９　災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

10　防災訓練の実施

（１）町、県、県警察、消防機関、道路管理者等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

（２）町、県、県警察、消防機関及び道路管理者が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等さまざまな条件を設定する等実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。

（３）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

11　防除活動体制の整備

町、県、事業者、消防機関、河川管理者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資器材の整備を図るものとする。

第２節　災害応急対策

１　町における災害情報の収集・連絡

（１）町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

（２）県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式「特定事故即報」（資料 14－１）による。

２　通信手段の確保

危険物災害時における通信手段の確保については第２編第２章第５節「通信手段の確保」の定めるところにより実施する。

３　応急活動体制の確立

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２編第２章第６節「活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

４　災害の拡大防止活動

町は県と連携し、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等適切な応急対策を講ずるものとする。

また、救助・救急活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

５　避難措置

町は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第２編第２章第15節「避難場所及び避難所の開設・運営」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

６　救助・救急活動

危険物等災害時における救助・救急活動については、第２編第２章第10節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

７　医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、第２編第２章第11節「医療活動」の定めるところにより実施する。

８　交通の確保・緊急輸送活動

危険物災害時における交通の確保・緊急輸送活動の基本方針については第２編第２章第12節「交通の確保」、第２編第２章第13節「緊急輸送」の定めるところにより実施する。

９　交通規制の実施

危険物等災害時における交通規制については、第２編第２章第12節「交通の確保」の定めるところにより実施する。

10　危険物等の流出に対する応急対策

（１）危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずる。

（２）消防機関及び警察機関等は、危険物等が河川等に流出し、災害発生のおそれがある場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

（３）町は危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用等、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

（４）防除措置を実施するに当たっては、必要な資器材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

11　自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第２編第２章第８節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

12　広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第２編第２章第７節「広域応援の要請等」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

13　施設・設備の応急復旧活動

町は、専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

14　広報・広聴活動

危険物災害時における広報・広聴活動については第２編第２章第23節「広報・広聴活動」の定めるところにより実施する。

15　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

（１）一般公衆の安全の確保

町は、事故現場周辺の住民を避難させる等一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずることについて、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 20 条第３項の規定に基づき国の原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部から指示を受けたときは、速やかに当該措置を講ずる。

第３節　災害復旧

１　公共施設の災害復旧

（１）迅速かつ円滑な災害復旧の実施

公共施設の管理者は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

（２）復旧予定時期の明確化

公共施設の管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

２　被災中小企業等の復興の支援

第２編第３章第５節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。

第４章　県外の原子力施設事故対策

第１節　災害予防

１　基本方針

（１）計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

群馬県内には、原子力施設（原子力規制委員会が原災法第６条の２第１項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲※にも本県の地域は含まれていない。

しかしながら、平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

本町役場庁舎から、茨城県のＪＣＯ東海事業所は約 104 ㎞、新潟県の柏崎刈羽原子力発電所は約 154 ㎞、福島県の福島第一原子力発電所は約 195 ㎞、福島第二原子力発電所は約 187 ㎞の距離に位置している。

原子力発電所等における原子力事故災害に関し、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を守るとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保する。

※平成26年12月22日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設からおおむね30㎞」とされている。

（２）原子力施設事故災害対策において尊重するべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月策定、平成 25 年９月改訂）を十分に尊重するものとする。

（３）本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については「風水害・雪害等対策編」によるものとする。

２　災害予防対策

（１）平常時におけるモニタリング

町は、空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という。）に係るモニタリングを実施するため県が実施する機器の整備に協力する。また、県が実施する環境中及び食品・水道水中のモニタリングに協力するものとする。

（２）通信連絡体制の整備

町は、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における防災行政無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を図る。

（３）避難等の体制の整備

町は、県と連携して、国が示す緊急事態の初動対応段階の区分に応じた注意喚起・避難体制を整備する。また、県外の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事

態であり、原災法第 10 条第 1 項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。)、施設敷地緊急事態における住民への注意喚起体制を整備するものとする。

さらに、県外の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避指示、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等について的確かつ迅速に実施できるよう体制の整備を行う。

（4）放射線に関する知識の普及

町は、県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

ア　放射性物質及び放射線の特性に関すること。

イ　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

ウ　その他必要と認める事項に関すること。

（5）原子力災害に関する防災広報

町は、県及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

ア　全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。

イ　原子力災害とその特殊性に関すること。

ウ　緊急時における国や県等が講じる対策の内容に関すること。

エ　屋内退避、避難緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。

オ　原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

カ　その他必要と認める事項に関すること。

（6）原子力災害に関する防災教育

町は、原子力防災に関する教育の充実に努める。

（7）防災業務関係者に対する教育・研修

町は、応急対策の円滑な実施を図るため、県及び防災関係機関の協力を得て、原子力防災業務に携わる者に対する教育・研修を必要に応じて実施する。

ア　原子力防災体制及び組織に関する知識

イ　全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。

ウ　原子力災害とその特殊性に関すること。

エ　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

オ　緊急時における国や県等が講じる対策の内容に関すること。

カ　放射線及び放射性物質の測定に関すること。

キ　緊急時医療に関すること。

ク　危機管理に関すること。

ケ　その他必要と認める事項に関すること。

（8）住民相談体制の整備

町は、住民からのさまざまな相談、問い合わせに対応できるよう、県と連携し必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図ることができるよう、関係各課で連携に努めるものとする。

第２節　災害応急対策

１　災害応急対策

（１）モニタリングの強化及び対応

ア　緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、ＯＩＬ※に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、県外の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、県災害対策本部設置の段階において、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切換える。なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、大気中放射性物質拡散予測等を参考にする。

※ＯＩＬ：原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

（ア）緊急時におけるモニタリング

・空間放射線モニタリング

・放射能濃度の測定・放射性物質の検査

（イ）県によるモニタリング結果の公表

（２）基準値超過食品の流通防止措置

町は、県による県産農林水産物等のモニタリングの結果、放射性物質濃度が基準値を超え、国及び県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し、摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

（３）水道水の摂取制限等の措置

県は、水道水の放射性物質検査の結果、当該水道水に含まれるＯＩＬや放射性物質が水道事業者等の管理目標値を超えた場合は、町及び群馬東部水道企業団に対し、超過原因の究明、再検査の実施、水道利用者への周知等を要請し、町及び水道事業者は速やかに対処する。

また、町及び群馬東部水道企業団は超過が継続すると見込まれる場合は、他の水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

町又は群馬東部水道企業団は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

（４）屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町は、町への影響が懸念される事態が発生した場合に早い段階からの注意喚起を行うとともに、町に対して原災法第 15 条の規定に基づき内閣総理大臣による原子力緊急事態※宣言が発せられた場合は、住民に対して以下の指示を行う。

※原子力緊急事態：原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

ア　警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の住民への注意喚起

町及び県は、原子力災害による影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

イ　全面緊急事態の際の住民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町及び県は、町への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、町に対して原災法第 15 条の規定に基づく指示があった場合又はＯＩＬを超えた場合には、住民に対して避難指示を行う。

なお、原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第 15 条の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣から町に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示が発せられた場合は、次のことを行う。

（ア）町は、住民に対する屋内退避又は避難指示を次により伝達する。

ａ　報道機関に対する緊急放送等の要請

ｂ　防災行政無線等による広報

ｃ　広報車等による広報

ｄ　学校、幼稚園・保育園、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する伝達

（イ）町は、要避難者を把握し、避難先の指定を行った上で、住民を屋内退避又は避難させる。

（ウ）広域避難が必要となった場合は、県と連携し実施する。

（５）住民への情報伝達等

ア　住民に対する広報及び指示伝達

町は、住民に対して、防災行政無線や広報車等さまざまな媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

（ア）事故の概要

（イ）災害の現況

（ウ）放射線の状況に関する今後の予測

（エ）町、県及び防災関係機関の対策状況

（オ）屋内退避、避難等住民のとるべき行動及び注意事項

（カ）その他必要と認める事項

イ　住民相談の実施

町は、状況に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農畜水産物の生産等に関する相談等、必要な相談窓口を設置し、県と連携し住民からのさまざまな相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

（６）自治体の区域を越えた避難者の受入活動

自治体の区域を越えた避難者の受入活動については、第２編第２章第 18 節「町境を越えた広域避難者の受入」に準ずる。

また、避難指示に基づかない自主避難者については、町及び県が連携して受入活動に当たる。

原子力事故災害が発生し、自治体の区域を越え町に避難する事態となった場合は、県と連携し、町の指定避難所で可能な限り受入を行い、避難者に対して必要な支援及び避難元市町村からの情報提供等を行う。

特に、茨城県のＪＣＯ東海事業所周辺市町村の避難者受入については、県の協力のほか、応援協定書に基づく、受入活動を行う。

第３節　災害復旧対策

１　モニタリングの継続実施と結果の公表

町は県と連携の上、必要に応じて、原子力事業者その他関係機関と協力して空間放射線量率モニタリングや水道水、農畜水産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。

２　風評被害等の影響軽減

町は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農畜水産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

第５章　大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生する等大規模な火災が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎょし、被害の軽減を図るため、町は、防災関係機関と連係して、適切かつ迅速な防災活動の実施に努める。

第１節　災害予防

１　災害に強いまちづくり

（１）災害に強いまちの形成

ア　避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

イ　老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の実施

ウ　市街地再開発事業等による市街地の面的な整備

エ　建築物や公共施設の耐震、不燃化

オ　水面・緑地帯の計画的確保

カ　耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備

キ　防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

（２）火災に対する建築物の安全化

ア　消防用設備等の整備、維持管理

公共施設の管理者及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行う等適正な維持管理を行う。

イ　建築物の防火管理体制

公共施設の管理者及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図るよう指導するものとする。

ウ　建築物の安全対策の推進

（ア）町は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適正な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

（イ）公共施設の管理者及び事業者等は、建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図るよう指導するものとする。

エ　一般住宅への火災警報器の設置

平成 16 年６月２日に消防法が改正され（平成 18 年１月１日公布）、全ての家庭に住

宅用火災警報器等を設置することが義務付けられた。これを受けて、町は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

2　大規模な火事災害防止のための情報の充実

（1）火災気象通報

ア　前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第１項の規定により、その状況を「火災気象通報」として直ちに県に通報するものとする。

イ　県は、前記アの通報を受けたときは、消防法第22条第２項の規定により、直ちにこれを各市町村に通報するものとする。

（2）火災警報

町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条第３項の規定により、火災に関する警報として「火災警報」を発表する。

3　情報の収集・連絡体制の整備

大規模な火事災害時における情報の収集・連絡体制の整備については第２編第２章第４節「災害情報の収集・連絡」の定めるところにより実施する。

4　通信手段の確保

大規模な火事災害時における通信手段の確保については第２編第２章第５節「通信手段の確保」の定めるところにより実施する。

5　職員の応急活動体制の整備

大規模な火事災害時における職員の応急活動体制の整備については第２編第１章第13節「職員の応急活動体制の整備」の定めるところにより実施する。

6　防災関係機関の連携体制の整備

大規模な火事災害時における防災関係機関の連携体制の整備については第２編第１章第14節「防災関係機関の連携体制の整備」の定めるところにより実施する。

7　救助・救急活動体制の整備

町は消防機関と協力し、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

8　医療活動体制の整備

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

9　消火活動体制の整備

（1）消防機関及び町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール等の活用により、消防水利の多様化を図ると

ともに、その適正な配置に努めるものとする。

（２）消防機関及び町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

10　緊急輸送活動体制の整備

大規模な火事災害時における緊急輸送活動体制の整備については第２編第１章第17節「緊急輸送活動体制の整備」の定めるところにより実施する。

11　避難収容活動体制の整備

大規模な火事災害時における避難収容活動体制の整備については第２編第２章第２節「避難誘導」及び第２編第２章第15節「避難場所及び避難所の開設・運営」の定めるところにより実施する。

12　防災知識の普及

（１）町は消防機関と連携し、全国火災予防運動等を通じ、住民に対し、大規模な火事の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

（２）学校等においては、防災に関する教育の充実に努める。

（３）町は消防機関と連携し、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。

また、消防法の改正により、全ての家庭に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられたため、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

13　情報通信手段の整備

（１）災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

（２）災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

14　災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

15　防災訓練の実施

（１）町、県、県警察、消防機関、道路管理者等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

（２）町、県、県警察、消防機関及び道路管理者が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等さまざまな条件を設定する等実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。

（３）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第２節　災害応急対策

１　町における災害情報の収集・連絡

（１）町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

（２）県又は消防庁への連絡は、別記様式「火災即報」（資料 14－１）による。

２　通信手段の確保

大規模な火事災害時における通信手段の確保については第２編第２章第５節「通信手段の確保」の定めるところにより実施する。

３　応急活動体制の確立

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２編第２章第６節「活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

４　避難措置

町は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第２編第２章第15節「避難場所及び避難所の開設・運営」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

５　救助・救急活動

大規模な火事災害時における救助・救急活動については、第２編第２章第10節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

６　医療救護活動

大規模な火事災害時における医療救護活動については、第２編第２章第11節「医療活動」の定めるところにより実施する。

７　消火活動

（１）住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

（２）企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

（３）消防機関による消火活動

ア　消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防ぎょ地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ　消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

ウ　消防機関は、火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の出動要請をするものとする。

エ　消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第24条の３の規定により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事（消防保安課）に要求するものとする。

８　交通の確保・緊急輸送活動

大規模な火事災害時における交通の確保・緊急輸送活動の基本方針については第２編第２章第12節「交通の確保」、第２編第２章第13節「緊急輸送」の定めるところにより実施する。

９　交通規制の実施

大規模な火事災害時における交通規制については、第２編第２章第12節「交通の確保」の定めるところにより実施する。

10　施設、設備の応急復旧活動

大規模な火事災害時における広報・広聴活動については第２編第２章第25節「施設、設備の応急復旧」の定めるところにより実施する。

11　自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第２編第２章第８節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

12　広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第２編第２章第７節「広域応援の要請等」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

13　広報・広聴活動

大規模な火事災害時における広報・広聴活動については第２編第２章第23節「広報・広聴活動」の定めるところにより実施する。

第３節　災害復旧・復興対策

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第２編第

３章「災害復旧・復興」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

資料編

第１　組織関係

１－１　防災関係機関一覧

１　防災関係機関

【県機関】

名　　称	所　在　地	電　話
群馬県　消防保安課	前橋市大手町1-1-1	027-226-2241
〃　危機管理室	〃	027-226-2244
〃　河川課	〃	027-226-3619
館林行政県税事務所	館林市仲町11-10	0276-72-4415
館林土木事務所	館林市栄町23-1	0276-72-4355
館林保健福祉事務所	館林市大街道1-2-25	0276-72-3230
東部環境事務所	太田市西本町60-27	0276-31-2517
桐生森林事務所	桐生市相生町2-331	0277-52-7373
東部教育事務所	太田市西本町60-27	0276-31-7151
東部農業事務所	太田市西本町60-27	0276-31-3824

【指定地方行政機関】

名　　称	所　在　地	電　話
関東財務局　前橋財務事務所	前橋市大手町2-3-1	027-221-4491
関東農政局　群馬支局	前橋市紅雲町1-2-2	027-221-1181
関東地方整備局　利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	0480-52-3952
館林公共職業安定所	館林市大街道1-3-37	0276-75-8609
東京管区気象台　前橋地方気象台	前橋市大手町2-3-1	027-896-1536

【指定公共機関】

名　　称	所　在　地	電　話
日本郵便株式会社　大泉郵便局	大泉町中央3-2-17	0276-62-2525
〃　赤岩郵便局	千代田町大字赤岩1706-4	0276-86-3200
〃　富永郵便局	千代田町大字上中森906-1	0276-86-2044
東日本電信電話株式会社　群馬支店	高崎市高松町３	平日昼間 027-321-5660 土、休日・夜間 027-325-7999
株式会社ＮＴＴドコモ　群馬支店	前橋市東善町122	027-290-4113
日本赤十字社　群馬県支部	前橋市光が丘町32-10	027-254-3636
日本放送協会　前橋放送局	前橋市元総社町189	027-251-1711

名　　称	所　在　地	電　話
東京電力ホールディングス株式会社 太田支社	太田市東本町56-39	平日昼間 0276-51-2210 夜間・休日 0276-51-2200

【指定地方公共機関】

名　　称	所　在　地	電　話
一般社団法人群馬県ＬＰガス協会	前橋市大渡町1-10-7	027-255-6121
一般社団法人群馬県トラック協会	前橋市野中町595	027-261-0244
一般社団法人群馬県バス協会	前橋市野中町588	027-261-2072
群馬テレビ株式会社	前橋市上小出町3-38-2	027-219-0001
株式会社エフエム群馬	前橋市若宮町1-4-8	027-230-1882
公益社団法人群馬県医師会	前橋市千代田町1-7-4	027-231-5311
公益社団法人群馬県看護協会	前橋市上泉町1858-7	027-269-5565

【自衛隊】

名　　称	所　在　地	電　話
陸上自衛隊第12旅団　司令部	北群馬郡榛東村大字新井1017-2	0279-54-2011
〃　第12後方支援隊	高崎市新町1080	0274-42-1121

【警察機関】

名　　称	所　在　地	電　話
大泉警察署	大泉町朝日2-27-1	0276-62-0110
赤岩駐在所	千代田町大字赤岩1895-15	0276-86-3210
上五箇駐在所	千代田町大字上五箇647	0276-86-3960

【消防機関】

名　　称	所　在　地	電　話
館林地区消防組合	館林市美園町7-3	0276-72-3171
千代田消防署	千代田町大字萱野1218-1	0276-86-3202

【近隣市町及び事務組合】

名　　称	所　在　地	電　話
太田市	太田市浜町2-35	0276-47-1111
館林市	館林市城町1-1	0276-72-4111
板倉町	板倉町大字板倉2067	0276-82-1111
明和町	明和町新里250-1	0276-84-3111
邑楽町	邑楽町大字中野2570-1	0276-88-5511

名　　称	所　在　地	電　話
大泉町	大泉町日の出55-1	0276-63-3111
埼玉県熊谷市	熊谷市宮町2-47-1	048-524-1111
〃　行田市	行田市本丸2-5	048-556-1111
群馬県市町村総合事務組合	前橋市元総社町335-8	027-290-1352
邑楽館林医療事務組合	館林市成島町262-1	0276-72-3140
館林衛生施設組合	館林市赤生田町65-1	0276-72-1624
大泉町外二町環境衛生施設組合	大泉町大字上小泉330	0276-63-1266
太田市外三町広域清掃組合	太田市細谷町604-1	0276-33-7980
群馬県農業共済組合　館林支所	館林市仲町14-1	0276-75-3311

【その他の機関】

名　　称	所　在　地	電　話
千代田町商工会	千代田町大字赤岩1127-1	0276-86-3207
千代田町社会福祉協議会	千代田町大字赤岩2119-5	0276-86-6181
一般社団法人館林市邑楽郡医師会	館林市苗木町2497-17	0276-72-1132
一般社団法人館林邑楽歯科医師会	館林市苗木町2622-1	0276-73-8818
邑楽館林農業協同組合永楽支所	千代田町大字赤岩193-5	0276-86-3005
邑楽館林農業協同組合富永支所	千代田町大字上五箇319-4	0276-86-4621

2　県防災行政無線一覧

名　　称		電　話　番　号	備　　考
千代田町	総　務　課	445-6300	
	住民福祉課	445-6301	
	財　務　課	445-6302	
	都市整備課	445-6303	
	教育委員会	445-6304	
	Ｆ　Ａ　Ｘ	445-6800	
館林行政県税事務所 （総務振興係）		322-1002 322-1003 322-1004	
館林行政県税事務所 （全県移動局）		356 421 511	車載型 携帯型 可搬型
Ｆ　Ａ　Ｘ		322-6800	行政県税事務所用
館林土木事務所		342-6302	
Ｆ　Ａ　Ｘ		342-6800	土木事務所用

１－２　千代田町防災会議条例　（昭和39年６月28日 条例第30号）

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、千代田町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

⑴　千代田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

⑵　町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

⑴　指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者

⑵　群馬県の知事の事務部内の職員のうちから、町長が任命する者

⑶　群馬県警察の警察官のうちから、町長が任命する者

⑷　町長がその部内の職員のうちから指名する者

⑸　町の議会議長

⑹　町の教育委員会の教育長

⑺　館林地区消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員及び消防団長

⑻　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

⑼　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命するもの

⑽　その他町長が特に必要と認めた者

６　前項の委員の定数は、30人以内とする。

７　第５項第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　第１条から前条までに定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、昭和39年７月１日から施行する。

附　則（平成８年条例第９号）

この条例は、平成９年１月１日から施行する。

附　則（平成12年条例第８号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成24年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

１－３　千代田町災害対策本部条例　（昭和39年６月28日 条例第29号）

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第７項の規定に基づき、千代田町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和39年７月１日から施行する。

附　則（平成24年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

第２　災害危険区域関係

２－１　重要水防区域

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所所在地名		延長（m）	重要なる理由	指定機関
	種別	階級		大字名	杙杭位置			
利根川	堤防高	B	左	舞木	161.0 下 54 160.5 上 187	673.8	余裕高不足	国土交通省（川俣出張所）
	堤防高	B	左	舞木	160.0 上 36 156.5 上 253	3466.9	余裕高不足	
	堤防高 法崩れ・すべり	B B	左	瀬戸井	156.5 下 253 155.0 下 70	1,092.8	余裕高不足 法崩れ・すべりのおそれ	
	堤防高 法崩れ・すべり 旧川跡	B B 要	左	上五箇	155.0 下 70 155.0 下 117	46.6	法崩れ・すべりのおそれ	
	堤防高 旧川跡	B 要	左	上五箇	155.0 下 117 154.5 上 47	69.9	余裕高不足 旧川跡	
	堤防高	B	左	上五箇	154.5 上 47 154.0 上 24	509.6	余裕高不足	
	工作物	B	左	上五箇	154.0	1 箇所	余裕高不足 武蔵大橋	
	堤防高	B	左	上五箇	154.0 下 72 154.0 下 231	159.4	余裕高不足	
	堤防高 堤防断面	B B	左	上五箇	154.0 下 231 153.5 上 206	77.1	余裕高不足 現況堤防断面、天端幅が計画以下で 1/2 以上	
	堤防高	B	左	上五箇	153.5 上 206 153.5 下 150	355.6	余裕高不足	
	堤防高 堤防断面	B B	左	上五箇	153.5 下 150 153.0 下 25	374.8	余裕高不足 現況堤防断面、天端幅が計画以下で 1/2 以上	
	堤防高	B	左	下中森	153.0 下 25 152.5 上 125	349.3	余裕高不足	
	堤防高 堤防断面	B B	左	下中森	152.5 上 125 151.5 上 100	1,024.6	余裕高不足 現況堤防断面、天端幅が計画以下で 1/2 以上	

第３　消防関係

３－１　消防組織

１　組織図

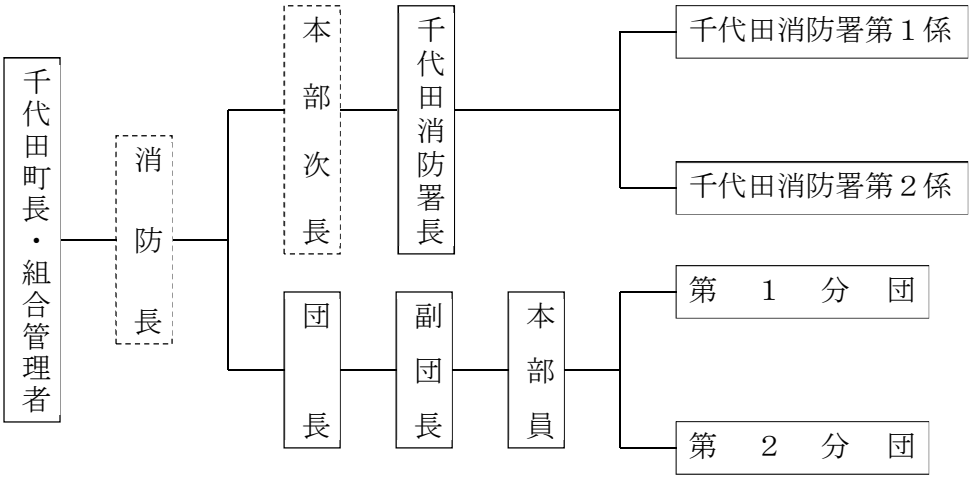

２　消防団の編成

分団名	区域名	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計
本　　部	全　　域	1	2					3
第１分団	西部地域			1	1	5	52	59
第２分団	東部地域			1	1	3	36	41
総団員数		1	2	2	2	8	88	103

３－２　消防施設の現況

区　　分	種　　別	台　数
千代田消防署	水槽付ポンプ車	1
	救急車	1
	その他（連絡車１台、水防車１台）	2
千代田消防団	普通ポンプ車	8

第４　水防関係

４－１　水防に関する資料

１　水防倉庫

河　川　名	倉　　庫　　名	所　　在　　地	鍵　保　管　者	電　話　番　号
利　根　川	千代田消防署水防倉庫	千代田町大字萱野1218-1	千代田消防署長	86-3202

２　水防資器材備蓄一覧表

倉　庫　名	かま	なた	のこぎり	おの	スコップ	つるはし	とうぐわ	かけや	竹尖鎌	タコ	ペンチ	ハンマー	麻袋	鉄杭	土のう袋	なわ	丸太	くい	土留鋼板	パイプ	越水シート	モッコ	鉄線	シート	命綱	カッター	水防マット
									式												m		kg				
千代田消防署水防倉庫	9	14	31	14	59	25	15	43	1	－	10	16	1	176	10,200	2	7	－	－	3	20	3	30	48	59	2	15

3　水防用非常電話番号一覧表

機　　関　　名	電話局	（市外）	電話番号	備　　考
千代田町役場	赤岩	0276	86-2111	水防連絡管内状況報告
邑楽館林農業協同組合富永支所	赤岩	0276	86-4621	水防連絡
利根加用水土地改良区	赤岩	0276	86-3402	〃
館林地区消防組合千代田消防署	赤岩	0276	86-3202	〃

4　輸送車両一覧表

管　　理	保　　管	車　　種	台数	備　　考
館林地区消防組合消防本部	館林消防署	消防車 電源照明車 救急車 連絡車 水防車 救助艇 マイクロバス けん引車 救助工作車	5 1 2 6 3 2 1 1 1	 ３ｔ車、普通トラック、軽トラック 26人乗
	千代田消防署	消防車 救急車 連絡車 水防車	1 1 1 1	 軽トラック
千代田町役場	総務課	普通トラック	1	１ｔ車
	教育委員会	普通トラック	1	１ｔ車
	環境保健課	軽トラック	1	
	都市整備課	小型ダンプ	1	２ｔ車
		軽トラック	1	
	経済課	軽トラック	1	

5　船舶一覧表

管　　理	保管場所	形状及び定員	台数	備　　考
館林地区消防組合消防本部	館林消防署	救助艇（FRP）　４名 ゴムボート　6名 ゴムボート　2名	 １隻 １隻	船外機付 船外機付 手漕ぎボート
	千代田消防署	救助艇（FRP）　５名	１隻	分割組立式 船外機付

6　指定特殊機械所有業者

業　者　名	所　　在　　地	電話番号	機　　械　　名	台　数
新和建設(株)	千代田町大字赤岩3042-3	86-3172	ブルドーザー	2
			バックホー	12
			タイヤショベル	1

7　輸送経路

輸　　送　　区　　間		第一輸送経路	第二輸送経路	備考
自	至			

館林地区消防組合	千代田消防署水防倉庫	国道122号線 －　上中森川俣停車場線	 主　足利邑楽行田線	

４－２　樋門等一覧

１　樋門及び堰堤一覧表

河川名	樋門（堰堤）名	岸	位　　置	規模・操作方法	操作責任者	電　話	所　轄　機　関
そ の 他	第４相谷樋門	中央	福島字祖谷	高1.00　鳥居型 巾0.90　鉄扉手動		86-2111	千代田町経済課
新谷田川	統合堰	中央	新福寺字中道下 新福寺字西ノ原	高2.36　鳥居型 巾10.90 鉄扉手動		86-2111	千代田町経済課
新谷田川	二の堰１号樋門	左岸	舞木字早渡	高1.70　鳥居型 巾1.60　鉄扉手動	千代田町役場	86-2111	千代田町都市整備課
利根加用水	二の堰２号樋門	中央	舞木字島間	高1.70　鳥居型 巾1.60　鉄扉手動	千代田町役場	86-2111	千代田町都市整備課
新谷田川放水路	新谷田川転倒堰	中央	舞木字島間	高1.40 巾17.00 鉄扉手動		86-3402	利根加用水土地改良区
新谷田川放水路	休泊川排水樋門	中央	舞木字油免	高3.70 自動巻上式 巾5.50	利根川上流河川事務所所長	048 563-1992	川俣出張所
邑楽用水	利根加樋門	中央	上中森字八幡上北	高1.75　鳥居型 巾3.40　鉄扉電動		048 557-1501	水資源機構
邑楽用水	八幡下樋門	右岸	上中森字八幡下	高0.70　巻上一運 巾1.00　鉄扉手動		048 557-1501	水資源機構
邑楽用水	八幡下水位調整樋門	中央	上中森字八幡下	自動巻上式		048 557-1501	水資源機構
邑楽用水	下中森樋門	右岸	下中森字大法	高0.70　巻上一運 巾1.10　鉄扉手動		048 557-1501	水資源機構

２　重要樋門

河　川　名	堰　　樋　　名	平　常　時　の　状　況	管　轄　機　関	市　　町
新　谷　田　川	統合堰	ローラゲート内水位2.6mまでは、自然開放	千代田町経済課	千代田
休　　泊　　川	休泊川排水樋門	水位が15.8mまでは、自然開放	川俣出張所	千代田

４－３　水害対応チェックリスト

河川水位	気象・水象	国交省河川事務所からの情報	市町村の対応	チェック欄
低い	八斗島水位観測所の水位が水防団待機水位に到達した場合 【八斗島水位観測所（水位 0.80m）】 気象庁から大雨注意報等が発表された場合	水防警報（待機・準備） ※総務課防災管財係にメール、ＦＡＸにより送付	災害警戒本部設置（職員初期動員）※	
			・上流域を含む防災気象情報等を監視し、水位を把握する連絡要員を配置する。	
			・連絡要員は、１時間おきに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する。	
			・避難所の開設を検討する。	
			水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「待機、準備」を指示する。	
			市町村管理又は操作を委託されている樋門・樋管等の操作担当者に、操作に関する注意喚起を行う。	
	八斗島水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達した場合 【八斗島水位観測所（水位 1.90m）】 気象庁から大雨警報等が発表された場合	洪水予報（氾濫注意情報） ※総務課防災管財係にメール、ＦＡＸにより送付 水防警報（出動） ※総務課防災管財係にメール、ＦＡＸにより送付	災害対策本部設置（職員１号配備）※	
			・管理職等を配置し、避難準備情報の発令を判断できる体制をとる。	
			・職員の派遣等の避難所開設の準備を指示する。	
			要配慮者施設、大規模事業者に洪水予報（氾濫注意情報）を伝達する。	
			水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「出動」を指示する。	
			水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める。	
			重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難準備情報の発表対象地域を検討する。	
			避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難準備情報の発表の判断を行う。	
			国交省に対するリエゾンの派遣要請について検討する。	
		ホットライン （河川事務所からあらかじめ定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡）※氾濫危険水位に達する見込み等切迫した状況において実施	必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する。	
			河川事務所長へリエゾンの派遣を要請する。	
	八斗島水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 【八斗島水位観測所（水位 3.90m）】	洪水予報（氾濫警戒情報） ※総務課防災管財係にメール、ＦＡＸにより送付	災害対策本部（職員２号配備）※	
			・首長若しくは代理者が登庁し、避難勧告等を発令できる体制をとる。	
			・水位等の監視体制を強化し 10 分毎の河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する。	
			要配慮者施設、大規模事業者に洪水予報（氾濫警戒情報）を伝達する。	
			避難準備情報を発令する。	
			重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難勧告等の発令対象地域を検討する。	
			避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難勧告等の発令の判断を行う。	
		水防警報（状況） ※総務課防災管財係にメール、ＦＡＸにより送付	水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める。	
		ホットライン （河川事務所からあらかじめ定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡）	過去の洪水との比較等、洪水の切迫性について確認する。	
			必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する。	
			河川事務所長へリエゾンの派遣を要請する。	
	八斗島水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合 【八斗島水位観測所（水位 4.80m）】	洪水予報（氾濫危険情報） ※総務課防災管財係にメール、ＦＡＸにより送付	災害対策本部（職員３号配備）※	
			・全職員があらかじめ定めた防災対応の体制に入る。	
			要配慮者施設、大規模事業者に洪水予報（氾濫危険情報）を伝達する。	
			避難勧告又は避難指示を発令する（必要に応じ、ホットライン等により河川事務所へ対象地域を確認する。）。	
		ホットライン （河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡）	必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する。	
			リエゾンを通じ、河川事務所に災害対策機械の派遣などの支援を要請する。	
		水防警報（状況） ※総務課防災管財係にメール、ＦＡＸにより送付	水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する。	
	堤防天端に水位が到達するおそれがある場合 【八斗島水位観測所（おおむね水位 5.28m）】	洪水予報（氾濫危険情報） ※総務課防災管財係にメール、ＦＡＸにより送付	要配慮者施設、大規模事業者に洪水予報（氾濫危険情報）を伝達する。	
		水防警報（状況） ※総務課防災管財係にメール、ＦＡＸにより送付	水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する。	
		ホットライン （河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡）	氾濫シミュレーションの結果等を確認し、避難指示を発令する。	
	堤防の決壊等による氾濫が発生した場合	洪水予報（氾濫発生情報） ※総務課防災管財係にメール、ＦＡＸにより送付	要配慮者施設、大規模事業者に洪水予報（氾濫発生情報）を伝達する。	
			住民に対し、堤防の決壊等の状況を周知する。	
			水防団からの報告等により堤防の決壊をいち早く覚知した場合には、河川事務所、都道府県、所轄警察署等の関係機関に通知する。また、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。	
高い		ホットライン （河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡）	氾濫シミュレーション結果等を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。	

※「避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドライン（平成 27 年８月内閣府（防災担当））」に基づき記載しています。各項目については、各市町村の地域防災計画等に基づき見直しをお願いします。

第５　避難収容関係

５－１　避難場所一覧

１　災害時避難所

番号	名称	所在地	電話番号	収容人員	標高（m）
1	東小学校	上五箇316	86-3225	677	21.9
2	東こども園	上五箇522-1	86-3226	145	21.7
3	陽だまり交流館	上五箇319-2	86-5730	122	21.5
4	地域活動支援センター	上五箇526	55-3970	117	21.7
5	温水プール	上五箇600-2	86-3012	270	22.5
6	総合体育館	上五箇600-1	86-8810	967	22.5
7	東小学童クラブ	上五箇316-2	86-6502	42	21.9
8	西小学校	赤岩1755	86-3204	1,068	23.9
9	千代田中学校	赤岩1920	86-3222	869	22.4
10	西こども園（北園舎）	赤岩2119	86-4154	324	22.2
11	西こども園（南園舎）	鍋谷367-9	86-4154	264	23.6
12	町民体育館	赤岩1895-3	86-5087	615	23.0
13	町民プラザ	赤岩1701-1	86-6311	957	22.7
14	総合保健福祉センター（福祉避難所）	赤岩2119-5	86-7000	70	22.2
15	自立支援サービスセンター（福祉避難所）	赤岩2119-5	86-8880	35	22.2
16	西小学童クラブ	赤岩1755	86-3685	167	23.6
17	赤岩1区公民館	赤岩206		35	24.3
18	赤岩2区公民館	赤岩1037		32	23.9
19	熊野公民館	赤岩1097		32	24.2
20	五反田公民館	赤岩1150-4		39	23.4
21	桧内集会所	赤岩1926-11		63	23.0
22	瀬戸井公民館	瀬戸井105-1		35	22.5
23	上五箇公民館	上五箇766-1		48	22.3
24	上中森公会堂	上中森甲1137-1		69	21.8
25	下中森公民館	下中森72-1		58	20.9
26	萱野公民館	萱野1195		35	20.4
27	木崎公民館	木崎534-2		41	21.1
28	鍋谷公民館	鍋谷137-1		29	21.4
29	前天神原公民館	赤岩2471-2		54	23.8
30	中天神原集会所	赤岩2946-1		37	23.4
31	後天神原公民館	赤岩3090		33	24.6
32	大日集会所	赤岩2516-7		43	23.6
33	福島集会所	福島579-1		44	25.3
34	新福寺公民館	新福寺526-1		40	26.3
35	中島集会所	舞木乙968		57	25.4
36	舞木15区公民館	舞木301-1		51	24.5
37	舞木16区公民館	舞木94-3		75	24.8
38	第17区コミュニティーセンター	上中森1390-5		45	21.0
			合　計	7,704	

2　大地震発生時における避難場所

番号	名称	所在地	面積（㎡）
1	東部運動公園	上五箇600	69,447
2	昭和公園	昭和４	13,996
3	くらかけ公園	赤岩2714	14,700
4	舞木駒形公園	舞木185-4	2,500
5	なかさと公園	舞木470-17	50,499
6	東小学校	上五箇316	18,423
7	西小学校	赤岩1755	30,331
8	千代田中学校	赤岩1920	29,621

3　洪水発生時における避難場所

番号	名称	所在地	階数	電話番号	収容人員
1	東小学校	上五箇316	２階	86-3225	186
2	温水プール	上五箇600-2	２階	86-3012	240
3	総合体育館	上五箇600-1	２階	86-8810	230
4	西小学校	赤岩1755	３階	86-3204	280
5	千代田中学校	赤岩1920	３階	86-3222	57
6	町民体育館	赤岩1895-3	２階	86-5087	72
7	町民プラザ	赤岩1701-1	３階	86-6311	77
8	くらかけ公園	赤岩2714			1,100
9	後天神原公民館	赤岩3090	１階		33
10	北海製罐(株)千代田工場	昭和5-1	２階	86-5755 (代)	490
11	サントリービール(株)利根川ビール工場	赤岩2712		86-5211 (代)	250
12	㈱ｼﾞｮｲﾌﾙ本田　千代田店	萱野813-1	２階	55-0700	1,250
					計1,886

５－２　要配慮者利用施設

１　児童福祉施設

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
西保育園	赤岩2119-6	86-4154
東保育園	上五箇522-1	86-3226
児童館	上五箇526	86-5730
児童センター（総合福祉センター内）	赤岩2119-5	86-6181
西小学校学童クラブ	赤岩1755	86-3685
東小学校学童クラブ	上五箇316	86-6502

２　老人福祉施設

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
総合福祉センター	赤岩2119-5	86-6181
自立支援サービスセンター	赤岩2119-5	86-8880
特別養護老人ホーム　ちよだＣＯＭハウス	赤岩2114-2	86-6771
あんしんケア	赤岩975	86-8250
特別養護老人ホーム　みどりの風	瀬戸井386	86-5011
あすかデイサービスセンター千代田	上中森1220	86-3625

３　幼稚園

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
西幼稚園	鍋谷367-9	86-3220
東幼稚園	上五箇319-2	86-3502

４　医療施設

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
小西医院	赤岩1101	86-2261
千代田医院	赤岩1773-1	86-6080

５－３　応急仮設住宅建設予定地

所　在　地	敷地面積（㎡）	戸　　数	備考（現状等）
昭和４	13,996	36	昭和公園
赤岩2714	14,700	40	くらかけ公園
舞木470-17	50,499	40	なかさと公園
合計	79,195	116	

第６　医療救護関係

６－１　医療機関

１　基幹災害医療センター

病院名	経営主体	所在地	電話番号	総病床数							
					一般			精神	結核	感染	療養
						一般	人間ドック				
前橋赤十字病院	日本赤十字社	前橋市朝日町3-21-36	027-224-4585	592	586	570	16	0	0	6	0

２　地域災害医療センター

二次保健医療圏名	病院名	経営主体	所在地	電話番号	総病床数										
						一般						精神	結核	感染	療養
							一般	ICU、CCU	NICU	HCU	健診				
太田・館林	富士重工業健康保険組合**太田記念病院**	公益法人	太田市大島町455-1	0276-55-2200	404	400	354	12	6	10	18	0	0	4	0

３　町内及び近隣の医療機関

名　　称	所　在　地	電話番号	診　療　科　目
小西医院	赤岩1101	86-2261	婦人・内・小児科
千代田医院	赤岩1773-1	86-6080	内・外・皮膚・小児・整形外・肛門・胃腸・消化器科
館林厚生病院	館林市成島262-1	72-3140	総合
荒木歯科医院	鍋谷252-3	86-2110	歯科
野本歯科クリニック	萱野1235-5	86-5055	歯科
福田歯科医院	赤岩1043	86-2183	歯科
ちよだの森歯科診療所	赤岩1729-1	86-8838	歯科

６－２　医療資材の調達先

名　　称	所　在　地	電話番号	備　　考
ジョイフル本田	萱野813-1	55-0700	
ドラッグセイムス	赤岩1733	86-4320	
（有）医薬総研薬師	萱野1135-4	080-3216-9221	

第７　輸送関係

７－１　ヘリポート予定地

名　　称	所　在　地	面　積 （東西）×（南北）	備　　考
東部運動公園	上五箇600	97×104	
昭和公園	昭和４	90×　90	応急仮設住宅建設予定地
くらかけ公園	赤岩2714	105×105	応急仮設住宅建設予定地
なかさと公園	舞木470-17	90×　90	応急仮設住宅建設予定地

７－２　緊急輸送車両

１　町有車両

普通・軽乗用車	普通・軽貨物自動車	給食運送車	小型特殊自動車	計
17	19	1	4	41

２　営業用自動車

名　　称	所　在　地	電話番号
大泉グリーントラック交通安全協議会	大泉町朝日 2-27-2　交通会館内	62-2687
大泉ダンプカー安全輸送協会	大泉町朝日 2-27-2　交通会館内	62-2687

７－３　緊急輸送道路路線図

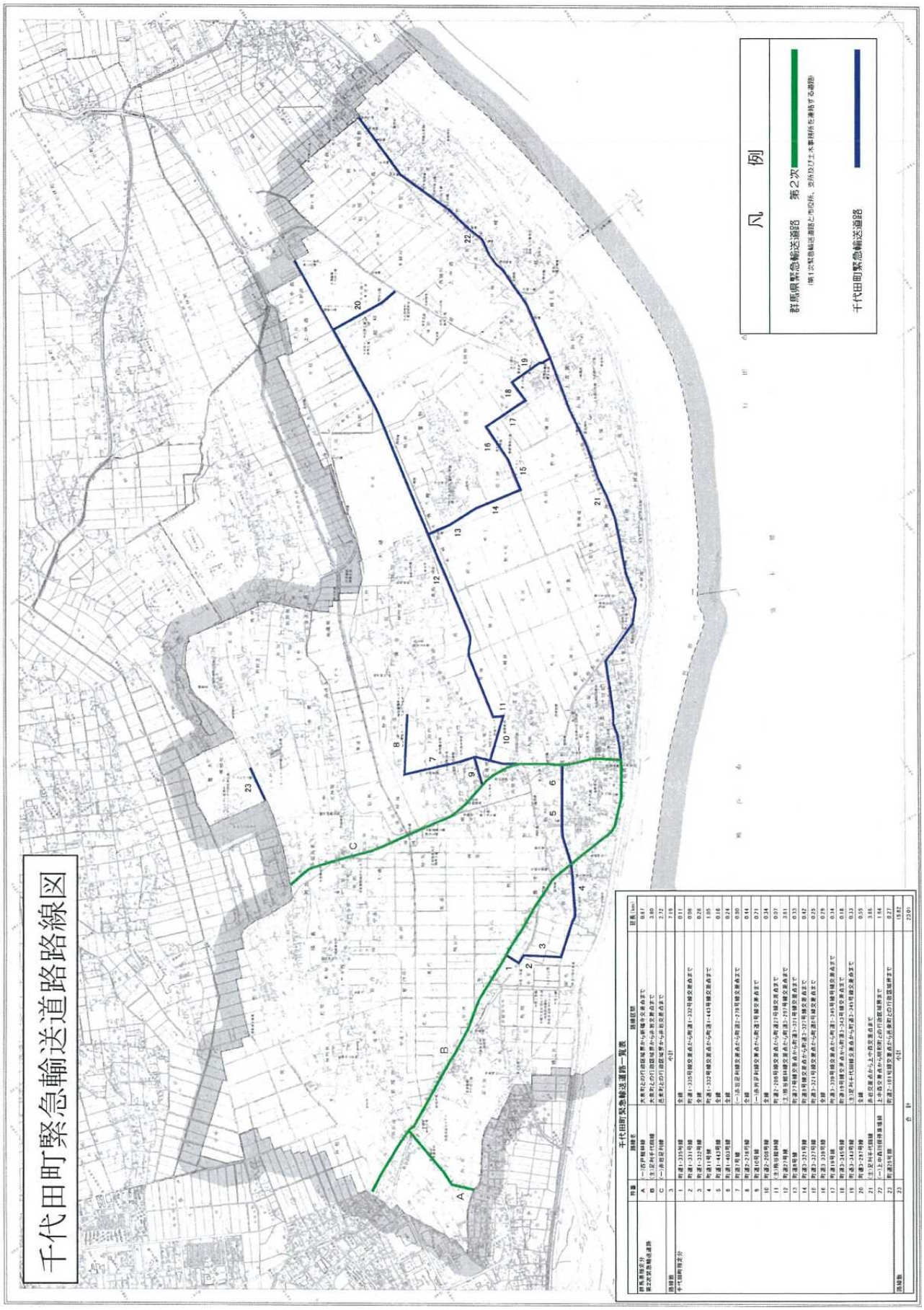

第８　自衛隊関係

８－１　自衛隊派遣部隊の宿泊予定地

施　設　名	所　在　地	電話番号	宿泊場所	管理者	備　考
西　小　学　校	赤岩1755	86-3204	体　育　館	校　長	
東　小　学　校	上五箇316	86-3225	体　育　館	校　長	
千代田中学校	赤岩1920	86-3222	体　育　館	校　長	

第９　物資供給関係

９－１　食料の調達先及び備蓄物資

１　食料の調達先

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
フードショップクリバラ	赤岩1174-1	86-3437
ドラッグセイムス	赤岩1733	86-4320
ファミリーマート日野屋千代田町店	赤岩783-4	86-9303
石川商店	上中森942-2	86-2015
セーブオン千代田上中森店	上中森893-1	70-5020
セブンイレブン千代田鞍掛店	赤岩3279-1	86-8330
セブンイレブン千代田町なかさと公園前店	舞木1939-1	86-8095
トギヤ・商店	赤岩141	86-2279
食品の松村	赤岩106	86-2029
邑楽館林農業協同組合富永支所	上五箇319-4	86-4621
邑楽館林農業協同組合永楽支所	赤岩193-5	86-3005
ジョイフル本田	萱野813-1	55-0700
(株)ジャパンミート	萱野813-1	86-2911

２　備蓄物資

町関係（食料・飲料水）　　（平成28年４月１日現在）

No	項目	備蓄品名	数量	購入年月日	賞味期限	保管場所	備考
1	食料	アルファ米（わかめご飯 100ｇ）	100	平成 27. 3. 31	平成 32 年７月	役場	50 食×４箱
2	食料	アルファ米（梅がゆ 100ｇ）	100	平成 27. 3. 31	平成 32 年６月	役場	50 食×４箱
3	食料	アルファ米（五目ご飯 100ｇ）	100	平成 27. 3. 31	平成 32 年７月	役場	50 食×４箱
4	食料	アルファ米（五目ご飯 100ｇ）	100	平成 28. 3. 31	平成 33 年７月	役場	50 食×２箱
5	食料	アルファ米（わかめご飯 100ｇ）	100	平成 28. 3. 31	平成 33 年８月	役場	50 食×２箱
6	食料	アルファ米（梅がゆ 100ｇ）	100	平成 28. 3. 31	平成 33 年８月	役場	50 食×２箱
7	食料	アルファ米（五目ご飯 100ｇ）	100	平成 27. 3. 31	平成 32 年７月	総合福祉センター	50 食×２箱
8	食料	アルファ米（わかめご飯 100ｇ）	100	平成 27. 3. 31	平成 32 年７月	総合福祉センター	50 食×２箱
9	食料	アルファ米（梅がゆ 100ｇ）	100	平成 27. 3. 31	平成 32 年６月	総合福祉センター	50 食×２箱
10	食料	アルファ米（五目ご飯 100ｇ）	100	平成 28. 3. 31	平成 33 年７月	総合福祉センター	50 食×２箱
11	食料	アルファ米（わかめご飯 100ｇ）	100	平成 28. 3. 31	平成 33 年８月	総合福祉センター	50 食×２箱
12	食料	アルファ米（梅がゆ 100ｇ）	100	平成 28. 3. 31	平成 33 年８月	総合福祉センター	50 食×２箱
13	食料	アルファ米（梅がゆ 100ｇ）	100	平成 27. 3. 31	平成 32 年６月	保健センター	50 食×２箱
14	食料	アルファ米（五目ご飯 100ｇ）	100	平成 28. 3. 31	平成 33 年７月	保健センター	50 食×２箱

No	項目	備蓄品名	数量	購入年月日	賞味期限	保管場所	備考
15	食料	アルファ米（わかめご飯 100ｇ）	100	平成 28. 3. 31	平成 33 年８月	保健センター	50 食×２箱
16	食料	アルファ米（梅がゆ 100ｇ）	100	平成 28. 3. 31	平成 33 年８月	保健センター	50 食×２箱
17	食料	アルファ米（わかめご飯 100ｇ）	100	平成 27. 3. 31	平成 32 年７月	温水プール	50 食×２箱
18	食料	アルファ米（五目ご飯 100ｇ）	100	平成 28. 3. 31	平成 33 年７月	温水プール	50 食×２箱
19	食料	アルファ米（わかめご飯 100ｇ）	100	平成 28. 3. 31	平成 33 年８月	温水プール	50 食×２箱
20	食料	アルファ米（梅がゆ 100ｇ）	100	平成 28. 3. 31	平成 33 年８月	温水プール	50 食×２箱
アルファ米			2,000				
21	食料	粉ミルク	53	平成 28. 3. 31	平成 29 年６月	総合福祉センター	
22	食料	粉ミルク	53	平成 28. 3. 31	平成 29 年６月	温水プール	
23	食料	粉ミルク	54	平成 28. 3. 31	平成 29 年６月	保健センター	
粉ミルク			160				
24	食料	保存用ﾋﾞｽｺ(ｺﾝﾊﾟｸﾄﾀｲﾌﾟ、60 袋/箱)	120	平成 28. 3. 31	平成 33 年４月	総合福祉センター	
25	食料	保存用ﾋﾞｽｺ(ｺﾝﾊﾟｸﾄﾀｲﾌﾟ、60 袋/箱)	120	平成 28. 3. 31	平成 33 年４月	温水プール	
26	食料	保存用ﾋﾞｽｺ(ｺﾝﾊﾟｸﾄﾀｲﾌﾟ、60 袋/箱)	120	平成 28. 3. 31	平成 33 年４月	保健センター	
保存用ﾋﾞｽｺ(ｺﾝﾊﾟｸﾄﾀｲﾌﾟ、60 袋/箱)			360				
27	食料	缶入りパン	216	平成 27. 3. 31	平成 32 年８月	役場	
28	食料	缶入りパン	96	平成 27. 3. 31	平成 32 年８月	保健センター	
29	食料	缶入りパン	168	平成 27. 3. 31	平成 32 年８月	総合福祉センター	
缶入りソフトパン			480				
30	食料	缶入りカンパン	144	平成 27. 3. 31	平成 32 年２月	役場	24 缶×６箱
31	食料	缶入りカンパン	96	平成 27. 3. 31	平成 32 年２月	温水プール	24 缶×４箱
32	食料	缶入りカンパン	96	平成 27. 3. 31	平成 32 年２月	総合福祉センター	24 缶×４箱
缶入りカンパン			336				
33	飲料	飲料水（2.0ℓ　pet）	198	平成 28. 3. 31	平成 33 年８月	温水プール	６本入×33 箱
34	飲料	飲料水（2.0ℓ　pet）	204	平成 28. 3. 31	平成 33 年８月	総合福祉センター	６本入×30 箱
35	飲料	飲料水（2.0ℓ　pet）	198	平成 28. 3. 31	平成 33 年８月	保健センター	６本入×33 箱
保存飲料水（2.0ℓ）			600				

県関係（食料）　　（平成28年４月１日現在）

品　　名	数　　量	備　　考
アルファ米（五目ご飯）100g	50食×32箱　（1,600食分）	館林保健福祉事務所32箱
アルファ米（わかめご飯）100g	50食×33箱　（1,650食分）	館林保健福祉事務所33箱
缶詰かゆ　280g	50食×３箱　（150食分）	館林保健福祉事務所３箱
乾パン　115g	128食×４箱 60食×７箱　（932食分）	館林保健福祉事務所11箱
缶入りソフトパン　100g	24食×４箱　（96食分）	館林保健福祉事務所４箱
ようかん	50本×１箱	館林保健福祉事務所１箱
飲料水　0.5ℓ	24本×57箱　（1,368本）	館林保健福祉事務所57箱

９－２　給水可能施設及び給水能力

１　水道施設の現況

名　　称	所　在　地	水　　量	管　理　者
第　３　浄　水　場	瀬戸井797-1	900㎥	群馬東部水道企業団
第　４　浄　水　場	瀬戸井794-5	3,000㎥	群馬東部水道企業団
第　５　浄　水　場	新福寺563	3,000㎥	群馬東部水道企業団
東部地域水道事務所	赤岩333	14,200㎥	群　馬　県
温　水　プ　ー　ル	上五箇600-2	390㎥	教　育　委　員　会

２　応急給水用機材の種別能力

町関係　　（平成28年４月１日現在）

種　　別	容　量	数　量	能　力	保　管　場　所
浄　水　機		１	２㎥／ｈ	温　水　プ　ー　ル
給　水　タ　ン　ク	0.5㎥	３	1.5㎥	温　水　プ　ー　ル
飲料水用運搬袋	10ℓ	1,000個	10㎥	温　水　プ　ー　ル

県関係　　（平成28年４月１日現在）

種　　類	能　力	数　量	管　理　場　所
浄水機	4,000ℓ	２台	館林保健福祉事務所１台 館林高校１台
ポリタンク	20ℓ	５個	館林高校５個

９－３　生活必需品の調達先及び備蓄物資

１　呉服、洋品、寝具販売業者

名　　称	所 在 地	電話番号	名　　称	所 在 地	電話番号
トータルファッション　タナカ	赤岩1746-1	86-4600	(株)しまむら	萱野813-1	86-9121
橋本百貨店	赤岩210	86-2327	道楽堂	新福寺161-7	86-2829
ジョイフル本田	萱野813-1	55-0700			

２　燃料販売業者

名　　称	所 在 地	電話番号	名　　称	所 在 地	電話番号
トギヤ・商店	赤岩 141	86-2279	鹿島屋商店	木崎 358-1	86-3505
峰岸商店(有)	赤岩 150-2	86-2876	家中商店	上五箇 825-1	86-2461
友井屋	下中森 1041-1	86-2652	栗原商店	上中森 971-2	86-3575
ジョイフル本田	萱野 813-1	55-0700			

３　備蓄物資

町関係（生活必需品物資）　　（平成28年４月１日現在）

項目	品　　名	数量	保管場所	備　考
薬	救急箱(ガーゼ・マキロン・胃腸薬・風邪薬等)	20	温水プール	
合　計		20		
物資	哺乳瓶（120mℓ）	50	温水プール	
物資	哺乳瓶（120mℓ）	50	総合福祉センター	
合　計		100		
物資	毛布（真空パック）	326	総合福祉センター	
合　計		326		
物資	ボックストイレ	25	総合福祉センター	
物資	コンパクト携帯トイレ（こまるちゃん）	50	総合福祉センター	
合　計		75		
物資	雨合羽	55	役場	
物資	使い捨て雨合羽	27	役場	
合　計		82		
物資	メガホン（サイレン付）	10	総合福祉センター	
物資	災害用食器セット	300	総合福祉センター	
物資	ブルーシート（3.6m×5.4m）	174	温水プール	
物資	懐中電灯（防水用　単２×２本）	90	総合福祉センター	

県関係（生活必需品物資）　（平成 28 年４月１日現在）

品　　名	数　　量	備　　考
毛布	700枚	館林保健福祉事務所150枚 館林高校550枚
ガスコンロ	32台	館林保健福祉事務所32台
医薬品セット	１式	館林高校１式
発電機（４kw）	１台	館林高校１台
発電機（2.7kw）	２台	館林高校２台
発電機付き投光器	６台	館林高校６台
缶詰ガソリン	８ℓ	館林保健福祉事務所４ℓ 館林高校４ℓ
担架	２台	館林高校２台
防水シート	160枚	館林保健福祉事務所60枚 館林高校100枚
缶詰灯油	８ℓ	館林保健福祉事務所８ℓ
その他資機材等		館林保健福祉事務所、館林高校

第10　衛生関係

10－１　し尿処理施設

１　し尿処理施設

名　　称	所　在　地	電話番号	規　模 (kℓ／日)	管 理 者
館林衛生施設組合 館林環境センター	館林市赤生田町65-1	72-1624	100	館 林 市 長

２　委託業者

名　　称	所　在　地	電話番号	備　　考
千代田清掃(有)	舞木1373-2	86-2246	

10－２　ごみ処理施設

名　　称	所　在　地	電話番号	規　模 （ｔ／16ｈ）	管 理 者
大泉町外二町環境衛生施設組合 大泉町外二町清掃センター ごみ焼却施設	大泉町大字上小泉330	63-1266	130	大 泉 町 長

10－３　粗大ごみ処理施設及び資源化施設

名　　称	所　在　地	電話番号	規　模 （ｔ／５ｈ）	管 理 者
太田市外三町広域清掃組合 リサイクルプラザ	太田市細谷町604-1	33-7980	73	太 田 市 長

10－４　最終処理施設

名　　称	所　在　地	埋立面積（㎡）	埋立容量（㎥）	管 理 者
大泉外二町環境衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	邑楽町大字狸塚1731-1	23,600	150,000	大 泉 町 長

第11　遺体の収容・処理関係

11－１　遺体収容所

名　　称	所　在　地	電話番号	備　考
西　小　学　校	赤岩1755	86-3204	
東　小　学　校	上五箇316	86-3225	
千 代 田 中 学 校	赤岩1920	86-3222	

11－２　火葬場

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
大泉町外二町環境衛生施設組合　斎場	大泉町大字上小泉347-5	62-6001

第12　災害救助法関係

12－１　災害救助基準

（平成 27 年４月現在）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。</td><td>（基本額）
避難所設置費
１人　１日当たり
320 円以内
（加算額）
冬季　別に定める額を加算

高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
２　避難に当たっての輸送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td><td>１　規格　１戸当たり平均 29.7 ㎡（９坪）を基準とする。
２　限度額　１戸当たり
2,621,000 円以内
３　同一敷地内等におおむね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。
（規模、費用は別に定めるところによる。）</td><td>災害発生の日から 20 日以内着工</td><td>１　平均１戸当たり 29.7 ㎡、2,621,000 円以内であればよい。
２　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
３　供与期間　最高２年以内
４　民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象とする。</td></tr>
<tr><td>炊出しその他による食品の給与</td><td>１　避難所に収容された者
２　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者</td><td>１人１日当たり
1,080 円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（１食は１/３日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）冬季（10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内
<table><tr><th>区分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上</th></tr></table></td><td>災害発生の日から 10 日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th colspan="8">費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>１人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,300</td><td>23,500</td><td>34,600</td><td>41,500</td><td>52,600</td><td>7,700</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>冬</td><td>30,200</td><td>39,200</td><td>54,600</td><td>63,800</td><td>80,300</td><td>11,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,000</td><td>8,000</td><td>12,000</td><td>14,600</td><td>18,500</td><td>2,600</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,700</td><td>12,600</td><td>17,900</td><td>21,200</td><td>26,800</td><td>3,500</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者
（応急的処置）</td><td colspan="8">１　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
２　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
３　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td colspan="8">１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
２　助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>１　現に生命、身体が危険な状態にある者
２　生死不明な状態にある者</td><td colspan="8">当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内</td><td>１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。
２　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>１　住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者
２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td colspan="8">居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
１世帯当り
567,000 円以内</td><td>災害発生の日から１ヵ月以内</td><td></td></tr>
<tr><td>学用品の給与</td><td>住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒</td><td colspan="8">１　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費
２　文房具及び通学用品は、次の金額以内
小学校児童
１人当たり 4,200 円
中学校生徒
１人当たり 4,500 円
高等学校等生徒
１人当たり 4,900 円</td><td>災害発生の日から
（教科書）
１ヵ月以内
（文房具及び通学用品）
15 日以内</td><td>１　備蓄物資は評価額
２　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 208,700円以内 小人（12歳未満） 167,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が定められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第13　その他の資料

13－１　気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
５弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
５強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
６弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
６強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

第14　関係様式

14－１　被害報告関係様式

様式１

災害概況即報

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

報告日時	年　月　日　時　分
報告機関	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	年　月　日　時　分	
被害の状況	死傷者	死　者	人	不明　人	住　家	全壊　棟	一部破損　棟
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（県）		（市町村）			

（注）第１報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入すれば足りること。）

様式２

被害状況即報

<table>
<tr><td colspan="2">報告機関</td><td colspan="3"></td><td colspan="4">区　　分</td><td>被　　害</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">災害名
・
報告番号</td><td colspan="3" rowspan="2">災害名
第　　報
（　月　日　時現在）</td><td rowspan="8">そ
の
他</td><td rowspan="2">田</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">報告者名</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td rowspan="2">畑</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">区　　分</td><td>被　　害</td><td>文教施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">人的被害</td><td colspan="2">死　　者</td><td>人</td><td></td><td>病　　院</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>人</td><td></td><td>道　　路</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重　傷</td><td>人</td><td></td><td>橋りょう</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>軽　傷</td><td>人</td><td></td><td>河　　川</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="12">住家被害</td><td rowspan="3">全　壊</td><td>棟</td><td></td><td>砂　　防</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>清掃施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>がけ崩れ</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">半　壊</td><td>棟</td><td></td><td>鉄道不通</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>被害船舶</td><td>隻</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>水　　道</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td></td><td>電　　話</td><td>回線</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>電　　気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>ガ　　ス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td>ブロック塀等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">り災世帯数</td><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">り災者数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td>建　　物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家</td><td>公共建物</td><td>棟</td><td></td><td>危　険　物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>棟</td><td></td><td>そ　の　他</td><td>件</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td></td><td>被　　害</td><td rowspan="11">災害対策本部等の設置状況</td><td>県</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="10">市町村</td><td colspan="3" rowspan="10"></td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他</td><td>農業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="4">災害救助法適用市町村名</td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">計　　団体</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>千円</td><td></td><td>消防職員出動延人数</td><td>人</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td>消防団員出動延人数</td><td>人</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">災害発生場所

災害発生年月日

災害の種類概況

応急対策の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

・避難の勧告・指示の状況

・避難所の設置状況

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況</td></tr>
</table>

※被害額は省略することができる。

様式３

被害状況即報続紙

市町村名		第　　報続紙　　月　　日　　時現在
被害の区分	被害発生地区	数（名称）
応急対策の実施状況		
救助・救出活動状況 避難場所の設置状況 消火活動状況 その他		

様式４

災害確定報告

<table>
<tr><td colspan="2">報告機関</td><td colspan="3"></td><td colspan="4">区　　分</td><td>被　　害</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害名
・
確定日</td><td colspan="3">月　日　時確定</td><td rowspan="11">そ

の

他</td><td rowspan="2">田</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td><td>冠　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">畑</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告者名</td><td colspan="3"></td><td>冠　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">区　　分</td><td colspan="2">被　　害</td><td>文教施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">人的被害</td><td colspan="2">死　者</td><td>人</td><td></td><td>病　院</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>人</td><td></td><td>道　路</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重　傷</td><td>人</td><td></td><td>橋りょう</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>軽　傷</td><td>人</td><td></td><td>河　川</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="12">住家被害</td><td rowspan="3">全　壊</td><td>棟</td><td></td><td>砂　防</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>清掃施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>がけ崩れ</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">半　壊</td><td>棟</td><td></td><td>鉄道不通</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>被害船舶</td><td>隻</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>水　道</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td></td><td>電　話</td><td>回線</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>電　気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>ガ　ス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td>ブロック塀等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">り災世帯数</td><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">り災者数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td>建　物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家</td><td>公共建物</td><td>棟</td><td></td><td>危険物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>棟</td><td></td><td>その他</td><td>件</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td>被　　害</td><td rowspan="4">県災害対策本部</td><td>名 称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td>設 置</td><td colspan="3">月　日　時</td></tr>
<tr><td>農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td><td>廃 止</td><td colspan="3">月　日　時</td></tr>
<tr><td>公共土木施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="3">災害対策本部設置市町村名</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td><td colspan="4">計　　団体</td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他</td><td>農業被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="6">災害救助法適用市町村名</td><td colspan="4" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4">計　　団体</td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">災害発生場所

災害発生年月日

災害の概況

消防機関の活動状況

その他（避難の勧告・指示の状況）</td></tr>
</table>

様式５

災害確定報告続紙

市町村名		月　　日　　時確定
被害の区分	被害発生地区	数（名称）

（火災即報）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
報告機関	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※爆発を除く

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造　建物面積 階層　延べ面積		
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第１報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入すれば足りること。）

（特定事故即報）

事故名 ｛ 1　危険物に係る事故
　　2　原子力災害
　　3　その他特定の事故

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
報告機関	
報告者名	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　　）		
発生場所			
事業所名			
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時 鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分 月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1危険物　2指定可燃物　3高圧ガス 4可燃性ガス　5毒劇物　6ＲＩ 7その他（　　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関	出場人員	出場資機材
		事業所 自衛防災組織	人	
		事業所 共同防災組織	人	
		事業所 その他	人	
		消防本部（署）	台 人	
		消防団	台 人	
		自衛隊	人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分 使用停止命令　月　日　時　分	その他	人	
災害対策本部等の設置状況				

その他参考事項

（注）負傷者等欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入すれば足りること。）

（救急・救助事故即報）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
報告機関	
報告者名	

消防庁受信者氏名

発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救助者数 （見込）		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
（注）第１報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入すれば足りること。）

14－２　自衛隊派遣要請関係様式

年　　月　　日

群馬県知事　　あて

市町村長　　印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第 68 条の２第１項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

１　災害の情況及び派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

４　その他参考となるべき事項

例）・必要な車両、航空機、資機材

・必要な人員

・連絡場所及び連絡責任者

14－３　緊急通行車両の確認関係様式

様式１

年　月　日 緊急通行車両使用申出書 様 申出者（住所又は所在地） （氏名又は団体名） （電話番号）		
車両の登録番号		
車両の用途（緊急輸送にあっては輸送人員又は品名）		
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

様式２

第　号 年　月　日 緊急通行車両確認証明書 知事　印 公安委員会　印			
車両の登録番号			
車両の用途（緊急輸送にあっては輸送人員又は品名）			
使用者	住所又は所在地		
	氏名又は団体名		
	電話番号		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

様式３

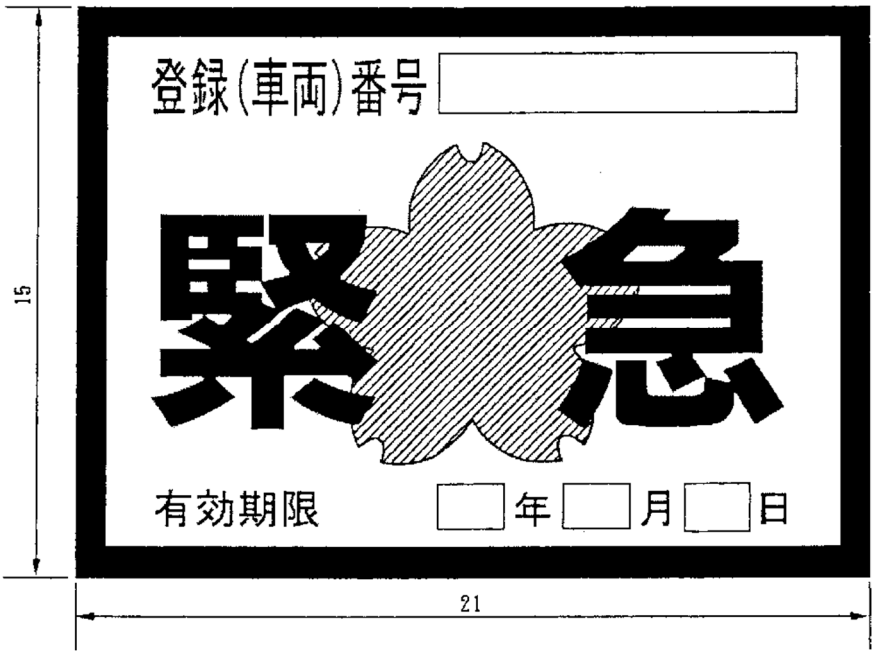

備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の面像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

様式４

緊急通行車両確認処理簿

受付年月日	申出者	車両番号	交付年月日	指令番号

千代田町地域防災計画

発行日　平成 28 年 9 月
発　行　千代田町防災会議

〒370-0598
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1
TEL 0276-86-2111
FAX 0276-86-4591
http://www.town.chiyoda.gunma.jp/

企画・編集　千代田町 総務課